

平成 2 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 9 年 6 月 1 3 日開会

平成 2 9 年 6 月 2 9 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 3 日

平成29年第2回北杜市議会定例会（1日目）

平成29年6月13日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 平成28年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第4 報告第3号 平成28年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第5 報告第4号 平成28年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
- 日程第6 報告第5号 平成28年度北杜市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第7 報告第6号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第8 報告第7号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第9 報告第8号 平成28年度北杜市病院事業特別会計予算繰越計算書報告の件
- 日程第10 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第11 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第12 承認第2号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第13 承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第14 議案第49号 北杜市小淵沢駅前広場条例の制定について
- 日程第15 議案第50号 北杜市情報公開条例及び北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第51号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第52号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第53号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第54号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第55号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）

- 日程第21 議案第56号 工事請負契約の締結について（高根東小学校屋内プール建設工事）
- 日程第22 議案第57号 動産の取得について（小中学校スクールバス）
- 日程第23 議案第58号 動産の取得について（北杜市立学校給食センター自動洗浄構成機器等）
- 日程第24 議案第59号 市道路線の廃止について
- 日程第25 議案第60号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第26 同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第27 同意第2号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第28 同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第29 同意第4号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第30 同意第5号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第31 同意第6号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第32 同意第7号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第33 同意第8号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第34 同意第9号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第35 請願第3号 共謀罪（テロ等準備行為処罰法）の慎重審議を要望する意見書の提出に関する請願
- 日程第36 請願第4号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願
- 日程第37 発議第5号 北杜市太陽光発電設備に関する条例の制定について

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

10番	福井俊克	11番	加藤紀雄
12番	原堅志		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市	長	渡 辺 英 子	副	市	長	菊 原 忍
総 務 部	長	高 橋 一 成	企 画 部	長	濱 井 和 博	
市 民 部	長	篠 原 直 樹	福 祉 部	長	織 田 光 一	
生 活 環 境 部	長	小 松 武 彦	産 業 観 光 部	長	丸 茂 和 彦	
建 設 部	長	赤 羽 久	教 育	長	堀 内 正 基	
教 育 部	長	井 出 良 司	会 計 管 理 者		中 田 二 照	
監査委員事務局	長	岩 波 信 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長		手 塚 清 作	
明野総合支所	長	小 尾 民 司	須 玉 総 合 支 所 長		八 巻 利 博	
高根総合支所	長	清 水 永 一	長 坂 総 合 支 所 長		中 澤 貞 夫	
大泉総合支所	長	上 村 法 広	小 淵 沢 総 合 支 所 長		仲 嶋 敏 光	
白州総合支所	長	宮 川 雅 人	武 川 総 合 支 所 長		有 泉 賢 一	
総 務 部 次 長		石 井 悠 久	政 策 秘 書 課 長		清 水 博 樹	
総 務 課 長		山 内 一 寿	企 画 課 長		中 山 晃 彦	
財 政 課 長		植 村 武 彦				

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 土 屋 裕
 議 会 書 記 清 水 市 三
 “ 進 藤 修 一

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

平成29年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

市内の水田ではほぼ田植えも終わり、緑が鮮やかな田園風景となってまいりました。

今年の夏はおおむね平年並みとの予報であり、秋の収穫期の豊作を願っているところであります。

国内に目を向けますと、スポーツの世界では先ごろ行われました卓球の世界選手権で、山梨県出身の平野美宇選手をはじめとする10代の活躍がありました。2020年、東京オリンピック・パラリンピックに向け、さらなる成長を期待するところであります。また将棋の世界でも14歳の藤井四段など若い力の躍動が目につくところであります。

本市においても青少年によるさまざまな分野で活躍を拝見するところであり、今後の活躍に期待するところでもあります。

梅雨入りを迎え気候の変化が予想されます。議員各位におかれましては健康には十分ご留意の上、本定例会に提出されました諸議案について慎重・公正なご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただけますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

本日の出席議員数は22名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

最初に諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は報告8件、承認3件、議案12件、同意9件であります。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に監査委員から平成28年12月から平成29年3月まで実施分の例月現金出納検査および定期監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に4月13日から14日の両日、東京都羽村市および西東京市において議員研修を実施し18名が参加いたしました。

4月18日に山梨県市議会議長会第257回定期総会が笛吹市において開催され、私と副議長が出席いたしました。その席上、千野秀一議員と福井俊克議員に市議会正副議長歴任の感謝状を贈呈されました。

また4月25日に関東市議会議長会第83回定期総会が栃木県で、5月13日に南アルプス世界自然遺産推進協議会総会が静岡県川根本町で、5月17日に第45回全国自治体病院経営都市議会協議会総会が東京都で、5月18日に山梨県リニア中央新幹線期成同盟会総会が昭和町で、5月24日に第93回全国市議会議長会定期総会が東京都でそれぞれ開催され、私が出席いたしました。

なお、5月24日の全国市議会議長会定期総会におきまして原堅志議員が議員在職10年以上の表彰を受賞いたしました。

次に5月15日から25日までの11日間、渡辺市長を団長とする第28回米国ケンタッ

キー州マディソン郡親善訪問事業が行われ、議会代表の内田俊彦議員が訪問団の副団長として参加いたしました。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

10番議員 福井俊克君

11番議員 加藤紀雄君

12番議員 原 堅志君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から6月29日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月29日までの17日間とすることに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 報告第2号 平成28年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第34 同意第9号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件までの32件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

皆さん、改めましておはようございます。

平成29年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新緑まばゆい季節を迎え、田植えが終わったふるさと北杜の圃場では植えた苗が力強く育っています。今年も秋の収穫時には豊作となることを祈念するところであります。

さて北杜市総合戦略も3年目を迎え、この間、数々の子育て支援策などの浸透により全国での存在感も増してきていると感じております。

去る3月には北杜市総合戦略を改定し公営アカデミーや働き方改革への取り組み、ほくとハッピーワークの活用などを新たに盛り込んだところであります。

先月1日には長野県富士見町、原村の町長、村長とともに3市町村長会議を開催し八ヶ岳定住自立圏による県境をまたいだ連携をさらに深め、圏域への人の流れを創出していくことを確認しました。

地方創生に終わりはありませんので、本年が中間年度となる総合戦略については産官学金労言で構成するふるさと創生会議のご意見も伺いながら、人口減少の抑制と地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

また、地方創生の取り組みを加速していくためには地域づくりを担う人材の育成、確保も重要な課題であります。このため、本市では大学生等を対象に市役所業務への理解を深めていただくことなどを目的に市役所でのインターンシップ受け入れの仕組みを新たに整備しました。

このインターンシップなどの取り組みを通じ、大学生等の市内就職の促進や地域づくりを担う人材の育成、確保につなげてまいりたいと考えております。

ところで4月23日に子どもの読書活動優秀実践校として、長坂小学校が文部科学大臣表彰を受賞しました。これは、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた実践を行っている学校に対して贈られるもので、長坂小学校の家読の日における家庭での読書活動の推進や読み聞かせボランティアとの連携による楽しい図書館づくりの取り組みが評価されたものであり、大変喜ばしいところであります。

また先月、開催された第69回山梨県高等学校総合体育大会兼関東大会予選において、北杜高校スキー山岳部が男女総合優勝を果たし、来月、山形県蔵王で行われるインターハイへ出場します。同校サッカー部も強豪チームに勝利し、同部初となる関東大会への切符を手に入れました。

北杜の未来を担う子どもたちの活躍は大変うれしく、日ごろからの地道な努力とご指導に当たっていただいた方々に対し敬意を表するとともに、心からのエールを送り今後の活躍を期待したいと思います。

一方、ミズノスポーツ振興財団、日本体育協会および日本オリンピック協会が優秀選手の育成に努めた指導者、ならびに地域スポーツの振興に貢献した指導者に贈っている2016年度ミズノスポーツメントール賞を北杜市スポーツ推進委員会会長の飯田忠子さんが受賞されました。長年にわたり地域スポーツの振興にご尽力いただいております。

また4月28日に平成29年春の褒章受章者が発表され、大泉町の浅川和恵さんが藍綬褒章を受章されました。平成9年から保護司として少年院出所者らの自立支援や再犯防止にご尽力いただくとともに市内の小学校で毎年、非行防止のための講話を続けていただいております。

また警察や消防、自衛隊など危険性の高い業務で貢献した人を対象とした第28回危険業務従事者叙勲の受章者が発表され、白州町の埴原知男さんが瑞宝双光章を受章されました。39年間にわたり峡北消防本部に勤務し、須玉分署長や消防本部次長を歴任されました。この受章は長年にわたる皆さまの功労を称えるものであり、受章した皆さまに心から敬意とお祝いを申し上げます。

次に市政の状況について申し上げます。

はじめに小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業についてであります。

市がJR東日本に委託し整備を進めております合築駅舎工事については、新駅舎前の西側広

場の舗装や外灯等の整備と合わせ今月末に完成します。

来月2日に新駅舎竣工式を予定しており、翌日の3日から新駅舎の運用が開始されます。観光案内所や交流施設も併設しておりますので、北杜市の玄関口として地域との交流が図られ、活発にご活用いただけるものと期待しております。

次に、地域公共交通網形成計画の策定についてであります。

地域公共交通の維持改善は交通分野の解決に留まらず、まちづくり、健康福祉、教育などさまざまな分野で大きく貢献するものと考えております。

計画策定に当たっては、地域の現状分析はもとより市民の意見を把握するためのワークショップやアンケート調査などを行い、地域の助け合い関係の構築等、市民の皆さまとともに持続可能な地域公共交通の構築に取り組んでまいります。

次に子育て支援についてであります。

本市では第2次北杜市保育園充実プランに基づき、子育て世代に魅力ある保育園づくりに取り組んでおりますが、園舎全体の6割が建築後30年を経過していることから園舎の長寿命化、または建て替え等の検討を行う必要があるため、本年度中に北杜市保育園整備計画を策定することとしております。

一方、特に緊急性が高いと判断されましたいずみ保育園については先月、設計業務を発注したところであり、平成31年の新園舎開園に向け事業を進めてまいります。

また、子育て世代の住まいづくりを応援する北杜市子育て世代マイホーム補助金については平成27年10月の制度開始以降、これまで250世帯、3億2,600万円を超える計画書の提出をいただいております。

本年度は1億5千万円を予算計上し子育て世代の皆さまにご活用いただいております、これまでに21件、約2,700万円の交付を行ったところであります。

先月25日には、子育て支援や地域活性化に積極的に取り組む本市を含む全国55の自治体と住宅金融支援機構との間で子育て世帯が既存住宅取得等に際し、長期固定住宅ローン「フラット35」を利用した場合には、金利引き下げの優遇措置が受けられる内容の協定を取り交わしたところであります。

次に子育て支援住宅武川団地についてであります。

本年12月の入居開始を目指し、入居者の募集を先月23日からはじめ市内外から申し込みをいただいております。今月23日まで募集をしており、多くの子育て世代が申し込みされまことを期待しているところであります。

今後も引き続き子育て世代の移住定住策の拡充に取り組んでまいります。

次に認知症施策についてであります。

認知症高齢者の増加が予測される中、国においては認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を推進しております。

本市では昨年度実施した認知症カフェの結果を踏まえ、民間団体・法人等への取り組みを促進しており、本年4月から2事業所が長坂町、白州町および武川町でカフェを開催し参加者も増加傾向にあります。

今後は関係団体等と協働し、地域の力や知恵をお借りして市内全域で開催できるよう取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に高齢者の移動外出支援についてであります。

高齢者の足の確保が喫緊の課題となっている中、要支援者認定者等を対象とした移動・外出支援策の一つとして道路運送法の登録または許可を要しない、移動・外出支援の活動を進めているところであります。

市民団体等による地域ぐるみで行う移動・外出支援モデル事業を導入し、支え合いによる移動・外出支援を市民、地域および市が協働して行う計画としております。これから実施団体等の公募を行い、審査を経て10月ごろから運行等を開始したいと考えております。

次に観光振興事業についてであります。

国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを推進するため八ヶ岳観光圏事業、南アルプスユネスコエコパーク推進事業、世界に誇る水の山プロジェクトなどに取り組みブランド化を図っているところであります。

世界に誇る水の山プロジェクトでは、水の山映像祭の事業をスタートします。市内の名水百選や水を育む自然環境等をテーマに全国からシナリオを公募し、そのシナリオをもとに短編ドラマを市内各所で撮影し、映像祭で上映することとしております。併せてシナリオの書き方を学ぶ場として小学生、一般の方々を対象にシナリオ教室を開催します。市民が教室で学んでシナリオを書いたり、ドラマのキャストとして演じたり、映像スタッフとして関わり、映像祭ではその完成した映像を鑑賞することで、北杜市の魅力を再発見し地域力の向上に寄与されるものと期待しております。

次に、ランチメニューコンテストについてであります。

このコンテストは北の杜フードバレープロジェクトの一環として、これまでの中学生のアイデアでどこの家庭でも作れる朝ごはんメニューを募集し、ご好評をいただいている朝ごはんコンテストに加え、飲食を提供するホテル等で展開できる食のプロが提案する朝食と昼食を兼ね備えたランチのメニューを競うものであり、入賞したメニューについては水の山プロジェクトと連携した水の山ブランドとして、えこひいき地産地消協力店や水の山プロジェクト協力店などで定番メニューとして展開してまいりたいと考えております。

次に雇用の創出についてであります。

本市の恵まれた自然環境や首都圏からの利便性を生かし、農業生産法人の誘致・支援に取り組み、これまでに20の企業が市内の施設等において作物を栽培しているところであります。

本年度も4企業が新たに施設整備を行い、サラダほうれん草やベビーリーフ、醸造用ブドウなどの栽培を開始する計画であります。一方、新たな企業の受け入れを行うため、高根町小池地区ほか4地区において基盤整備事業を進めているところであります。

今後も耕作放棄地の解消を図るとともに、地域経済の活性化と地元雇用創出の拡大を図るため、積極的に企業の参入を推進してまいりたいと考えております。

また北杜市で働こうとする人を支援する北杜市雇用創造協議会において昨年度、セミナーや養成講座、就職面接会を開催していただき短期間ながら33人の雇用につながりました。

本年度は昨年度実施したセミナーなどのメニューに加え、農観連携ツーリズムなどの実践メニューを実施し、雇用の拡大が図れるような新たな職業を創造していただく予定となっております。

これまで市では子育て支援や移住定住対策、観光振興施策などに取り組み「住んでよし」「訪れてよし」を実現してまいりました。これに雇用創造協議会の事業実施などを加え、市内企業とともに「働いてよし」を実現することで、本市の魅力をさらに高め広く情報発信してまいり

たいと考えております。

次に、公営アカデミー学習応援事業についてであります。

現在、学習応援人材バンクへの登録募集を行っております。また、夏休み期間中には中学生を対象とした学習応援事業を各町単位で実施する予定であり、今年度の取り組み状況を踏まえて、さらなる事業展開を図ってまいります。

次に児童生徒の安全対策についてであります。

児童生徒の安全な生活と健全育成のための指導・支援および非行や犯罪等の未然防止・早期解決を図るため、市教育委員会と警察との相互連携に関する協定の締結に向けて準備を進めております。これにより子どもの非行、犯罪被害の未然防止および早期の事案対応が図られるとともに立ち直り支援などの取り組みがより一層的確に行われることが期待されます。

次に小学校の改修についてであります。

高根統合小学校屋内プール棟については来月に起工式を行うこととしており、校舎の改修と併せ平成31年4月の開校に向けて準備を進めております。また、須玉小学校大規模改修については校舎の改修も終了し、来月23日に保護者や地域の方々を対象にした内覧会を予定しております。

引き続き小学校施設等中長期保全化計画等に基づいて学校施設の整備を計画的に進め、本市の未来を担う子どもたちの教育環境の整備に取り組んでまいります。

次に、スーパーサイエンスハイスクールについてであります。

甲陵高等学校は平成24年度から5年間、文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール、いわゆるSSHに指定されており、今回、平成33年度までの第2期の再指定を受けることができました。

今期の研究開発課題は地域が協力したチーム北杜で取り組む、ユニバーサルな科学系人材の育成であることから大学などの教育機関をはじめ企業、地域、保護者等と連携し、あらゆる力を活用する中で、社会を担う豊かな人間力を身に付けた人材育成のさらなる取り組みを推進してまいります。

またSSHの取り組み成果は甲陵中高生だけでなく、市内の小中学生にも活用する計画でありますので、市としても学校の取り組みを支援し、世界で活躍する科学系の人材と愛郷心を高め、将来ふるさと北杜のさまざまな企業等で活躍する人材を育成したいと考えております。

次に芸術文化、スポーツについてであります。

芸術文化の分野では先月25日、八ヶ岳やまびこホールにおいて学校芸術体験事業として世界的なソプラノ歌手、佐藤しのぶさんによるコンサートを行いました。一流の芸術文化に触れることで子どもたちの豊かな感性を育むことを目的として開催したもので、参加した小中学生は素晴らしい歌声に感動と憧れのまなざしを向けておりました。

スポーツの分野では4月29日、長坂総合グラウンドにおいて市内在住の世界で活躍するプロアスリート栗原正明さんらを講師に迎え、かけっこ教室を開催しました。市内の小学生がかけっこ、マラソン、ボール投げの種目で基本姿勢や動作などの指導を元気いっぱい、目を輝かせながら受けておりました。

今後とも各種スポーツを体験し、心身ともにたくましい北杜っ子に成長することを心から願っております。

次にオリンピック事前合宿地の誘致についてであります。

2020東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、市では事前合宿地の誘致活動を行っております。4月11日にフランス共和国の自転車協会BMX部門と「事前合宿地として最優先に検討する」との覚え書を締結し大きな一歩を踏み出しました。

今後は本市を視察いただくなどフランス側と協議を進めるとともに昨日、事前合宿地誘致アドバイザーにBMXのプロレーサーであり、市内で練習施設を運営している一般社団法人YBP PROJECTの栗瀬裕太さんを委嘱しましたので、アドバイザーのご協力をいただく中で誘致の実現に向けて取り組んでまいります。

また、事前合宿地の誘致により海外選手や関係者との人的・経済的・文化的交流などが図られ、さらに本市の生涯スポーツの振興等が一層推進されるよう国に対してホストタウンの登録を申請したところであります。

次に女性の活躍促進についてであります。

今、あらゆる分野での女性の活躍が叫ばれ、女性が輝く日本へ向けた政策も打ち出されております。人口減少、少子高齢化が進む中、多様な担い手によって持続可能な地域社会が形成されるよう、女性の活躍促進は市にとっても重要な課題であります。

女性の活躍の支援として北杜市企業交流会と連携し、就活女子会を計画しております。実際に市内企業で働く女性15名程度を募り、11月に市内で開催される就職ガイダンスと併せて実施する予定であります。

メンバーの実体験や子育て、医療など働く上での環境についてお話しいただくとともに求職者からの相談を受けることとしており、就職活動中の女性の不安を少しでも取り除くことができると考えております。また4月1日に北杜市消防団に女性消防隊を新たに結成し、現在16名で活動いただいております。

自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神のもと、入隊いただいた女性団員の皆さまには敬意を表するとともに、その活動の輪が広がりをみせることを期待しております。

今後、女性消防隊には防災ママ@北杜などの市民グループと連携を図りつつ、火災予防や地域防災などの広報・啓発活動や災害時の支援などの活動を担っていただくことを予定しております。女性消防隊の細やかな視点を加え、より地域に密着した消防団活動を展開し安全で安心な地域づくりを推進してまいります。

本市の宝として、恵まれた自然環境や豊富な人材、誇れる文化があります。そこから得られる豊富な水、きれいな空気、さらにはおいしいお米、安全・安心な野菜、果物など日常的にいただくことが本市ではできます。

北杜に住むだけで健やかに幸せに暮らすことができ、さらに美しい自然景観は心を癒してくれます。これらすべてが健康に始まり幸せにつながるものと考えております。これまで以上に本市の認知度およびイメージの向上を図るためには、こうした本市の魅力を積極的に発信することが重要でありますので、さまざまな分野で活躍する本市にゆかりのある方を北杜市ふるさと親善大使として委嘱し、情報発信等を行ってまいります。

また、地域に足を運んで地域の皆さまと語る場を持ちたいと考えており、このたび北杜市の未来を語る集い開催要綱を制定しました。

お宝いっぱい「健幸北杜」を基礎とし子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツ、若者と女性の活躍の5つの施策を柱に、市民の目線で市民と共に市政を推進してまいりたいと考えております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件 8 件、承認案件 3 件、条例案件 4 件、補正予算案件 3 件、その他案件 5 件、同意案件 9 件の合計 32 案件であります。

はじめに報告第 2 号から報告第 7 号までの 6 案件につきましては、地方自治法施行令の規定により継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書をそれぞれ議会に報告するものであります。

次に報告第 8 号につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により議会に報告するものであります。

次に報告第 9 号につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により損害賠償の額の決定について専決処分をしましたので議会に報告するものであります。

次に承認第 1 号から承認第 3 号までの 3 案件につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので議会に報告し承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第 49 号 北杜市小淵沢駅前広場条例の制定についてであります。

小淵沢駅前における安全かつ円滑な交通の確保を目的として、小淵沢駅前に設置する駅前広場について、公の施設として広く供するため設置および管理について定める必要があることから条例を制定するものであります。

次に議案第 50 号 北杜市情報公開条例及び北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人に関する情報の明確化を図るほか所要の改正を行うものであります。

次に議案第 51 号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 52 号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

小淵沢駅前の整備に伴い小淵沢駅前駐車場の位置、利用期間および使用料を見直すほか所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第 53 号 平成 29 年度北杜市一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。

農産物の高品質化・高付加価値化・低コスト化など産地の競争力の強化を図るため、高根町小池地区内に進出する小池ベビーリーフ菜園株式会社に対し、国の強い農業づくり交付金事業を活用した助成を行うこととし所要の経費を計上しております。

また、学校教育活動の一環として行われる運動部の部活動の質を確保しながら、指導に当たる教員の負担軽減を図るため、地域人材を顧問等として中学校へ配置することとし、所要の経費を計上しております。

また 2020 年に開催される東京オリンピックの競技種目であるバイシクルモトクロス（BMX）について、フランス自転車協会が本市を事前合宿地として最優先で検討するとの意向が確認できたことから基本合意書の締結などに向けた所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は 3 億 3,068 万 6 千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 282 億 5,560 万 5 千円となります。

次に議案第54号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

地域密着型サービス事業の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備に要する経費に対し補助金として1,030万円を追加し、歳入歳出それぞれ43億4,429万円とするものです。

次に議案第55号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

高齢化が進む本市において在宅医療の推進は喫緊の課題であることから、辺見診療所において非常勤医師を週2日雇用し、外来・在宅医療充実を図るため非常勤医師人件費等として1,195万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,737万8千円とするものであります。

次に、その他案件をご説明いたします。

議案第56号 工事請負契約の締結について（高根東小学校屋内プール建設工事）につきましては、請負契約の締結について地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 動産の取得について（小中学校スクールバス）および議案第58号 動産の取得について（北杜市立学校給食センター自動洗浄構成機器等）につきましては、動産を取得することについて、地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第59号 市道路線の廃止および議案第60号 市道路線の認定及び廃止についてであります。

団体営土地改良事業の実施に伴い農地の一体的な利用を図るため、事業区域内に位置する市道路線の廃止および認定する必要があることから、道路法第8条第2項および第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第1号から同意第8号までの財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては財産区管理会委員の死去および辞職に伴い、新たな財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に同意第9号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、北杜市農業委員会の委員の任期が満了となることから新たに北杜市農業委員会の委員を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあらうと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております32件のうち承認第1号から承認第3号、議案第50号から議案第52号、議案第59号および議案第60号は所管の常任委員会に付託することになって

おりますので、ここでこれら8件について総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号から承認第3号、議案第50号から議案第52号、議案第59号および議案第60号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

次に日程第3 報告第2号 平成28年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件および日程第4 報告第3号 平成28年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第5 報告第4号 平成28年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件、日程第6 報告第5号 平成28年度北杜市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第7 報告第6号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第8 報告第7号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第9 報告第8号 平成28年度北杜市病院事業特別会計予算繰越計算書報告の件、日程第10 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）、以上8件について順次、内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

はじめに報告第2号 平成28年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

まず平成26年度に継続費として予算計上いたしました小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき繰越状況を報告いたします。

小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業は、平成26年度から平成29年度までの4カ年継続事業として市が直接実施する駅前広場の整備工事に平成26年度から着手し、順次整備を進め平成29年度に完成する予定となっております。この事業のうち平成28年度内に支出を終わらなかった経費2億4,440万8,823円を通次繰越するものでございます。

続きまして、平成27年度に継続費として予算計上いたしました史跡梅之木遺跡整備事業につきまして繰越状況を報告いたします。

史跡梅之木遺跡整備事業は平成27年度から平成29年度までの3カ年継続事業として、平成27年度から史跡の本体整備および周辺整備等を順次進め、平成29年度に完成する予定となっております。この事業のうち平成28年度内に支出を終わらなかった経費2,905万2,646円を通次繰越するものでございます。通次繰越の総額は2億7,346万1,469円となっております。

続きまして報告第3号 平成28年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

平成28年度に繰越明許費として予算計上いたしました26事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越状況を報告するものでございます。

26事業の内訳としましては当初で繰越明許費を予算計上したものが3事業、8月補正で予算計上したものが2事業、12月補正で予算計上したものが7事業、2月補正で予算計上した

ものが14事業であり、当該繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越すものでございます。

まず2款総務費、1項総務管理費、個人番号制度事業は個人番号カードの作成について439万8千円。同項民事訴訟に係る弁護士業務委託は32万4千円。同項支所財産管理事業は高根総合支所の庁舎屋根外壁防水改修について9,218万8,800円の繰り越し。

3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金事業は8,529万6千円の繰り越し。

4款衛生費、1項保健衛生費、北部ふるさと公苑中央監視装置更新事業は3,300万円の繰り越し。

6款農林水産業費、1項農業費、農業施設管理事業は高根クラインガルテンの体験棟増築工事について1,440万1千円。同項農業振興事業は3億7,470万1千円。同項畜産振興事業は321万5千円。同項団体営土地改良事業は4億4,892万円。同項県営土地改良事業は1億2,885万5千円の繰り越し。

2枚目をご覧ください。

7款1項商工費、観光振興事業は2千万円。同項観光施設管理事業は5,222万4,480円の繰り越し。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路維持補修事業は560万円。同項市単道路新設改良事業は6,570万円。同項防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）は1億2,600万円。同項社会資本整備総合交付金事業（改築）は3,273万円の繰り越し。

同款4項住宅費、定住促進住宅（子育て支援住宅）整備事業は、武川子育て支援住宅整備について3億8,611万5,800円。同項就業促進住宅整備事業は4,136万円の繰り越し。

同款5項都市計画費、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業は10億8,509万7,732円の繰り越し。

3枚目をご覧ください。

10款教育費、2項小学校費、高根統合小学校整備事業は7億3,139万4,399円。同項須玉小学校大規模改修事業は5億1,158万7,174円。同項白州小学校プール改修事業は3,045万2千円。同項小学校スクールバス運行事業は1,796万5,149円の繰り越し。

同款3項中学校費、中学校スクールバス運行事業は1,796万5,149円の繰り越し。

同款5項保健体育費、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業は345万5千円の繰り越し。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業は662万円の繰り越しでございます。

翌年度繰越額の総額は43億1,956万5,683円となっております。

続きまして報告第4号 平成28年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件でございます。

今回、繰り越した事業2件につきまして地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

各事業の繰越理由は一番右端の説明欄に記載しておりますが、避けがたい事由により年度内に支出が終わらなかったものについて翌年度に繰り越しして使用するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、団体営土地改良事業は3, 574万4千円の繰り越し。

8款土木費、2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業は1, 787万760円の繰り越しでございます。

翌年度繰越額の総額は5, 361万4, 760円となっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

報告第5号 平成28年度北杜市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件についてご説明申し上げます。

1款6項地域介護・福祉空間整備費等補助金は、予算額144万9千円の全額を翌年度に繰り越したものであります。

介護保険施設等防犯対策強化事業に対する補助金として、市内4施設に助成を行うものが補助金の内示が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰り越したものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。よろしくお願いいたします。

3枚めくっていただきまして、報告第8号であります。

平成28年度北杜市病院事業特別会計予算繰越計算書報告の件につきましてご説明申し上げます。

2款2項建設改良費、防犯対策強化事業は予算計上額36万1千円、全額を翌年度に繰り越したものであります。

平成28年度国の第2次補正による補助金を活用し、老健施設しおかわ福寿の里に防犯カメラ等を整備するものですが、補助金の内示が年度末であったことから年度内での事業完了が困難であったため繰り越しとなったものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

報告第6号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件についてであります。

平成28年度に繰越明許費として予算計上いたしました事業につき、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

2款水道施設整備費、1項水道施設建設費の水道施設整備事業1億6, 250万円につきましては国庫補助の追加配分が年度末にあり、年度内での事業完了が見込めないため須玉町小倉地内の配水管布設工事ほか14事業の工事費を繰り越したものであります。

続きまして報告第7号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

2款事業費、1項事業費、公共下水道整備事業の4, 249万8千円につきましては、清里南部クリーンセンター増設設計業務において排出する水質の検討に不測の日数を要したため、

翌年度に繰り越したものであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告案件は2件で市立保育園に係る案件1件を福祉部より、道路の管理瑕疵に係る案件1件を建設部より報告させていただきます。

1ページめくっていただきまして、2ページをご覧ください。

はじめに専決第1号、市立保育園内の事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成29年5月8日。

損害賠償の額 40万3,888円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市大泉町在住の女性です。

損害賠償の理由 平成29年1月27日午後0時50分ごろ、北杜市白州町白須1140番地の北杜市立白州保育園・西部こども園において、強風により園舎玄関の雨除けルーフの一部が飛散し、同園敷地内に駐車していた相手方の車両のリアガラス等を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に学校災害賠償補償保険事故として、全国市長会から支払われるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

続きまして3ページをお願いいたします。

専決第2号。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日は平成29年5月12日であります。

損害賠償の額 7万4,304円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住の女性です。

損害賠償の理由 平成29年1月27日午後1時40分ごろ、北杜市小淵沢町732番地1の北杜市立小淵沢中学校において、同校敷地内に駐車していた相手方の車両に市道敷地内の立木が倒れ、車両の後部を損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で報告第2号から報告第9号までの8件の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第21 議案第56号 工事請負契約の締結について（高根東小学校屋内プール建設工事）
を議題といたします。

内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

議案第56号 工事請負契約の締結について（高根東小学校屋内プール建設工事）であります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第2条の規定によりまして、工事請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

契約の目的 高根統合小学校整備事業

高根東小学校屋内プール建設工事

契約の方法 一般競争入札

契約金額 4億5,651万6千円

契約の相手方 山梨県韮崎市円野町上円井3139番地

内藤ハウス・長田興業 高根東小学校屋内プール建設工事共同企業体

代表構成員 山梨県韮崎市円野町上円井3139番地

株式会社 内藤ハウス

代表取締役 内藤篤

構成員 山梨県北杜市高根町清里3545番地6331

長田興業株式会社

代表取締役 長田孝二

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第５６号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第５６号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第２２ 議案第５７号 動産の取得について(小中学校スクールバス)を議題といたします。

内容説明を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

議案第５７号 動産の取得について（小中学校スクールバス）であります。

地方自治法第９６条第１項第８号、並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、動産の取得に係る契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

取得する動産 スクールバス４台

取 得 金 額 ５，４００万円

取 得 目 的 車両の老朽化に伴い更新するためであります。

契約の相手方 山梨県甲府市酒折一丁目２番１０号

山梨日野自動車株式会社

代表取締役社長 飯室允敬

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第57号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第23 議案第58号 動産の取得について(北杜市立学校給食センター自動洗浄構成機器等)を議題といたします。

内容説明を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

議案第58号 動産の取得について(北杜市立学校給食センター自動洗浄構成機器等)であります。

地方自治法第96条第1項第8号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分を定める条例第3条の規定により、動産の取得に係る契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

取得する動産 北杜市立学校給食センター自動洗浄構成機器等であります。

取 得 金 額 4,266万円

取 得 目 的 自動洗浄機、調理器、食器等の耐用年数の経過に伴い更新するためであります。

契約の相手方 山梨県中央市山之神流通団地北1番地

株式会社日新厨房企画

代表取締役 小林光

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第58号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第35 請願第3号 共謀罪(テロ等準備行為処罰法)の慎重審議を要望する意見書の提出に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番議員、志村清君。

○8番議員(志村清君)

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願第3号

2017年6月5日

北杜市議会議長 中嶋新様

共謀罪(テロ等準備行為処罰法)の慎重審議を要望する意見書の提出に関する請願

請願者

氏名 野本公治

住所 北杜市武川町山高2632

紹介議員 志村清

(請願事項)

現在、国会に上程され審議されている「共謀罪」法案＝テロ等準備行為処罰法案は私たち市民を監視する危険性が強く指摘されている中、国会における慎重審議を要望する意見書を北杜

市議会として内閣総理大臣と国会両院議長に提出することを請願します。

(請願理由)

以下が法案慎重審議を要望することを願う私たちの考え・主張です。

①「共謀罪」という名称を「テロ等準備行為」に代えたが中味は全く同じであり、過去3回廃案になった法案を何としても成立させようとする姿勢は早急である。

②処罰の対象は具体的犯罪行為を処罰するのではなく、「対話・共謀したこと」「準備したこと」で処罰するという刑法上では異例の法律であり、これでは憲法に保障された「内心の自由」などが否定されることになる。

③組織的団体をその対象にしているがその具体的なことは記されていない。一般市民団体や市民が対象になる危険が指摘されている。

④この法案に危惧を抱く国民が世論調査でも半数近くに達している中での強行審議、成立は民主主義に逆行する。

⑤法律の専門家である県弁護士会・全国弁護士連合会・刑法学者の多数・著名なジャーナリスト・日本ペンクラブなど多くの団体が慎重審議や反対の声明を出している。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長(中嶋新君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議案となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会へ付託いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第36 請願第4号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番議員、志村清君。

○8番議員(志村清君)

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願第4号

2017年6月6日

北杜市議会議長 中嶋新様

国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願

請願者

氏名 中島辰和

住所 南都留郡鳴沢村11100-124

氏名 前田和子

住所 北杜市明野町浅尾3115

氏名 早川与志子

住所 北杜市高根町長沢4986-885

紹介議員 志村清

(請願項目)

日本政府が国連の核兵器禁止条約会議に参加し、核兵器禁止条約の成立に寄与し、推進することを北杜市議会として総理大臣・外務大臣あてに意見書を提出することを請願します。

(請願理由)

戦後の世界の流れの中で画期的な条約が創られようとしています。国連は2016年の秋、そして2017年の3月に「核兵器禁止のための国際条約」の制定に一步踏み出し、この6月には核兵器禁止条約が実現する段階まで来ました。唯一の被爆国の国民としてヒロシマ・ナガサキの被爆者と共にもろ手を挙げて歓迎するものです。世界の歴史上極めて重要な出来事です。

いま北朝鮮の核兵器開発問題が私たちの周囲では大きな問題になっています。マスメディアでも連日報道されています。北朝鮮の核兵器を絶対に容認できませんが世界の大国の核兵器保有も認めることはできません。先のイラク戦争はそのことを示しています。またいつ核兵器がテロ集団に渡らないとも言えません。核兵器は禁止・廃絶することしか私たちの道はありません。

このような中、核兵器禁止は世界の人々、日本の国民の切なる願いであり大歓迎です。全国の被爆者20万余、山梨県内の被爆者80人余、北杜在住の被爆者の期待に応えるものでもあります。さらに北杜市は非核自治体宣言をしています。

ところが日本政府は唯一の被爆国でありながら3月の国連会議に代表を参加させないで核兵器禁止条約の作成にも加わらないという理不尽な態度をとっています。私たちは日本政府が6月に再開の国連核兵器禁止条約会議に参加し、積極的に禁止・廃絶を主張するよう強く要望するものです。意見書の採択をお願いします。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

○議長(中嶋新君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議案となっております請願第4号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会へ付託いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第37 発議第5号 北杜市太陽光発電設備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者であります野中真理子君から提案理由の説明を求めます。

16番議員、野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

それでは発議第5号の提案理由と概要の説明をさせていただきます。

まず、この綴りの4枚目をお開きください。

提案理由を朗読をもって、ご説明申し上げます。

発議第5号

平成29年6月13日

北杜市議会議長 中嶋新様

提出者

北杜市議会議員 野中真理子

賛成者

北杜市議会議員 原 堅志

// 清水 進

// 相吉正一

北杜市太陽光発電設備に関する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

平成24年7月に固定価格買取制度が創設されて以来、全国的に再生可能エネルギーの導入が進んでおり、中でも、太陽光発電を中心に参入が拡大しています。

日照時間に恵まれた北杜市では、市の積極的な導入姿勢と相まって、多数の太陽光発電設備が既に設置され、今後さらに増える見込みです。

太陽光発電設備については、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られなかったり、防災・環境上の懸念等を巡り地域住民との関係が悪化したりするなど、種々の問題がこの北杜市でも顕在化しています。

そこで、適正な事業実施の確保等を図るため、国は平成28年6月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）を改正して、新たな認定制度を創設するとともに、平成29年3月には「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を策定しました。

これらの国の動向を踏まえ、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の内容を盛り込み、太陽光発電設備の設置及びその運用、管理に関して、優れた自然と美しい風景を有する北杜市の地域環境に応じた必要事項を定めることにより、災害の防止、自然環境、生活環境の保全及び景観保全並びに発電設備の安全性の確保を図ることを目的に、「北杜市太陽光発電設備に関する条例」の制定を提案するものです。

それでは概要についてご説明申し上げます。1枚目の概要書をご覧ください。

発議第5号の概要。

題名 北杜市太陽光発電設備に関する条例の制定について。

趣旨 太陽光発電設備の設置及びその運用、管理に関して、優れた自然と美しい風景を有する北杜市の地域環境に応じた必要事項を定めることにより、災害の防止、自然環境、生活環境の保全及び景観保全並びに発電設備の安全性の確保を図るため、北杜市太陽光発電設備に関する条例を制定するものである。

制定の内容 事業者の法令等の遵守義務と事業内容等の届出、事業者が遵守すべき事項、説明会の開催と住民との協定等、届出書の審査と通知、市の責務と委任等に関し、必要な事項を定めるものです。

主な規定は以下のとおりです。

適用は10キロワット以上の発電事業（建築物に設置する場合は除きます。）ただし、10キロワット未満についても一部適用いたします。

事業者の法令等の遵守義務と事業内容等の届出については、事業者の法令等の遵守義務と事業内容等に係る届出書の届出義務等を規定しています。

事業者が遵守すべき事項としては、事業計画策定ガイドラインで努力義務とされた重要な事項を事業者が遵守すべき事項として規定しています。

説明会の開催と住民との協定等については計画の周知、地域住民への説明会の開催と市への報告、協定、意見書の提出を規定しています。

届出書の審査と通知等については、届出書の内容の審査と結果の通知、適合しない場合の措置、再審査、公表を規定しています。

雑則・附則で市の責務と委任、経過措置等を規定しています。

施行予定日 平成29年8月1日から施行する。

根拠法令等 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月）です。

それでは2ページ目をお開きください。

北杜市太陽光発電設備に関する条例の骨子をご説明いたします。

まず目的を第1条関係で、定義を第2条関係で、適用を第3条関係で規定し、適用については発電設備の発電出力が10キロワット以上の発電事業（建築物に設置する場合は除く。）に適用すること、及び10キロワット未満の場合も一部適用することを規定しております。

事業者の法令等の遵守義務と事業内容等の届出については第4条、第5条関係で、事業者が遵守すべき事項は第6条から第10条関係で規定しています。

説明会の開催と住民との協定等については第11条から第14条関係で規定し、計画の周知等については第11条で、地域住民への説明会の開催については、事業者は、その事業計画の内容等について地域住民への説明会を開催しなければならないことを第12条で、協定を第13条、意見書の提出を第14条で規定しています。

届出書の審査と通知については第15条から第18条関係で規定し、届出書の内容の審査と結果の通知については、市長は、事業者から発電事業の進展に応じて提出される届出書に記載された事業者の事業内容等がこの条例の各条項に適合するか否かを審査し、その結果を通知することを第15条で規定しております。適合しない場合の措置を第16条で、再審査を第17条、公表を第18条で規定しております。

雑則は第19条から第21条関係であり、住民等の要請による説明会、事業者は、第12条による説明会のほか、市、当該行政区または近隣住民から要請があったときは、その事業内容等に関する説明会を開催しなければならないことを第19条で、変更を第20条で、市の責務と委任について第21条で規定しております。

附則は、附則関係で施行期日と経過措置を規定しております。

以上です。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

何か質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号は、北杜市議会委員会条例第6条の規定により北

杜市太陽光発電設備に関する条例にかかわる特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本案件は北杜市太陽光発電設備に関する条例にかかわる特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました北杜市太陽光発電設備に関する条例にかかわる特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において22人の全議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を北杜市太陽光発電設備に関する条例にかかわる特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました北杜市太陽光発電設備に関する条例にかかわる特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は議員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は12時10分といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後12時10分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に北杜市太陽光発電設備に関する条例にかかわる特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告をいたします。

北杜市太陽光発電設備に関する条例にかかわる特別委員会委員長に栗谷真吾君、副委員長に坂本静君。

以上のとおり正副委員長が決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月27日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後12時11分

平成 2 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 7 日

平成29年第2回北杜市議会定例会（2日目）

平成29年6月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公 明 党 内田俊彦君
日本共産党 清 水 進君
明政クラブ 坂本 静君
ほくと未来 福井俊克君
北杜クラブ 藤原 尚君

2. 出席議員（22人）

1番 栗谷真吾	2番 池田恭務
3番 秋山真一	4番 進藤正文
5番 藤原 尚	6番 清水敏行
7番 井出一司	8番 志村 清
9番 齊藤功文	10番 福井俊克
11番 加藤紀雄	12番 原 堅志
13番 岡野 淳	14番 相吉正一
15番 清水 進	16番 野中真理子
17番 坂本 静	18番 中嶋 新
19番 保坂多枝子	20番 千野秀一
21番 内田俊彦	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（46人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	企画課長	中山晃彦
財政課長	植村武彦	地域課長	宮川勇人
防災調整監	花輪孝	税務課長	清水能行
収納課長	板山教次	管財課長	大芝一
介護支援課長	三井ひろみ	健康増進課長	浅川辰江
福祉課長	八巻弥生	環境課長	中山和彦
上下水道総務課長	輿水伸二	上下水道施設課長	大輪弘
観光課長	加藤郷志	商工・食農課長	小澤隆二
住宅課長	三井喜巳	道路河川課長	坂本孝典
教育総務課長	加藤寿	生涯学習課長	小尾正人
学校給食課長	溝口健一	中央図書館長	坂本あけみ

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 土屋 裕
 議会書記 清水市三
 // 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 明政クラブ、30分。4番 ほくと未来、30分。5番 北杜クラブ、90分。6番 ともにあゆむ会、75分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、21番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

改めて、おはようございます。

本定例会におきまして、トップバッターの代表質問となります。

質問の通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は公共施設管理について、上下水道事業について、移動外出支援モデル事業について、市内中学校、部活動の統合について、今後の市の財政見通しについて、5項目30点についてお伺いいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに公共施設管理についてお伺いをするところでございます。

公共施設管理計画が本年策定されたところであります。ここに至るまでは数々の施設の指定管理をはじめ、白書をはじめ、毎年毎年の予算・決算をはじめ、施設については多くの議論がされていたところでございます。そして統廃合等、いろんな状況がある中で今現在に至っております。

北杜市におきましては病院施設、老健施設、温泉施設、学校、観光施設、ホール、図書館、グラウンド、体育館、健康増進施設、複合施設等、住民福祉向上のための設置管理が行われているところでございます。

指定管理者制度に基づく多くの施設が指定管理者により施設の管理と運営に携わり、民間活力の導入により施設利用率の向上や施設管理費の削減が図られているところであります。しかし老朽化や施設の統廃合、また売却は今後避けられない状況にあると鑑みるところでございます。さらに本市といたしましては合併特例債、また過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎

対策事業債の借入れの期日も迫っているところでございます。財政と大きくリンクするところであります。そこで6点につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、今後売却予定の施設についてお伺いするところでございます。

2番目といたしまして、現在修繕を予定している施設についてお伺いをいたします。

3番目に今後、早急に修繕を行う施設についてお伺いをするところでございます。

4番目に今後、統廃合を予定している施設についてお伺いをいたします。

そして5番目といたしまして今後、廃止を予定している施設についてお伺いをいたします。

そして1番から5番までを進めるにあたりまして、当然、行政財産でございますから普通財産にするような手続きや売却につきましても公募であるとか随意契約であるとか、いろんな法手続き等ございます。それらの法手続きをはじめとした課題について、お伺いをするところでございます。

2項目めに移らせていただきます。上下水道事業についてお伺いをするところでございます。

上下水道につきましては、非常に本市にとりましてどうしてもライフラインとして守っていかなければならない現実があるということが前提であります。本年度から上下水道事業の管理体制が新しくなったところでございます。

思い起こしますと北杜市は1千億円以上の借金、起債がございましたがそれらの約半分くらいが、また半分以上がこの上下水道に関わる起債でございます。そして上下水道会計は非常に逼迫をしているところでございます。

今後の改善に期待するものでありますがライフラインとして欠かせない事業でありますし、水は命の源であります。基準外繰入が問題とされますが、繰り入れを行わないと公共料金の値上げしか方法がありません。また一般会計から基準内繰入で賄えるとした場合、市は今後、指定管理も考えることができるかなというふうに思っているところでございます。今の状況においては指定管理は現実性、実効性は見えないところでございます。そこで以下、質問をいたします。

1番目といたしまして、上下水道ともに新体制の効果についてお伺いをするところでございます。

2番目といたしまして、給水区域の見直しについてお伺いをするところでございます。

3番目、下水処理区域の見直しについて。

4番目、公共料金の低価格維持のための基準外繰入の方針について。

5番目、施設整備をはじめ今後の事業計画についてお伺いをするところでございます。

いずれ合併したというところでございますから、当然、今までは旧町村の給水ですとか、また下水の処理とかということでとらわれていたわけでございますが、それは相互融通をできるという現実がありますので、これらについても詳細にお伺いをするところでございます。

3項目めに移らせていただきます。移動外出支援モデル事業について、お伺いをするところでございます。

介護事業により要支援認定者等を対象とした移動・外出支援策の1つとして道路運送法による許可を必要としない移動外出支援の活動を本年、予算化したところであります。高齢者の足の確保は北杜市にとって喫緊の課題の1つでもあります。近年、高齢者の交通事故は運転の誤操作により全国の実例が多々あるわけでございます。運転免許証の返納も推進されているところでございます。そこで介護事業以外の該当者も今後、視野に入れていかなければならない状

況にあると思っているところでございます。

外出支援につきましては、市は過去にデマンド交通もしていたわけですが、それらは多くの問題を含み、またすべてを公平かつ広範囲にわたるにはどうしてもお金もかかりすぎるといふ現実もあったり、また道路運送法上のタクシー業者等の折り合いもございまして、なかなかこれが難しかったという現実があったわけでございます。そこで今回は、おそらく移動外出支援モデル事業というのは、簡単に言うと介護保険の方を対象としたという中でこの事業化が現実味を帯びてきた中で、いち早くそれに北杜市が提案をして予算取りをしながら今に至っている。しかし、なかなかそれらが現実的に難しいところもあると思いますし、また介護事業以外の方につきましては、やはり多くの方が足の確保ということで何人もの議員も登壇して質問しておりますし、また多くの住民もそれらについては危惧しているところでございます。しかし、冒頭述べたとおり有り余るお金があるわけではないので、効率的にするにはどうするかという課題があるかなと思っております。そこで以下、5点について質問をさせていただきます。

1番目としまして、地域および市が協働する体制の確立についてお伺いをするところでございます。

2番目といたしまして車両の確保、経費、事故対応、責任の所在についてお伺いをいたします。

3番目といたしまして、実施団体等の公募の期間についてお伺いをするところでございます。

また4番目といたしまして、公募者の選定審査についてお伺いをいたします。

そして、ここは介護から離れたところでございます。5番目といたしまして、介護事業対象者以外の高齢者の今後の対応について、お伺いをするところでございます。

次に4項目めに移らせていただきます。市内中学校、部活動の統合についてでございます。

市内中学校の統廃合は中学校の統合計画の見直しにより、今後の状況を見据え時期また配置等については白紙とされている現実があります。

鑑みますと昨年のお生まれになった方は200人以下になってしまった、198人という数字を聞いておりますが、どうしても今後、少子化は今の状況ではたしかに子育て支援住宅や多くの子育て支援を実施してまいりましたが、これは全国的な流れやいろいろな状況から鑑みて、どうしても減少傾向になってしまう。当然、そういうこととなりますと現在の市内中学校の部活動につきましては少数の生徒数にさらに今後、拍車がかかっていくということとなると思います。そういたしますと、部活動の選択ができない現状にあるというのが今の状況でございます。小学校単位ではスポーツ少年団がありますが、スポーツ少年団で各種目をやっていたが、中学校にいきますとそれらの種目がないのでほかの種目にいくか、またどうしてもやりたいとなると学校区をまたいで編入等をしながらしている生徒もいるようでございます。

特に団体種目であります球技につきましては、これは如実に現実として表れておりまして、個人種目であれば個人で大会等も出られるわけですが、それらの状況から今後多くの市内中学校では種目が廃部となっていく現状があるのではないかなと思っています。そこで3点につきまして、質問をさせていただきます。

1番目といたしまして、部活動の統廃合を複数校以上で行うことについての現状と見解についてお伺いをするところでございます。これはどうしても文部科学省の指導ですとか、いろいろな規定がございますので非常に難しい状況にはあるかと思いますが、よろしく願いを申し

上げます。

2番目といたしまして、仮に部活動が統合した場合につきまして、統合支援についてのお考えを伺うところでございます。今の現状はおそらく複数校が、大会においては一緒に大会に出るという現状にあるのではないかなと思っております。

3番目といたしまして、生徒および保護者の、これは希望の状況把握というのはされているのでしょうか。当然、そういったことになりますと小学校6年生の年代でこれはしていかなければならない現実があると思いますが、よろしく願いを申し上げます。

5項目め、最後になりますが今後の市の財政見通しについてお伺いをするところでございます。

これはすべて今までした公共施設管理や上下水道事業や新モデル事業、そして当然中学校の統廃合とか、いろんな中の絡みの中で今後の市の財政見通しについて総合的に伺いたいと思っております。

例年、私どもの市は決算をしてみますと大体300億円を超えるという一般会計でありました。それはなぜそれほどの会計が組めたかということによりますと、北杜市が北杜市独自としてさまざまな事業を提案し展開してきたところにその要因があると思いますし、それらのメニューが国の補助金、交付金等に相まって10分の10の補助を受けてした事業もございます。

例で言えばスクールニューディールにおける太陽光発電のパネル設置は、まさにそれでございまして、当時、山梨県においては12億円、13億円ぐらいの予算の中、10億円ぐらいを獲得したという現実がございます。それはなぜできたかと、おそらくそれらの事業の情報をいち早く知っていたことがまず第一条件。2番目といたしまして、それを現実とする市役所職員の努力であったと思っておるところでございます。具体的にそのときに必要なものはなんであったか。それは学校とか公共施設の上にパネル設置をする場合、耐久度的な調査がしてあったことがその要因となったわけでございまして、それらをきちっと職員がされていたという現実があるわけでございます。

数々の時として、時代に即応いたしましてその年度の国の予算に即応いたしまして、私たちの市はそれを取り組み、それらによって借入れをしながら、合併特例事業債を借りながら既存の事業に国の事業を充当しながら、その余った金額を基金に積んできたという手法が北杜市でありました。しかし、今後はなかなかそれらは難しい。余ったお金で現実には減債基金に繰り込み繰上償還も多くしてきた現実があるというのが今までであったと思います。予算こそ300とか、とても私たちの北杜市では組めない予算も組んできましたが、それはどちらかというと積極的な事業展開もありましたが、将来を見据えて早くお金を返してきた。また国も金利等のものについて繰上償還を認めてくれたという現実の中で、今に至っていると私は考えているところでございます。そして冒頭にも述べたとおり、それらを支えたのは北杜市の職員であると思っているところでございます。

土日も自分の仕事となると残業という形でなく、自ら仕事に臨んでいたという姿勢が今ここにあり、私たちはそれらの土台の上に立ちながら今後、展開をしていかなければならない現実があるというふうに思っているところでございます。

平成28年度の、昨年でございますが出納閉鎖が5月末を経て完了したということでございます。これらによって平成29年度への繰越額の決定やさまざまな収支が確定され、平成29年度への財政の影響も推測される時期になることと思います。そこで以下11点について、お伺

いをいたします。できれば詳細なお伺いをしたいと思っております。

まず1番目、それでは昨年度の繰越金額について伺うわけでございます。繰越金につきましては例年おそらく12億円、13億円というのが例年ベースでございしますが、いろいろな昨今の状況によってそれらは現実の出来高がもうできたと思うので、それらについての状況等についてお伺いをいたします。

2番目、繰越金の運用についてでございます。繰越金はあるべく繰り越さないように、前もって繰越金が出るというものであれば、もう昨年度に基金等に積みながら、それを今年度使うというようなこともずっとやってきたわけでございますが、これらの運用について過去はあるべく繰越金を増やさないようにしながら現実に対応してきたということだと思っております。それらについて、28年度の繰越金についてはいかようにしていくのかお伺いをするところでございます。

3番目といたしまして、繰上償還の方針についてお伺いをさせていただきます。冒頭でも述べさせていただいたとおりでございますが、積極的な繰上償還を今までしてきた現実がございしますが、それはなかなかこれから繰上償還について積極的に行っても利益というか、金利等の問題もありまして、それらが実質、実を結ぶのか、結ばないのか、また現実に行えるのか、できないかということもございしますので、お伺いをするところでございます。

4番目といたしまして、基金積み立ての方針についてでございます。多くの基金がございします。公共施設基金とか、財政調整基金とか多くの基金を抱えているわけでございますが、これらの基金の積み立てをいかようにしていくのかの方針について、お伺いをするところでございます。

5番目につきましてです。北杜市は財政調整基金というのは、過去取り崩しというのはたしかしていなかった記憶が、合併当時は別なんですけども、なるべく取り崩さず例年予算を組んできたという現実があるわけでございますが、基金取り崩しについてお伺いをするところでございます。

6番目、臨時財政対策債についてでございます。これにつきましては、当然でございますが例年、これを回避してきた現実があります。しかし、この臨時財政対策債につきましては、地方交付税と同等というふうに地方自治体は扱っているわけでございますから、別に借りてもなんら問題ない、地方交付税と同じだというふうに普通は考えなければいけないんですが、しかし常に回避をしながら将来に備え、その金利等についても当然その中に、毎年毎年国のほうからいただいているという現実、その効果は今も続いているわけでございまして、これらについてどういうふうにお考えかお伺いをいたします。

7番目といたしまして、合併特例債についてでございます。冒頭、最初の質問の中でも公共施設についても伺ったところでございます。合併特例債、これはできるならば合併した市にとって一番有利な起債というふうに考えておりますので、それらをどういうふうにするかということは現実、今後、市の財政について大きな影響がありますし、使い切るということも必要ですし、むやみに借りすぎるとということもまた回避をしなければいけないということでお伺いをいたします。

8番目につきまして、過疎対策事業債についてでございます。新過疎地域自立促進特別措置法等もございまして須玉町、武川町、白州町については過疎でございます。それについては過疎地域自立促進計画に基づき過疎対策事業債等の借り入れができます。これらの事業も組み入

れながら市は今までもしてまいりましたが、今後どうするかお伺いいたします。

9番目といたしまして市民税、法人税、固定資産税の動向についてお伺いをするところでございます。近年、固定資産税につきましては市の税金が72億円とか73億円とかという中で、すでに40億円を超える41億円、42億円くらいが例年の推移でございますけども、これらの動向についてお伺いをするところでございます。

そして10番目、ここが地方にとって悩ましいところでございます。地方交付税についてお伺いをいたします。今後、削減をされてまいります、当年につきましてもおそらく削減になっていくのではないかと思います。これらについて、お伺いをいたします。

そして1から10を踏まえた今後の市の財政の見通しについて、総合的な見地でご回答をよろしくお伺いいたします。

以上が通告の質問となりますが、ぜひとも明快なご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

皆さん、改めましておはようございます。

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

移動支援モデル事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域および市が協働する体制の確立についてであります。

平成26年の介護保険法改正により、すべての高齢者の介護予防を含めた地域の暮らしの課題への支援が盛り込まれ、より一層地域づくりに重点が置かれております。

移動外出支援事業は、公共交通等を利用できない要支援者等の外出ニーズに対して支え合い・助け合いによる地域づくりを基本に、地域住民の生活を支える外出支援サービスの今後の方向性や可能性について検証するものであります。

モデル事業の実施に当たっては市民ボランティア団体、地域および市の三者の協働が不可欠と考えております。具体的には市民ボランティア団体は外出支援サービスの提供、市は車両の調達や運営経費の負担、地域は市民ボランティア団体と利用者をマッチングする役割を考えています。

次に、介護事業対象外の高齢者の対応についてであります。

高齢・障がいにより、介助なしでは公共交通が利用できない市民を対象に目的や内容を審査したタクシーの利用料金の一部を助成する事業を実施しております。併せて障がい者や知的障がい者を中心に社会生活上、必要な外出および通勤のための外出に対する移動支援事業も行っております。

一方、移動手段が乏しく日常の買い物が不便な方の支援については、車両による移動販売や宅配が有効な支援策と考えております。宅配については、インターネットの普及により多くの日用品が比較的短時間に手元に届くようになりましたが、生鮮食料品については消費期限等の問題もありインターネットでの対応は難しいため、小売店等の宅配の実施状況などを把握し情報提供できるよう努めてまいります。

移動販売については株式会社いちやまマートが7月中旬から市内事業者に委託を行い、いちやまマートイツモア双葉店から20キロメートル圏内において移動販売を予定しております。

移動販売は日用品から生鮮食料品まで取り扱うことができるため、他の地域にも移動販売が拡大できるよう県や北杜市商工会と連携してまいります。

高齢者の外出支援は日常生活上、必要となる移動手段の確保とともに年齢のみでは推し量れない生き生き健康高齢者を増やすことも目的とするものであります。

移動手段の必要性は、高齢者世代のみならず若者世代や子育て世代など各世代にわたって共通に認識され、定住促進や地域の活性化に役立つものであります。

このようなことから本年度、本市の公共交通のマスタープランとして位置づけられる北杜市地域公共交通網形成計画の策定を行ってまいります。計画策定に当たっては、交通関係や地域の人口構成などの現状分析はもとより、各世代に市民の意見等を把握するためのワークショップや世帯アンケート調査などを行い、持続可能な地域公共交通の構築に取り組んでまいります。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

市内中学校部活動の統合につきまして、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、部活動の統合を複数校以上で行うことについてであります。

運動部活動は、学校教育の一環として生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、さまざまな成果をもたらしております。しかしながら、近年の少子化の進行により生徒数は減少傾向にあり、本市でも運動部活動が1校で維持できない学校がございます。また生徒数の減少は配置される教員数にも影響を与え、部活動の顧問が確保できないという、そのような事例も見受けられます。

最近では、年度当初に設置されました部活動においても年度途中に上級生が引退することにより部員数が減少し、大会への参加要件である部員数を確保できない学校が出ております。

こうしたことを受け、いくつかの大会では必要最低人数を満たさない場合の特例措置として複数の学校が合同チームとして参加することが認められているため、本市でもこの特例措置により他校と合同で参加する事例がございます。

子どもたちの健全な育成を図るためには、生徒一人ひとりが自由に選択し参加できる部活動の環境整備を図ることが重要であると感じているところでありますが、部活動の統合は生徒の移動や安全の確保、顧問の配置、大会参加のための要件緩和など、課題も多いことから関係機関と調整を図りながら、慎重に検討すべき内容であると考えております。

次に部活動の統合支援についてであります。

部活動の統合はすぐに実現できる課題ではないことから、当面は状況に応じた合同チームとしての大会参加などの取り組みに支援を行ってまいりたいと考えております。またどのような支援が必要であるか、学校関係者に意向確認するなどニーズの把握に努めてまいりたいと思っております。

次に、生徒および保護者への希望状況の把握についてであります。

現状の部活動に対する意見や今後の部活動のあり方などにつきましては、校長会からも意見を聞き、市内すべての中学校の生徒や保護者へアンケート調査を実施するなど、中学校の教育課程である部活動への意向を把握し、取り組みが可能な改善策を模索する中で豊かな学校生活

の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

今後の市の財政見通しにおける個人市民税、法人市民税、固定資産税の動向についてであります。

昨年度の市税収入の総額は、現年度分と過年度分を合わせて76億円余りであります。そのうち個人市民税は20億4千万円余りで全体の26.8%、法人市民税は6億1千万円余りで8.1%、固定資産税は43億3千万円余りで57%を占めており、特に固定資産税の割合が高いことが本市の特徴となっております。また平成27年度の市税収入の総額と比較すると3億6千万円余り、5%の増収であります。

今後の動向ですが、個人市民税については納税義務者は平成27年度に比べると増加しているものの人口の減少は続いており、個人所得の増加に伴う大幅な増収は継続して見込めない状況であります。

法人市民税についても納税義務者は増加傾向にありますが、法人税割は国税である法人税額が課税標準になるため、景気の動向に大きく影響されることから個人市民税と同様に継続的な増収は必ずしも見込まれない状況であります。

固定資産税については企業誘致や農業生産法人の参入、新築家屋の増加、事業所の設備投資などに伴う増収が見込まれる一方、来年度の評価替えによる下落が予想され、全体としてはおむね横ばいか若干の減少を見込んでおります。

昨年度決算においてこれらの3税が市税収入の92%を占めており、基幹税として重要な役割を果たしていることから、今後も適正な課税および税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公共施設管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、売却予定の施設についてであります。

本市は8町村の合併によって誕生したことから多くの類似した公共施設を抱えており、今後老朽化等のため多くの施設で更新時期を迎えることとなります。

また人口減少や世代間構成の変化などにより市民が求める公共施設の規模、役割および機能が変化していくことが予想されます。

このようなことから公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減および平準化が必要となります。このため本年3月、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために必要な基本方針等を定めた北杜市公共施設等総合管理計画および、北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針を定

めたところでございます。

売却予定の施設については総合管理計画や公共施設最適配置の基本方針を踏まえ、検討を進めるとともに合併以降、売却および譲渡した施設等の状況を考慮した中で財政面と市民サービス向上の両面から進めてまいりたいと考えております。

次に現在、修繕を予定している施設および早急に修繕を行う施設についてであります。

本市の公共施設、361施設が総合管理計画等の対象となっております。そのうち100を超える施設についてはサービスの向上と施設管理経費の縮減を図るため、指定管理者による管理運営がなされているところであります。

指定管理施設については、施設所管課と指定管理者が定期的に運営面はもとより施設の機能・性能面の視点から計画的な修繕を行っているところであります。それ以外の施設についても、施設所管課において市民はもとより利用者への配慮を心掛け計画的に修繕を行っております。し尿処理を行う北部ふるさと公苑など機能面から代替不可能な施設については、予防的保全の観点から早急に修繕を行ってまいります。

次に、統廃合を予定している施設についてであります。

人口や世代構成の変動による市民ニーズの変化に対応するため、地域ごとの人口構成から利用需要に応じた規模の適正化や利便性向上のため、類似機能の共有化やサービスのワンストップ化など施設の複合化・多機能化を図ることができる施設については、統廃合を進めてまいります。

次に今後、廃止を予定している施設についてであります。

目まぐるしく変化する社会経済状況などにより、公共サービスについての必要性を検討し必要性が低い場合は廃止を検討してまいります。

次に施設の売却、統廃合等を進めるに当たっての法手続き等の課題についてであります。

市民および利用者等との合意形成により売却・統廃合などの方向が確定した公共施設については法令上の視点、施設整備経費における国・県等からの補助金の取り扱いおよび市の財源手当てなどの面から検討が必要となります。

本市の多くの公共施設は国・県等の補助などにより建設されており、売却・統廃合などの方向が示された施設については、事前に国等と他用途への利用や補助金返還等の取り扱いについての相談等が必要となります。また、市の財源手当てとしてメリットがある合併特例債の活用が可能となるよう検討を行ってまいります。併せまして、施設の設置目的等が規定されている関係条例の改正や施設の資産評価等を専門事業者に依頼し、用途廃止や売却等に備えることとなります。

次に今後の市の財政見通しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本年度へ繰り越す金額についてであります。

昨年度の決算については現在調整中ではありますが、一般会計において本年度へ繰り越す額のうち繰越明許費の財源などを除いた繰越金額、いわゆる実質収支額は12億3千万円余りとなる見込みであります。

次に繰越金の運用についてであります。

本年度への繰越金となる実質収支額については、昨年度の決算剰余金が年度の切り替えに伴い、本年度の歳計現金となっているものでありますので歳計現金として適切に運用・管理しているところであります。

今後、決算額が確定したあとに歳入予算として計上し、一般財源として有効に活用したいと考えております。

次に繰上償還の方針についてであります。

本市では合併に伴う特例措置の終了を見据え、将来的に持続可能な財政運営を行うため、市債の繰上償還を積極的に実施しており、昨年度は18億6千万円余りの繰上償還を行いました。原資となる減債基金の残高の減少などに伴い、本年度の繰上償還額については7億2千万円余りとなりますが、今後とも可能な限り継続していきたいと考えております。

次に、基金積み立ての方針および基金取り崩しについてであります。

合併に伴う特例措置の終了後の財政状況や将来的な公共施設、インフラに関する維持、更新経費の増大などに備え、本市において基金積み立ては非常に重要であると考えておりますが地方交付税の段階的縮減により積み立てが可能な額は減ってきており、基金残高は段階的縮減が始まった平成27年度からは減少に転じております。

昨年度は2億1千万円余りの基金積み立てに対して、取り崩し額が12億8千万円余りであり、昨年度末の基金残高は平成27年度末に比べて10億円以上の減少となりましたが、今後とも基金の適切な積み立てと有効な活用に努めてまいります。

次に臨時財政対策債についてであります。

昨年度は歳出削減の努力を行うとともに、平成27年度からの12億円余りの繰越金を有効活用することなどにより、臨時財政対策債の発行を回避することができました。

臨時財政対策債を発行しないことは将来の返済が生じない状況になる一方で本来生じるべき償還の相当額が後年度に交付税措置されるため、財政上のメリットが大きいことから本年度についても発行の回避または減額が可能となるよう、引き続き歳出削減などに努めてまいります。

次に、合併特例債および過疎対策事業債についてであります。

昨年度の合併特例債については59億1千万円余りの予算現額に対して小淵沢駅舎改築・駅前広場整備や須玉小学校大規模改修などの大規模事業が翌年度へ繰り越されたことにより、決算見込み額は28億5千万円余りとなり、過疎対策事業債は2億1千万円余りとなります。

合併特例債と過疎対策事業債は、いずれも平成32年度までが発行期限となることから今後とも計画的な活用に努めてまいります。

次に地方交付税についてであります。

昨年度の地方交付税は普通交付税が102億2千万円余り、特別交付税が11億円余りとなりますが、本年度については特に普通交付税について段階的縮減が3年目となることに加えて前年度の税収増が反映されることなどから大幅な減額が見込まれております。

次に今後の市の財政の見通しについてであります。

第4次行財政改革大綱でお示ししている財政の中長期見通しについては、毎年度ローリングしていくこととしており、本年の秋には昨年度の決算などを反映した改訂を行う予定であります。

したがって、現時点では昨年度の決算などを踏まえた詳細な見通しをお示しすることは困難ですが、税収増や大規模事業の繰り越しによる短期的な影響はあるものの長期的な財政運営の見通しには大きな変化はないものと思われま。

したがって、第4次大綱でお示したとおり合併特例債の発行期限の終了の影響が大きく顕在化してくる平成35年度ごろには財政状況が大幅に悪化することが見込まれますので、合併

に伴う財政的なメリットを受けられる期間内に、特例措置の終了などを見据えた十分な準備を行う一方、例えば近い将来に大規模改修が必要となる主要施設について合併特例債の活用が可能なものは前倒し実施をするなど、特例期間中のメリットを最大限に活用できるよう工夫を行い、将来にわたり持続可能な財政運営につなげていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

移動支援モデル事業について、いくつかご質問をいただいています。

はじめに車両の確保、経費、事故対応、責任の所在についてであります。

この事業で使用する車両については市が実施団体に1台を無償貸与しますが、緊急時対応等のため、市貸与車両以外にもボランティアの持ち込み車両を確保していただきたいと考えております。

経費については、モデル事業の立ち上げ・運営にかかる経費を委託料として支払うものとなります。

事故対応については市貸与の車両は市が自動車保険に加入し、実施団体が確保する車両はそれぞれの車両に一定の自動車保険の加入を義務付けることといたします。

また乗降時の際に起きた事故・ケガ等についてはボランティア保険、福祉サービス総合補償等での対応となります。

次に、モデル事業の実施団体等の公募の期間についてであります。

4月から高齢者の外出支援事業について4回ワークショップを開催し、多くの方の参加を得る中で進めております。また、市広報紙6月号においても事業実施について掲載したところであります。

モデル事業の実施団体の公募については、7月上旬から市ホームページにおいて公募要領を公開し7月中旬から10日間程度を公募期間とする予定であります。

次にモデル事業の公募者の選定審査についてであります。

公募者の選定審査については市の公共交通、福祉施策の担当部局長等を委員とした北杜市住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業審査委員会を設置し、選定するものいたします。選定基準としては予算の妥当性、計画性、実行可能性、相乗効果・波及効果、事業遂行能力などを審査項目といたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

上下水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、上下水道事業の新体制の効果についてであります。

本市では、国が示したロードマップに基づき策定した北杜市上下水道事業地方公営企業法適用化基本計画に沿って、平成32年4月の地方公営企業法の適用に向け準備を進めているとこ

ろであり、このことから上下水道事業の組織再編を行い、本年４月から新体制により業務を開始しております。

新体制では上下水道総務課、上下水道施設課、南部および北部の２つの上下水道センター、さらに民間委託による料金徴収等の業務を行う上下水道お客さまセンターを本庁舎内に設置したところであります。

新体制での効果につきましては、上水道事業と下水道事業の組織統合により類似業務が一本化され、併せて維持管理部門を統合することにより事務や業務の効率化が図られ、さらに職員数の削減にもつながっております。また民間企業のノウハウの活用により事務の効率化、お客さまサービスの充実等も図られております。

次に給水区域の見直しについてであります。

水道事業の給水区域につきましては、水道法により厚生労働大臣の認可を受け原水の量、地理的条件、水道の形態等に応じ設定しております。

現在、平成３２年４月の公営企業法適用を踏まえ、北杜市水道施設中長期整備計画およびアセットマネジメントの作成を進めており、その成果に基づき給水区域の見直しや施設の統廃合を行いたいと考えております。

次に下水道処理区域の見直しについてであります。

現行の下水道事業の処理区域は、統合整備を進めている清里南部処理区を除く大半の処理区域が平成２３年度の事業計画変更認可時に設定したものであります。平成２７年の下水道法改正に基づき、来年度に特定環境保全公共下水道事業計画に処理区域も併せて見直しを行う予定であります。

次に、基準外繰入の方針についてであります。

現状の本市の上下水道事業につきましては、これまで施設整備にかかった起債償還金や施設の老朽化等に伴う施設整備費などが上下水道料金の収入のみでは賄えないことから、一般会計から基準外繰入を行っております。しかしながら、地方公営企業である上下水道事業につきましては独立採算制を原則としており、能率的な経営のもとにおける適正原価の回収が第一主義となります。

このことから一般会計からの基準外繰入金を抑制し、独立採算を目指すことは重要であります。安易に料金に転嫁させるのではなく事業経営上できる限りのコスト削減などに努めながら、上下水道料金と一般会計からの負担のあり方については今後も慎重に検討を進めていきたいと考えております。

次に今後の事業計画についてであります。

簡易水道事業につきましては現在、簡易水道統合整備計画に基づき老朽管の更新等の事業を行っておりますが、平成３２年度以降の公営企業法適用による上水道事業移行後は現在、作成中の北杜市水道施設中長期整備計画に基づき事業を進めることとしております。

また下水道事業につきましては現在、北杜市特定環境保全公共下水道事業計画に基づき管渠の延伸、処理場の統合等の事業を進めておりますが、平成２７年の下水道法改正により事業計画の中に処理場および管渠の維持管理計画を盛り込むことが義務付けられたため、来年度には維持管理計画を含めた新たな特定環境保全公共下水道事業計画を策定し、事業を進めることとしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

再質問を3項目させていただきます。

まず最初に公共施設管理についてでございますが2番目の現在、修繕を予定している施設、また早急に修繕を行う施設について、早急のほうは北部ふるさと公苑と言われましたが、どちらとも具体的な施設名があれば教えていただきたいです。

それから移動外出支援モデル事業につきましてですが2番目の車両確保、経費、事故対応、責任の所在について、これは保険で対応するという答弁だったと思います。しかし、保険はあくまでも金額的な問題でございまして、それらについてはそれに伴う処理が必要になってくるわけでございます。それらについていかがお考えか、お伺いをいたします。

そして財政でございますが、財政につきましては繰越金の運用ですが、確定したら一般財源にしてそれからということでございますが、現実、一般財源にしてどのように今、しようとしているのか、おそらくこの一般財源がされたあと、すぐにもうあてにしなければならないような状況に本年度はなっているかなと思いますが、お伺いいたします。

以上3点、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

内田俊彦議員の再質問について、まず1点目の早急な修繕の要する施設についてお答えさせていただきます。

今後、早急に修繕を行う具体的な施設でございますが、先ほど申し上げました北部ふるさと公苑のほかにも例えば金田一春彦記念図書館、ここについては屋根のところで雨漏りがするなど老朽化が進んでおりまして、そういった対策を講じるために早急に修繕を行う予定としております。そのほかにも明野総合会館、あるいは須玉総合体育館、こうしたところ、天井の部分の老朽化が進んでおりまして安全の確保の面からも早急に修繕をするべきというふうに考え、そのような対応を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

21番、内田俊彦議員の公明党の再質問にお答えいたします。

事故の責任の所在ということでございますが、今の時点では実施団体の責任において対応していただくという考えでおります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を。

植村財政課長。

○財政課長（植村武彦君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

繰越金の運用についての質問でございます。一般財源化した後の使い方ということでございます。

一般財源でございまして、一般財源となります今後の税収の見込みですとか、地方交付税がどのくらいになるかということにも影響されるわけでございますが、12億円強の財源でございますので、例えば昨年同様、臨時財政対策債を可能な限り回避、減額をするために使うなど一般財源としての有効活用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

再々質問を1点させていただきます。

移動外出支援モデル事業につきましてですが、実施団体がするということになると、なかなかそれらについては実施団体の要綱のもとに難しいのかなと思いますけど、これはなかなかもう少し考えていかなければならない現実だと思いますけど、いかがでしょうか。

また、これは公共交通の中で高齢者についても少し考えていかなければならない現実があると思います。例えば5件10件、まとまったらそれらをタクシー業者とつなぐようなことも企画としては考えていかなければならないと思いますので、それらについていかがでしょうか。

2点、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

内田俊彦議員の再々質問についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、自己責任の対応ということでございますが、今の時点では将来的なことを見据えますと、基本的には市がすべての団体の運営に対して責任を持つということとはなかなか厳しいのかなという考えがございまして、基本的には実施していただく団体に

責任を持っていただいて、市はそれに金銭的な助成をしていくというのを基本に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

内田俊彦議員の再々質問について、公共交通の観点からお答えさせていただきます。

議員ご指摘がありました点については、そういう検討もあろうかと認識しております。また以前に行いましたデマンドタクシーの件、さまざまなことを踏まえつつも今年度、公共交通網形成計画ということで、今、始めつつありますのでご指摘の点を踏まえて進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問を行います。

あまりの乱暴極まりないやり方に激しい怒りを禁じ得ません。安倍晋三政権と与党が参議院法務委員会での採決を抜きに中間報告という卑怯な手段まで振りかざし、共謀罪法案を強行いたしました。

国民の内心を処罰する違憲立法の危険な姿が次々と明らかとなり、国民の不安と批判が広がり続ける中、なりふり構わずに悪法を強行したことは民主主義を無視した大暴挙であります。

国内外からの異論を封鎖し、重大な人権侵害の法案を数の力でゴリ押しする安倍政権を退陣させることがますます重要となっています。

さて質問の第1項目、地域公共交通網計画の策定課題と関連する足の確保についてお伺いをいたします。

市内には車を運転しない人も多く、子どもから高齢者まで安心して住み続けられる北杜市となる交通施策がつくられることを願っております。今後、安心できる足の確保を望む方も多く市は今年度、北杜市地域公共交通網形成計画を策定していきます。この計画について、市の基本的な姿勢について見解をお伺いいたします。

1. マスタープランを作成すると言いますが、公共の役割についてどのように考えておりますか。

高齢化の進行著しい北杜市、白州町では高齢化率42.3%、大泉町では37.8%、住民の足の確保については一定の税金を投入して市が責任を持つべきではないでしょうか。ボラン

ティア送迎を推進しておりますが、保険のこと、謝礼のこと等、難しい問題があり、公共の役割について交通弱者からの期待は大きいと考えております。

2. 計画の業務委託仕様書の目的と方針の最後には、関係各主体の意見を的確に把握するための調査と書かれておりますが、具体的にはどのような方法を考えておりますか。交通弱者は見えにくく民生委員、地域包括支援センター、地区組織等高齢者の実態を知る人を通じて丁寧に現状を調査することを求めます。見解を伺います。

3. 北杜市地域公共交通網形成計画の策定業務委託仕様書では、委託する業者をプロポーザル方式で募集し決定したと思いますが、この業務を行うに当たりどのような特徴があり、市の要望に的確に応えることができますか。またどの業者になったのか、公表ができますか。また計画策定に当たり、市として業者に任せることなく企画課が責任を持ち市民・業者と話し合い市内は広いので各地域に合った交通網を作成する、そうしたことを必要ではないでしょうか、明らかにしてください。

4. デマンドバス復活は可能ではないでしょうか。4年間にわたって実証運行したデマンドバスを廃止しましたが、いまだに復活を求める声が多くあります。

市のデマンドバス廃止の理由の1つに市の財政負担が多いことでした。地域での利用者数、大泉町地域と明野町、須玉町地域では大きな差があります。利用促進の周知や予約受付の改善をし乗合率を高める努力、タクシー業界への委託方法の改善で復活することは可能ではないでしょうか。実証運行期間の総括が財政問題だけに限られておりますが運賃の改善、利用促進への努力を行うなどの評価を行ったのか、お伺いをいたします。

5. 免許証返納者への対策・支援事業として1年間のバスを利用できる福祉定期券を交付しておりますが、バスを利用できない地域もあります。同額のタクシー券の助成を行い、返納者が選べるようにすべきではありませんか。返納した1年間の助成だけでは「その後、どうしよう」、このように考えると返納もできないとの声があります。見解を求めます。

第2項目めに中部横断自動車道長坂～八千穂間の計画について伺います。

1. 中部横断自動車道建設計画B案ルートの位置とその概略は、北杜市民により重要な関心事となっています。今回、中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会が国土交通省への情報開示請求により入手したB案ルート帯地形図、縦平面図と根拠図面、道路標準横断図を沿線住民の会が主催する5月20日、現況報告会の中で北杜市民に公表を行いました。その内容について北杜市は国土交通省から提示および説明を受けておりますか。すでに北杜市が入手し国土交通省による説明を受けているのなら、その年月日はいつでしょうか。また受けていないとすれば、今後いつ国土交通省に問い合わせ北杜市民への説明を行うのか見解を求めます。

2. この国土交通省が公表した建設計画B案ルート帯の地形図、縦平面図と根拠図面、道路標準横断図によりB案ルート帯での示された地域では自然や生活・農業・商業等の環境・景観への影響は多大なものになることが予想されます。それを北杜市は独自に多角的・総合的に調査することが必要と考えますが、その見解を求めます。

3. 国土交通省は情報開示請求により、国土交通省が検討していた須玉インターチェンジから国道141号沿いに北上するルート案について関連資料を提示しております。国土交通省への問い合わせに2013年1月から2月に行われた国土交通省主催の地元説明会のバックデータとして作成したものと回答をしています。北杜市ではこの事実を把握しているのでしょうか。北杜市は国土交通省からこの資料について提示を受け、説明を受けておりますか。入手してい

るとしたら、この年月日はいつでしょうか。そして先ほどと同じように北杜市民への説明を行っていない、こうしたことになって見解を求めます。

第3には武川市営ABC住宅の耐震化・水洗トイレ化の前倒しをして実施することはできないか伺いをいたします。

2011年3月の東日本大震災、2014年8月の広島市土砂災害、同年9月の木曽御岳山の噴火、そして15年9月の関東・東北豪雨災害、昨年4月には熊本地震と日本列島は毎年のように災害に見舞われております。

災害対策は災害が発生したあとの応急対策や復旧・復興対策だけでなく、災害の発生を抑え被害の拡大を防止するための予防対策を重視した対策に転換する必要があります。地震による被害を最小限に食い止める上で耐震補強を早期に実施していくことが重要と考えます。

昭和46年から建設された武川市営のABC住宅、今年度より耐震化・水洗トイレ化を実施していくことになっております。市民は早期に安心して住める住宅を求めています。また武川町、白州町内で一戸建ての古い住宅も廃止していくことが入居者に伝えられております。今後の耐震化・水洗化計画を前倒しし、早期に実施することを求めます。見解を伺います。

そして最後、第4項目め、憲法9条を変えるべきでない、このことについて渡辺市長の見解を伺います。

5月3日に安倍総理は憲法9条に自衛隊を明記する改憲を行い、2020年に施行すると宣言をいたしました。5月16日、朝日新聞の世論調査では安倍首相が改憲の提案をしたことについて「評価しない」が47%、「評価する」35%でありました。自衛隊を憲法に明記する9条改正について「必要ない」が44%、「必要」が41%となっております。そして「安倍首相に今、一番力を入れてほしい政策を1つ選んでください」、こうした設問では「憲法改正」が一番低く5%であります。国民は憲法9条改定を望んでなどおりません。そのときに行政の長である内閣総理大臣が期限を区切って、9条を変えろと号令をかけるのは憲法99条の憲法尊重擁護義務に違反の発言だと言わざるを得ません。またこれは三権分立の否定であり、二重に憲法違反の発言だといえます。今の憲法下では自衛隊の「じ」の字もありません。それどころか戦力の保持が禁止されています。この憲法の下で巨大な軍隊をつくり、海外派兵の仕組みまでつくってきたのが自民党であります。その自民党に「自衛隊」と明記した憲法を与えたら歯止めがない役割の拡大になる危険があることは火を見るよりも明らかであります。

憲法9条を変えるべきでない、市長の見解を最後にお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

憲法9条の改正をめぐる見解についてであります。

日本国憲法第9条に関する改正は国民一人ひとりにとって非常に重要な問題であり、さまざまな意見があると認識しております。憲法9条の基本原則が戦後の日本の外交・安全保障の大きな柱であったことから、社会情勢や国際社会の中での日本の役割を踏まえ、国政の場で十分議論されるべきものであると考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

地域公共交通網形成計画の策定課題等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共の役割についてであります。

本市では公共交通を重要な社会インフラと位置づけ、市民バスについては運賃収入および県からの補助金を除き市の税金を当て運行しており、運行経費全体の約80％となっております。

今後、人口減少および高齢化の進展や厳しさを増す市財政等を見据え、公共の果すべき役割など計画策定過程において市民の意見を聞きながら議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、関係各主体の意見を的確に把握するための調査方法についてであります。

計画策定に当たっては地区説明会、ワークショップの開催および世帯アンケート調査の実施などにより、幅広く市民の皆さまの意見等が聴取できるよう努めてまいります。

次に、委託業者および委託内容についてであります。

業務委託に当たっては、プロポーザル方式により業務実績はもとより市民の意見等を丁寧に把握するノウハウ等を持ち合わせた事業者を選定したところであります。

委託内容等については、市の指導監督のもと本形成計画策定業務を行うものであります。

次に、デマンドバスの復活などについてであります。

本市では、デマンドバスの実証運行等を平成21年度から4年間行ってまいりました。この間、運行区域、運行方法および市民バスとの整合性などの検証評価を行うとともに地域公共交通会議に諮り市議会における慎重審議の上、終了したものであります。このようなことからデマンドバスの再度の運行は難しいものと考えております。

次に、高齢者運転免許証自主返納者へのタクシー券を助成する考えについてであります。

バスが利用できない地域の基準の明確化が難しいことや市民バス利用促進などから、現在のところ運転免許証自主返納者に対するタクシー券の交付は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道長坂～八千穂間の計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新ルート沿線住民の会が国土交通省から入手したB案ルート帯の資料についてであります。

本年5月20日に、新ルート沿線住民の会主催により開催された中部横断自動車道の報告会と総会については、新聞へのチラシおよびホームページなどで承知しております。情報開示請求により国土交通省から入手したとされる資料の一部が、新ルート沿線住民の会のホームページに掲載されていることも確認しています。

なお、B案ルート帯の地形図等といった資料について、市は国土交通省から提示および説明は受けておりません。またB案ルート帯については、国土交通省が計画段階評価の手続きにおいて公表されているものと認識していることから今後、国土交通省に問い合わせる予定や市民

へ説明する予定はありません。

次に、建設計画B案ルート帯での影響を市独自で調査することについてであります。

中部横断自動車道長坂～八千穂間の今後の予定は、環境アセスメント手続きを実施していくと国土交通省から聞いております。市としては、その手続きにおいて地域への影響等をしっかりと検討していただけると認識しているため、市独自での調査は考えておりません。

次に、須玉インターチェンジ付近から国道141号沿いに北上するルート案に関連する資料についてであります。

この資料についても、本市は国土交通省から提示および説明は受けておりません。しかし、国土交通省が過去に開催した計画段階評価手続きによる地元説明会において、長坂接続の理由を説明したと伺っており、本資料についてはすでに国土交通省から説明されたものであるという認識から改めて市民に説明を行う予定はありません。

次に、市営武川団地の耐震化・水洗化の実施についてであります。

市では市営住宅総合活用計画・長寿命化計画に基づき老朽化した市営住宅の耐震化、水洗化を含む改修工事を平成23年度より順次実施しております。

本年度からは武川団地を実施する計画であり、改修工事については入居者の生活形態や要望内容も可能な限り取り入れるため、事前に戸別に訪問し入居者の意向等の調整を図りながら実施してまいりたいと考えております。

なお、計画の前倒しについては、国の補助事業で実施するため国と調整等を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは最初に渡辺市長に憲法問題について、もう一度見解をお伺いいたします。

安倍首相は先日の6月24日に講演会において、この憲法改正において来たるべき臨時国会が終わる前に衆参の憲法審査会に自民党案を提出したいと述べ、年内に提出を目指す方針を明らかにしています。首相は自衛隊を9条に書き込む改定案として、2020年までに施行を目指す意向を考えております。そうしますと秋の想定される臨時国会への提出まで言及している、こうしたことは初めての事態であります。自民党内でも議論を無視し、独断で首相が会見スケジュールを次々と発表しスピードアップする、異常な前のめりの状態ではありませんか。私は先ほど安倍首相の憲法尊重擁護義務違反に値する、こうした発言であると述べております。この発言について、市長はまずどのような見解を持っているのか、その点について再度お願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

15番、清水進議員の再質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁したとおりでございますけれども、日本国憲法の理念に基づく恒久平和は市民のみならず国民の思いであることは疑う余地はありません。わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国家の安全、国民の生命・財産を守るため現実に起こり得るすべての事態の対応を考慮する必要があることから、国民の意見を十分に踏まえ国政の場で十分議論を重ねていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

ぜひ市長にその点をもう一度お答えいただきたいと思います。

次に中部横断自動車道について、もう一度再質問を行わせていただきます。

先ほど国土交通省が発表したB案ルート帯、ここではさまざまな自然破壊だとか環境破壊が起こるのではないかとということが懸念をされます。国土交通省が発注する環境アセスメント、これは自然破壊など危惧しても国土交通省に沿った意見書しか出てこない、このことは今までの道路建設など他の地域で実例を見れば明らかであります。市としてこのB案ルート帯の自然環境や農村地帯の景観やこの農業地帯を守る、そのためには市として独自の調査を行うことが必要ではないでしょうか。またこのB案ルート帯で市民が公表しましたが、やはり市として国土交通省との共同でこうした影響を受ける地域への丁寧な説明、地元説明会などを行っていくことが必要だと考えますが、再度その点についてお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

清水進議員の代表質問の再質問にお答えいたします。

独自調査のことでございますけれども、今後、環境影響評価、環境アセスメントの手続きが進められる中で住民説明会など市民からの意見を聞く機会が持たれることから、国・県など関係機関と連携をしながら市民の皆さんにご理解をいただき、環境や景観に配慮した計画となるよう協議・検討・対応等をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○15番議員（清水進君）

まだ、次の項目が。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

市民への説明、資料等の提出でございますけれども、先ほども答弁しましたとおり国土交通省が比較検討のために策定した資料であり、すでに説明等はしてあると聞いております。またすでにB案ルート帯につきましては、計画段階評価によりまして決定をされておりますので改めて市民等への説明は予定しておりません。

以上です。

○15番議員（清水進君）

もう1点、もう1項目あります。

○議長（中嶋新君）

答弁漏れですか・・・清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは公共交通と足の確保の問題について伺いをいたします。

今年度5月時点で65歳以上の市内の免許保有者は男女合わせて1万1,714人となっています。そして昨年、1年間で65歳以上の方の第一の原因で事故の発生だとかケガという状況ですけれど、30件発生しております。そのうち死亡事故が2人、ケガは34人というふうに伺っております。そして昨年1年間で、免許返納者というのは市内で148名が返納しているというふうに伺いました。このように多くの方が返納を1年間でしています。今後も免許返納者は、先ほどの市内の免許保有者の数からして減ることはないというふうに考えます。やはり生活だとか暮らしをしていく上で外出をずっと、やはり生活を支援していく、継続していくことが大切、重要だと考えます。

先ほどタクシー券の助成だとかはどうかということで、それは今、しないということを書かれてしまったけれど、他の自治体では継続して繰り返し、そしてその方がやっぱり社会的な生活が送れるようにということで、そうした補助を実施しています。今日、市民課のほうになりますけれど、福祉の面とも関連します。そういう意味で本当に車を持たない交通弱者の方々の支援、特に今回、免許返納者が年々増えてまいりますので、市として検討状況を再度明らかにしていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

清水進議員の再質問、公共交通の中での高齢者で運転免許証を返す人に対するタクシー券の助成についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のありましたように、この高齢者運転免許証の自主返納制度と申しますのは、まさに市民4万5千人の安全確保、交通事故の抑制という観点から実施をしているというのが1点と、それから今現在、市として運行しております市民バスの利用促進をしていく2つの大きな目的を持って実施しているところでありますので、それを何度も何度も出すということについては、今のところは考えていないというところであります。

もちろんご指摘がありました公共交通網形成計画、すでに事業が始まっております。アンケート調査もいたします。それから説明会等も行っておりまして、当然、予断を持たずにまずはその状況の把握をすることというふうに予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

清水進君の再々質問を許します。

○15番議員（清水進君）

最後に先ほど委託する業者のところで市民の意見を丁寧聞く、そうしたノウハウを持っている事業者だと聞きます。市の要綱の中には3千人のアンケートを行うということも触れられておりますが、そのアンケートとの関係でやはり丁寧な、出向いての、地区ごとの調査だとか高齢者だとかそういう方を呼んでの聞き取りだとか、そういった調査なんかも含めて行うのかどうかという点を最後にお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

ただいまの清水進議員の事業の内容、特にアンケートの状況についての質問でございます。

これは3千人ではなくて3千世帯に対して実施を始めました。1世帯当たり4人まで状況を把握することが可能となっております。無作為に抽出しておりまして、公共交通の趣旨と申しますのは今、運行することも大事ですが、10年後20年後30年後にも運行し続ける持続性の確保は最も大事なことでされております。したがって、その各世帯におられるお子さま、それから生産世代を含めましてさまざまな状況を把握するために今、実施をしているところでありますので、当然、業者と一緒にそれをしっかり分析していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、17番議員、坂本静君。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

平成29年第2回北杜市議会定例会にあたり、明政クラブの代表質問をいたします。

昨年11月、渡辺市政誕生から半年余りが経過しました。北杜市は平成16年11月に大きな負債を抱えての合併をいたしました。以来、行財政改革を一丁目一番地と掲げて行政、議会、また市民が一体となり減債に向けて努めてきた結果、一定の成果があり、その負債を大きく減らすことができたと思っております。

しかしながら昨今の少子高齢化、加えて交付金の減少、また合併特例債の終了など控えており、北杜市にとって今後厳しい行財政運営が予想されますが、渡辺市長には数多いさまざまな課題に対し斬新的で的確な市政を大きく期待しております。

そんな中で以下、5項目にわたり質問をいたします。よろしくお願いいたします。

はじめに教育行政にかかる諸問題について伺います。

教育行政は国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を分担し連携して実施されております。教育委員会は北杜市における教育政策や教育施策を担う重要な役割を果たしていると考えます。

学校基本法で定められている教育の機会均等、教育水準の向上を目指して地域の実情に応じた教育の振興を図らなければならないと思います。

その上で学校教育の目的は子どもたち一人ひとりの人格の形成を目指し、それぞれの個性や能力を伸ばしていくことが重要なことではありますが、教育現場では多岐にわたる問題を抱えていて、子どもたちが成長していく過程から見えてくる貧困やメンタル面の問題、また教える立場からの課題など教育問題について伺います。

①総合教育会議について、設置後の運営状況は従前と比べてどのように変わったのでしょうか。

②小中学校教員の長時間労働の現状は。教員の多忙化を是正する考えについて伺います。

③命の尊さを授業にどのように取り組んでいくのか。

④就学援助費の現状と主な支援の内容について。就学援助入学準備金を前倒しをして支給する考えはあるか伺います。

⑤学校給食の無償化を検討していく考えについて伺います。

次に第4次北杜市行財政改革アクションプランについて伺います。

第4次北杜市行財政改革大綱が策定されました。平成16年11月合併以来、多くの行財政課題に取り組み一定の成果がありました。しかし私たちを取り巻く状況は急速に変化し、超高齢社会の進行により社会保障費や公共施設の維持管理、更新費用が増大し、歳出が増加する傾向にあります。

一方で、少子化など人口減少による市税の減収や地方交付税の特例措置の段階的縮減や合併特例債の活用が平成32年で終了するということになっております。したがって、平成33年度以降の行財政運営は大変深刻になっていくと予測されています。このため、これまで以上に計画的な行財政改革に取り組んでいかなければならないと考え、以下、第4次北杜市行財政改革アクションプランについて伺います。

①公共施設の老朽化による多額な費用が更新や改修で見込まれるため、公共施設の最適配置に向けて公共施設等総合管理計画および公共施設最適配置に向けての基本方針が作成され、その内容は長期的な視点に立って計画的な公共施設の整備・維持・活用を図る公共施設等マネジメントに取り組むとしていますが、具体的にはどんな公共施設からスリム化していくのですか。公共施設のマネジメントの強化について伺います。

②収納率の向上対策として、これは税ですね、債権管理にかかる体制などの強化と新たな収納方法としてコンビニ収納の検討・導入等について伺います。今の、ちょっと失礼しました。税ではなくて、あらゆる手数料等々を含めた収納です。

③自治体クラウドの推進について伺います。

④指定管理者制度の検証について伺います。

⑤統一的な基準による地方公会計を活用した財政運営について伺います。

⑥図書館の雑誌スポンサー制度の導入について伺います。

⑦特定事業主行動計画推進について伺います。

3番目として、第3次北杜市地域福祉計画について伺います。

平成29年度から平成33年度までの5年間の地域福祉計画が策定されました。住み慣れた地域で、みんなが安心して暮らせるよう市民が主役で進める取り組みのことを言い、基本理念

は誰もが安心して暮らせる住民参加と支え合いの福祉のまちづくりで、基本目標として3つを掲げております。少子高齢化が進む中で自助・共助・公助のそれぞれの役割分担が求められていますが、行政が取り組む内容について以下伺います。

①地域の見守り体制の構築と助け合いの促進について、具体的にどんなことを想定していますか。

②行政区加入率向上に向けた取り組み支援について伺います。

③健康づくりの啓発・取り組み支援について伺います。

④介護予防サポートリーダーの養成と活動支援について伺います。

⑤福祉の取り組みをつなぐネットワークづくりについて伺いたいと思います。

4項目めとして、介護保険関連法改正に伴う影響などについて伺います。

介護保険制度は平成12年4月の介護保険法施行以来、利用者負担は介護費用の1割とされてきましたが、平成27年8月の改正により所得の多い介護サービス利用者は1割負担から2割負担になりました。

そうした中、改正介護保険関連法が本年5月26日に成立し、介護サービス利用者の自己負担について、来年の8月からは一定の所得以上の所得がある介護サービス利用者の自己負担割合が現在の2割から3割に引き上げられます。このことにより負担が増えるなら利用を差し控えるといった誤った判断をして利用率が低下することのないよう、また利用者が利用を控えるために症状を悪化しないように市民に周知を図るとともに、改正の内容と今後及ぼす影響について伺います。

5項目め、須玉町内に放置された産業廃棄物の対応について伺います。

この件については以前から大変な問題となっていたところですが、4月14日の新聞報道によると須玉町内2カ所に、大蔵地区と東向地区であります、約2万立方メートルの産業廃棄物が放置されており、山梨県環境整備課がこのたび廃棄物の内部、約100カ所を調査したところ最大で13万ppmの硫化水素ガスが検出されました。この値は致死量となる700ppmの約185倍の濃度となり、今のところは大気中では検出されていないということですが、地域住民は不安であり、大変心配しているところです。

山梨県としては9月ごろまでに対応方法を決めるとのことですが、北杜市としてはこの件にどのように対処するのか伺います。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

それでは休憩前に引き続き、会議を始めます。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

須玉町内の産業廃棄物の対応についてであります。

須玉町東向および大蔵地内に放置された産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき山梨県が対応しているところであります。

市としては、これまで県と連携し関係地区役員への経過報告、状況等についての説明を実施してまいりました。今月14日付け山梨日日新聞で報道された内容は、市民に大きな不安を与える内容であることから一日も早い安心した生活の確保が必要と考え、私から県に対し地域への正確な情報提供および説明会の開催について要請を行ったところであります。

また、関係地区の市議会議員5名からも私に対し県への地区説明会開催についての要望書をいただきました。これを受けて、今月22日に私と本市出身のお二人の県議会議員および関係地区の市議会議員5名が同席し、直接県知事に対し説明会の開催および行政代執行の早期実現に向け要望を行ったところであります。

知事から説明会について早期に開催する予定であり、法令の手順に沿った中で行政代執行も視野に入れ、検討するとの回答をいただきました。

いずれにしましても、正確な情報提供および説明は住民の不安解消のため必要不可欠と考えておりますので、来月上旬の住民説明会開催に向け県と調整を行っております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

教育行政にかかる諸問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合教育会議の設置後の運営状況についてであります。

総合教育会議の創設により、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに市長が公の場で教育政策について議論し、教育委員会と協議・調整することにより両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となりました。

平成27年の制度創設以来、本市におきましては会議を3回開催しており、教育に関する大綱や義務教育振興のための要望、さらには中学校統合計画（案）などにつきまして市長と教育委員が教育行政の進むべき方向についての考え方を共有できたところであります。

次に、小中学校教員の長時間労働の現状と多忙化の是正についてであります。

学校現場を取り巻く環境が複雑・多様化し学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務の改善が課題となっております。こうした中、国においても昨年6月に学校現場における業務の適正化の一層の推進に向けた支援に努めるよう、全国教育委員会に通知されたところであります。

市教育委員会といたしましても、県が策定した教員の多忙化改善に向けた取り組み方針に基づき部活動休養日の設定、放課後に部活動や会議を開催しない「きずなの日」の設定など各学校が策定する改善計画が適切に取り組めるよう指導しているところであります。

次に、命の尊さを授業にどう取り組んでいくかについてであります。

生命を尊ぶことは、教育の目標の大きな柱として教育基本法にも明記されております。また

学習指導要領におきましても反映されているところであります。

本市におきましても各学校の指導目標に自他の生命を尊重する心を養うことを掲げており、平成27年度には須玉小学校が県の道徳教育推進校として実践研究を行うなど、すべての学校において、道徳の授業や市が実施する思春期事業において生命の学習に取り組んでおります。

次に、就学援助費の現状と入学準備金の前倒し支給についてであります。

本市の就学援助費制度は、生活保護法に規定する要保護者や要保護者に準じる程度に困窮している者に対して、その就学に要する学用品や校外活動費、修学旅行費、通学費などの経費に対して援助費を支給するものであり、昨年度においては小学校162名、中学校127名に対し総額で約2,300万円、1人当たりの支給額は小学校で約6万2千円、中学校で約10万円を支給しているところであります。

また就学援助費では新入学児童生徒に対する学用品なども対象としておりますが、国の制度に基づき、前年度または当該年度の所得状況により支給認定を行うことから支給時期は入学後となっているところであり、本市においては支給時期を10月および3月の年2回としてまいりました。しかしながら、本年4月に国が入学前の支給が可能となるよう要綱改正を行ったことから、県の動向も注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、学校給食の無償化についてであります。

現在、北杜市では市内の小中学校19校に対して年間約68万5千食の給食を提供しております。本市におきましては、子育て支援や地産地消の推進を目的に小学生で1食36円、中学生で1食54円、年間2,900万円余りを賄い材料費に助成をすることにより1食当たりの給食費は小学生が240円、中学生が280円と保護者の皆さまの負担軽減を図っているところであります。また要保護に準ずる家庭の給食費は、就学援助制度により全額支給することで負担軽減が図られているところであります。

こうした状況を踏まえ、現在、学校給食費として保護者の方々に負担していただいている約1億7,200万円の恒久的な財源の確保がさらに必要となることから、給食費の無償化の実施は難しいものと考えております。

次に、第4次北杜市行財政改革アクションプランにおける図書館の雑誌スポンサー制度についてであります。

雑誌スポンサー制度は、事業者や団体および個人の方に雑誌の購入代金等を負担していただき、その雑誌のカバーを広告媒体として図書館利用者に宣伝する制度で図書館と民間の連携により図書館資料を充実させ、利用者サービスの向上を図るものであり、本年度4月から導入したもので、すでに1件の実績がございます。

今後も市広報紙をはじめ図書館ホームページやポスター等で積極的な周知活動を行うほか、企業交流会などの会議へ出向いて協力をお願いするなど、さらに多くの協力が得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

第4次北杜市行財政改革アクションプランについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、債権管理体制強化とコンビニ納付の導入についてであります。

本市では従来から健全な市財政の確立と市民負担の公平性、公正性の観点から各部局と連携する中で徴収率の向上に努めてきたところであります。

徴収業務は財産の差し押さえ、公売、交付要求などを行う事前の調査等が複雑化しており、そのための専門的知識とノウハウの蓄積が必要となってきました。このようなことから滞納額の縮減や効果的な徴収のため債権管理機能の強化に向けて検討しているところであります。

コンビニ納付については市税、国民健康保険税、上下水道料金はすでに導入しており、介護保険料および後期高齢者医療保険料は来年度の導入を予定しています。そのほかについては納付者の利便性、口座振替の状況や滞納件数、コンビニ収納にかかる経費等を総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、特定事業主行動計画の推進についてであります。

本市では女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が昨年、全面的に施行されたことに伴い女性職員の採用、育成、登用などに関する取り組みを新たに追加した北杜市特定事業主行動計画を昨年3月に改定し、現在、職員の勤務環境に関すること、次世代育成支援対策に関すること、女性活躍支援対策に関することに取り組んでおります。

この計画を推進する取り組みとして、本年1月には県内の自治体で初となる北杜イクボス宣言を行い育児、家庭、地域と仕事の調和を目指しております。

今後、職員数の減少や多様化する市民ニーズへの対応など業務の増加が予想される中、職員のワーク・ライフ・バランスと個性と能力が発揮される職場づくりを実現し、効率的で質の高い行政運営による市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

第4次北杜市行財政改革アクションプランについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、公共施設のマネジメントの考えについてであります。

本年3月に策定した北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針において、今後取り組むべき方針を定める施設として法律等による設置義務はないが、市で業務を行う必要がある資料館等の施設146施設。再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する農林施設等148施設。計294施設を対象施設としています。

このうち再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設については優先的に個別計画を策定し、全庁横断的な統括管理体制のもと重点的に最適配置を進めてまいります。

次に自治体クラウドの推進についてであります。

市は事務の効率化を図るため県や他市町村と事務の共同化を進めており、山梨県総合事務組合が主導する研究会に参画しています。現在、同研究会において学校事務における支援システムの共同化を行う予定であります。

次に指定管理者制度の検証についてであります。

指定管理者制度の検証については、平成27年8月に国が示した地方行政サービスの推進に関する留意事項に基づいて、指定管理者制度の導入効果等を測るための基準などを設定することとしております。

次に、統一的な基準による地方公会計を活用した財政運営についてであります。

本市では財務会計システムを更新し、本年度から取り引きの都度に仕訳を行えるようにするなど着実に準備を進めており、来年度から統一的な基準による財務書類の作成、公表を行い財政運営に活用することとしております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

介護保険関連法改正に伴う影響についてであります。

介護保険法改正により、来年8月から現役世代並みの所得のある方については世代間・世代内の公平性を確保しつつ介護保険制度の持続可能性を高める観点から利用者負担割合を3割とすることといたしました。

市では本年4月1日現在の介護サービス受給者数が2,603人で、そのうち3割負担者となる見込みの方は10人程度であります。3割負担者が適正なサービス利用をされるようケアマネージャー等との連携を図る中で、本人やご家族に理解していただけるよう努めてまいります。また市民の皆さまには市の広報紙やパンフレット等を活用し、改正内容を周知してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

第3次北杜市地域福祉計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域の見守り体制の構築と助け合いの促進についてであります。

地域は生活に身近な場所であり、住民同士が日々の変化に気づき寄り添いながら支えあうことができる場所であります。日ごろから声掛けを行い、日常生活における些細な困りごとを地域の中で「わがこと」として対応していける地域づくりに取り組み、社会的孤立を防止するため、時には積極的に関与する「おせっかい」な取り組みをするなど地域全体で見守る体制の構築と地域の身近な見守りや助け合いの大切さを啓発してまいります。

また地域の住民を中心に学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館と連携しながら事業を行い、児童の放課後の安全な居場所づくりを行っております。さらに地域の見守り体制の1つとして、あんきじゃんネットワークを構築しており、市と協定を締結した24社の民間事業者が通常業務の中で、地域住民の異変に気付いた場合には市や警察署・消防署に通報し

てもらふこととしております。連絡を受けた市では、関係者や地域の民生委員・児童委員と連携を図りながら必要な支援を行っており、今後も民間事業者、地域の民生委員・児童委員、警察・消防署、市の関係部署による関係者連絡会議を定期的開催し、情報交換と情報共有をさらに深めてまいります。

次に、行政区加入率向上に向けた取り組み支援についてであります。

現在122の行政区があり、市の事務を補助連絡していただくほか住民が主体となり有事の際への備えや環境美化等の活動に取り組んでいただいております。このことから本市へ転入届を出される方々にはチラシ等を用いて案内をするとともに、各種移住相談会においてもその重要性を伝えています。

なお、行政区への支援としては、市政への協力に対し行政区事務取扱交付金を交付しております。

次に健康づくりの啓発・取り組み支援についてであります。

市民、地域、行政が連携して地域の健康づくりを推進するため、市では各地区の区長から推薦された市民346名を保健福祉推進員として委嘱し、地域の健康づくりの担い手として活動できるよう年3回、4会場で研修会を実施しております。

また食を通じた健康づくりの担い手となる食生活改善推進員の養成講習会、学習会等を行い市民自らが地域で健康づくり活動ができるよう支援を行っております。保健福祉推進員、食生活改善推進員は地域での健康づくりの普及啓発や総合健診の受診勧奨、介護予防事業や減塩運動等を市と連携しながら主体的に実施していただいております。

市では今後も市民が地域のつながりを大切に、健康で元気に活躍できるよう支援してまいります。

次に、介護予防サポートリーダーの養成と活動支援についてであります。

介護予防サポートリーダーは介護予防について理解し、地域において介護予防事業を中心になって実践していただくことを目的に平成25年度より養成してまいりました。昨年度は27名が新たに研修を受け、現在93名が登録しています。

地域の公民館等で、高齢者が定期的に交流できる公民館カフェの担い手としてそれぞれ主体的に活動していただいております。開催が円滑にできるように支援するとともに運営費の補助を行っております。

養成後も定期的にフォローアップ研修を行い、昨年度は9回開催し延べ277人が参加しておりスキルアップに努めております。

次に、福祉の取り組みをつなぐネットワークづくりについてであります。

高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などのネットワークづくりとして、分野ごとの福祉団体における関係機関との会議を通し、地域の課題やサービスの調整などについて情報共有を行っております。

今後は各種団体や関係機関で構成する福祉の横断的な連絡会が開催できるよう、ネットワークづくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

再質問を行います。

その前に議長、先ほど質問の中で私が数字の読み違いをしました。須玉町の産業廃棄物の件でございますが、日時につきましては6月14日を4月と申し上げたと。私は6月と言ったつもりなんですけども、そういうふうな表現をしたということで訂正をお願いしながらお詫びをいたします。

○議長（中嶋新君）

分かりました。

坂本静君の訂正を認めます。

○17番議員（坂本静君）

では再質問、よろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

はい、どうぞ。

○17番議員（坂本静君）

教育問題、教育行政に関わる諸問題ということで1点伺いたいと思います。

最近、教職員の非常に長時間勤務ということで多忙化が問題視されてまいりました。そんな中で、先ほどの答弁の中で国からのご指示によりまして、また県のほうからの指導ということで、その件に関して労働、勤務時間を修正し、短くし、充実した教育ができるようにということで、その対応に当たっているという答弁をいただきましたけども、従前の勤務時間などと比べまして、その対応後、これは細かい数字は難しいと思いますけれども、例えば退校時間をある程度一定の枠内で決める。6時から7時の間、5時から6時の間くらいには退校できるようにということになっているのかどうか。

そんなことと、そうした対応をしている中でも、まだこんな点でどうしてもこの点については長時間になってしまうということがあったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

17番、坂本議員の再質問にお答えいたします。

教職員の多忙化に向けた取り組みとしまして、先ほど教育長が答弁したとおり部活動の休養日の設定であったりとか、放課後の部活動や会議を開催しないきずなの日などというものを設定していくというような取り組みを進めてまいっている内容でございます。このほか教職員の多忙化の要因として1つ挙げられております、公務文書にかかる業務というのもございます。こうしたものへの取り組みとしまして、北杜市内の学校に共同事務室というものを設けて事務の円滑な実施というのものにも取り組んで、多忙化の改善に努めているところでございます。

時間等については、特に示されておられませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

それではもう1点、お伺いをしたいと思います。

先ほど市長から答弁いただきました産業廃棄物から大変、猛毒である硫化水素ガスが内部で発生しているということで、大変近隣の住民、それから北杜市の近くの地域の方々も新聞報道で非常にショックを受けているという状況でございます。

そんな中で先ほどもお話があったように、早速市として行動をしていただきました。私もそちらに同行した一員でございまして、県のほうでも重大問題であるから、なるべく早くこのことに対応したいというお話を伺っております。それで7月上旬ということをお願いしているんですが、その後、県のほうからその時期において、それから産業廃棄物の行政処分の処理について何か連絡があったのでしょうか。もしあったのであれば住民の安心をいただくためにもここで答弁といいたいでしょうか、お返事をいただきたいなと思っております。よろしく願います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

17番、坂本静議員の再質問にお答えいたします。

2点、ご質問いただきました。まず最初の1点目、住民説明会の早期の開催ということで県のほうに要望してまいりました。その後、県と調整を行ったところ、7月7日の金曜日、午後7時から須玉のふれあい館で開催することといたしました。また、近隣の関係する住民に対しましては、地区回覧等で周知を行っていくこととしております。

もう1点、行政代執行の関係であります。問題となっております産業廃棄物につきましては、県が所管する事務となっております。現在、県におきまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5に基づきまして、期限を定めて野積みし放置した産業廃棄物の全量撤去を行うよう原因者に対して措置命令を出しているところであります。これにつきましては、再三にわたり督促を行っている状況でありますけど、結果として現在、進捗はない状況であります。県からはまず原因者の対応があるべきものの説明を受けておりますので、県において引き続きの督促等の対応を行っていくものと考えています。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

ただいまの産業廃棄物の持ち出しの件ということでございますけども、これにつきましてもやはり県の業務であると、対応することが業務であるということは承知しております。そして以前にもたしか、この議会にも業者に対して期限を切って処理するようというふうな命令が下っていることも承知しています。ただ、物が物だけに県のほうとしてもそれぞれ手続きを踏まなければ、また対応できない部分もあると思いますが、ぜひ、ただいまも重ねて要請はしていくということでございますが、改めましてこの9月ごろまでにというふうな一応、期限をいただいておりますけれど、このへんの様子を見ながら遅延のないようにひとつその業務に当

たっていただくべき、市としての努力も重ねてお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

坂本静議員の再々質問にお答えいたします。

産業廃棄物の関係で、県のほうが主体となって現在、事業を進めていただいているといった状況であります。これにつきましては、市のほうも県と連携できるところはしっかり連携する中で今後、しっかり対応を行っていきたいと考えています。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

（ な し ）

坂本静君の質問が終わりました。

ほかに関連質問はありませんか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

関連質問、2項目だけさせていただきます。

最初に教育行政にかかる諸問題についての就学援助費のことなんですが、先ほどの答弁ですと入学準備金は検討したいということでしたけども、今、全国では158の市町村で実施されております。県内では甲府市、南アルプス市、上野原市、市川三郷町、富士吉田市で実施しているそうです。ぜひせっかく援助するんですから入学前に支給できるように検討していただきたいと思います。そのへんについて、もう一度答弁をお願いします。

もう1点は、第3次北杜市地域福祉計画についての地域の見守り体制の構築と助け合いの促進について。先ほど地域の見守り体制の1つとして、あんきじゃんネットワークで24社と締結をしたという答弁がありましたが、実際に異変とかあって連絡を受けたようなケースがあるかどうか。また24社、たぶん郵便局、新聞店だと思いますがそれ以外にもあるのかどうか、そのへんを確認の意味でお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

最初に答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

14番、相吉議員の関連質問にお答えいたします。

就学援助費の制度につきましては、先ほど教育長の答弁のとおり国のほうで要綱改正がされたところでございます。これまでの要綱の中では学齢児童を対象としてございました。これが入学予定の保護者を対象とするというふうに要綱改正がされておりますので、市としましては県の動向に注視しながら、県の指導等も仰ぐ中で実施に対する検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

相吉正一議員の関連質問にお答えいたします。

あんきじゃんネットのこれまでの通報件数、またどういった職種の業者があるかというような質問だと思います。

ちょっとすみません、正確な数字が分からないんですが、これまで18件ほどたしかあったというふうに記憶してございます。

また宅配業者、新聞業者以外に金融機関、あと生協等の業者、またお弁当を配る業者等が新たに加わっていただいて、また今後さらに協定を締結したいというような業者もおりますので、また逐次協定をし、この輪を広げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

相吉議員、いいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ほくと未来を代表しまして代表質問をいたします。

1項目めでありますが、名水の里における産業振興と水資源の確保についてであります。

北杜市は、3つの名水百選とミネラルウォーター生産量日本一を誇る名水の里であります。恵まれた自然環境によって育まれた名水を生かしたブランド推進事業を開始し、日本だけでなく世界でも貴重な水源の1つとして世界を代表する名水の地となることを志し、2015年5月19日に世界に誇る水の山宣言をいたしました。また同時に自然を人類の貴重な財産として守り育て、その価値と魅力を伝え続けることも併せて誓っています。

市内の豊かな湧水は、北杜市の産業振興の発展に大きく寄与するものであります。そこで次についてお伺いをいたします。

まず、ブランド推進事業のこれまでの実績と成果についてをお伺いいたします。

2番目として市内に点在する湧水についてであります。それぞれの湧水量を市では把握しているか、お伺いをしたいと思います。また、ここ数年の湧水量に変動があるのかということが心配となります。このへんの状況についてもお分かりでしたら、お答えいただきたいと思います。

3番目として、この貴重な財産を守り育てる事業としてどのような対策を取られているか、お伺いをします。

2番目ですが、消防団員の報酬の改善についてお伺いをいたします。

去る3月3日の山梨日日新聞に掲載されました消防団員の報酬が全国の半分以下で、市町村の平均は山梨県が最低とのことでありました。このことについては、今まで団員の処遇改善に

ついて行政でも話題にのるも立ち消えになってしまっているという状況が続いておりました。

また、北杜市においても近年団員の減少の問題などが惹起されていますが、これは若者の働く職場の理解等の問題、企業と行政とのコミュニケーションを深め、団員として一朝有事に勇んで参加できる雰囲気づくりが大事であると痛感をしているところであります。

いろいろと改善すべきことはほかにもありますが、北杜市消防団の活性化のために処遇の改善は最重要課題と考えます。以下、お伺いをいたします。

1つとして、現行の北杜市消防団員報酬とその総額についてお伺いします。また、この団員報酬は全国平均値との差異についてはどのようになっているかもお尋ねします。

2番目といたしまして、交付税の基準財政需要額の67%を常備消防費として峡北広域行政事務組合へ支払っております。その反面、非常備消防費への過去3年間の充当割合はどのようになっているかお聞きします。

3番目として団員報酬の改善のお考えは持たれているか、これについてお伺いをいたします。

続きまして3項目めではありますが、ユネスコエコパークの取り組み状況についてであります。

平成26年6月12日に登録されました南アルプスユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶとともに文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取り組みから今年で3年目を迎え、年々この地域においても観光客の増加もみえているところでもあります。

その反面、尾白川溪谷等で先般、転落事故の悲しい事故などが発生しており、登山道、遊歩道の安全の確保が課題となっていて、市においてもそれらの対応についても苦慮しているところであります。そこでユネスコエコパーク関連施設について、お伺いをいたします。

1つとして尾白川溪谷登山道、また石空川溪谷精進ヶ滝遊歩道の安全確保と整備についてのお考えをお伺いします。

また2番目として中山砦展望台の補修、塗装等についての対応についてお伺いをいたします。

それから3番目ではありますが神代公園の南アルプス案内看板の修繕について、これも併せてお願いいたします。

また4番目として、べるがの入口に太鼓橋があるわけですが、この橋の修繕についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

続きまして4項目めですが、甲斐駒センターせせらぎの整備についてであります。

甲斐駒センターせせらぎは、平成25年4月に開館してから多くの市内・市外の個人団体から利用されております。会議室4部屋、収容人数は最高で80から100人。多目的ホールにつきましては稼働イスは155席、パイプイスで増席すると300人収容ができます。同センターは災害の避難所に指定され、備蓄用倉庫も備えているところであります。また表には駐車場がありますが、これは85台分、駐車場があります。しかしながらこの85台分がそっくりこのせせらぎに使える部分ではなく併せて併設されている児童館、あるいは図書館、たんぽぽルームの利用者も利用している状況であります。

また多目的ホールを使う催しの際には現在、駐車場が狭くて今までは旧YLO会館跡地、あるいはむかわの湯、武川体育館前、それから総合支所等の駐車場をお借りしていました。比較的近場で駐車スペースも広い旧YLO会館跡地が昨年の9月より子育て支援住宅の建設により借用ができなくなりました。こういうことで、駐車場を利用する方々については300メートル以上も離れた駐車場をそれぞれお借りして使うしかありません。

昨年度中にあった催しで、事前に臨時駐車場としてお願いをした催しは22回ありました。そのうち10回は個人団体の申し込みでありましたが、市役所関係の催しは12回を数えています。また、ここは避難場所ということでもありますので災害時の避難についても、今の避難は自家用車での避難が多く想定されます。これらのことから市民が使いやすい施設であってほしいと願い、以下の点についてお伺いをしたいと思います。

このような状況を踏まえながら、駐車場の増設等も考えなければならないと思いますが、そのお考えがあるか、お伺いをいたします。

2番目として会議室4部屋、それから多目的ホール、トイレは使いやすく好評ですが利用者の湯茶の使用を求める声もあります。また文化的行事、水を使う行事等もあるわけであります。そういうときには給湯室がありません。災害時の避難所としても利用するという場所でありますので、給湯室の設置を望む声が多くあります。これらのお考えはいかに持っているか、お伺いをいたします。

以上4項目であります。ほくと未来を代表して代表質問といたします。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

名水の里の産業振興と水資源の確保における、ブランド推進事業の実績と成果についてであります。

本市では、恵まれた自然環境によって育まれた名水をブランド化して世界に発信していくため、地方創生関係の交付金などを活用し昨年度から本格的に事業に取り組んでおります。

8月1日の水の日から8月11日の山の日までを本市独自に水の山ウィークと位置づけ「100年先を作る水について」のトークセッションや講演など多くの市民や企業、団体にご参加いただき、水の山フォーラムを開催し全国に向けて情報発信いたしました。

また期間中には白州・尾白の森名水公園べるが内で300人を集めての水の山映画祭や水の山デイキャンプ、白州台ヶ原エリアでは水の山マルシェや水の山ランチを行うとともに明野ひまわり畑や白州台ヶ原エリアで水の山ツアーを行い、首都圏を中心に191名の参加をいただきました。

このほかYBSスペシャルドラマ「セブンティーン北杜 夏」とコラボした水の山テレビCMを県内で大々的に放送するとともに水の山ホームページをリニューアルし、名水や自然環境に特化したインパクトある画像および映像の掲載やパートナー企業のコラムを載せ、水の山ブランドの強化を図りました。

その結果、各イベントを複数のメディア等が取り上げて情報発信したことから水の山ツアーの見学場所であるサンフラワーフェスの入り込み客数が昨年度に比べ増加し、市内へのアンケート調査の結果、認知度は19%の増加となっております。

このように情報発信が積極的に行われた結果、市内外の関心が高まり、水の山ブランドの認識が深まり、交流人口が増大して観光振興の促進につながっていると考えております。

次にユネスコエコパークの取り組み状況における尾白川渓谷登山道、石空川渓谷精進ヶ滝遊

歩道の安全確保についてであります。

尾白川溪谷登山道、石空川溪谷精進ヶ滝遊歩道ともに多くの観光客が訪れる人気の場所です。尾白川溪谷登山道は昨年度に千ヶ淵までの遊歩道を整備いたしました。千ヶ淵から先は危険箇所が多く滑落事故が発生しているため、階段等構造物破損箇所の修繕、ゲートや鎖の設置、注意看板等の整備を早急に行ってまいります。

石空川溪谷精進ヶ滝遊歩道は橋の整備を新たに行った場所もありますが、階段等施設の老朽化も激しく修繕が必要な箇所が多数あります。そのため、北杜警察署や山岳救助隊などの関係機関と新たに立ち上げた安全対策会議で協議する中で、観光客が安全に利用できるよう修繕や管理業務を行ってまいります。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

甲斐駒センターせせらぎの整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、駐車場の増設への考えについてであります。

甲斐駒センターせせらぎは市民の学習活動や交流の場としてホールや会議室、図書館、児童館、放課後子どもクラブなどの多目的施設として多くの方に利用いただいております。

利用者の駐車場として施設敷地内に83台分の駐車場を整備しているところでありますが、ホールにおけるイベント等の開催時に駐車場が手狭になる場合につきましては、武川総合支所駐車場、武川体育館駐車場を施設管理者との調整により使用しているところであり、最大で185台の駐車が可能です。

武川体育館駐車場から甲斐駒センターまでは、総合支所を通り短い距離で安全に行き来できるよう市道からの階段を設置したところであり、利用者への案内や看板の設置も進めているところであります。このことから、駐車場の増設につきましては施設の利用状況等を検証しながら検討してまいりたいと考えております。

次に給湯器を設置する考えについてであります。

甲斐駒センターせせらぎでは、多目的ホールや図書館での飲食はご遠慮いただいております。会議等で湯茶等を希望される利用者にはペットボトル等の利用をお願いしており、施設内に自動販売機を設置するなど、利用者ニーズへの対応に努めてきたところであります。

一方、施設の防災備蓄倉庫に防災機材や備品と併せてガスコンロなど給湯機器も配備しているほか、災害時等においては隣接する総合支所での給湯などの対応も可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

消防団員報酬の改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに北杜市消防団員の報酬とその総額および全国平均値との差異についてであります。

北杜市消防団員の年額報酬は団長12万円、副団長7万円、分団長5万円、副分団長3万5千円、部長3万円、班長1万4,500円、団員1万2,500円であり、昨年度の報酬総額は団長以下2,510万8,500円であります。また報酬の平均額は団員の全国平均額が3万3,233円に対し本市の団員は1万2,500円ですが、県内においては27市町村のうち上から8番目の額となっております。

次に、交付税算定における非常備消防費の割合についてであります。

普通交付税の基準財政需要額における消防費のうち、非常備消防費として算定されている割合は過去3カ年平均で約9.5%となっており、本市の昨年度の普通交付税額に当てはめた場合には約9千万円が算定されております。一方、昨年度の歳出予算における非常備消防費のうち市費が充当されている額は約1億円となっております。

次に消防団員の報酬の改善の考えについてであります。

本市消防団の団員の報酬については、全国レベルでは低い水準にあることは承知しておりますが、県内消防団の団員平均額が1万1,630円で本市団員は1万2,500円であります。本市においては県内水準を上回り、団員数が多いことから報酬の改訂は当面行わないこととしております。

今後もさらに魅力ある消防団づくりのため団員の拘束日数や時間の軽減、また消防団活動に必要な資格の取得推進などに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

名水の里の産業振興と水資源の確保における湧水量の把握についてであります。

市内には環境省で公表している36カ所の湧水が点在しており、その状況や用途はさまざまですべての湧水量を把握するのは困難であります。

市では名水百選の1つである三分一湧水について、生活・農業・観光などに幅広く活用されていることから水質調査は行っておりますが、湧水量についての調査はしておりません。しかしながら湧水の水量の変化は市民生活に与える影響が大きいことから今後、名水百選に選定されている湧水について、定期的な湧水量の調査実施に向け進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

名水の里の産業振興と水資源の確保における財産を守り育てる事業についてであります。

北杜市は山紫水明の地として南アルプス、八ヶ岳、瑞牆山など日本を代表する美しい山岳景観、ミネラルウォーターの生産量、日照時間の長さが日本一など豊かな自然環境に恵まれた地域であります。

これらは市民共有の貴重な財産であり、この自然環境を良好な状態で次世代に引き継いでいくため北杜市環境保全基金制度を創設し、これまでに企業をはじめ多くの皆さまからのご支援をいただいております。

市ではこの基金を活用し南アルプスユネスコエコパークや水の山ブランドの推進、里山整備事業などを実施しております。さらにNPO法人甲斐駒清流懇話会をはじめ、市民団体が実施する環境教育や河川清掃などの環境保全活動にも活用してきました。これからも「森を育て、水を守る」をテーマに、さまざまな環境保全事業に活用させていただき貴重な財産を守ってまいります。

次にユネスコエコパークの取り組み状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中山砦展望台の塗装についてであります。

中山砦は甲州街道の重要な拠点であったことから、昭和62年に文化財に指定された市の史跡であります。南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会の活動により、中山林道と中山砦跡までの登山道の再整備が図られ、眺望は素晴らしいものとなりました。

本年4月には信玄公祭り甲州軍団出陣に合わせたのろしリレーが行われ、複数のメディアにも取り上げられたところであります。展望台は合併前に設置されたもので老朽化により錆も出てきているため、今後、経費やその財源、集客効果などを勘案し修繕を検討してまいりたいと考えております。

次に、神代桜公園の南アルプス案内看板の修繕についてであります。

南アルプスユネスコエコパークエリアであることの認識を高めるため、これまでも実相寺境内、尾白川渓谷道駐車場、国道20号沿いの韭崎市との境界付近や白州台ヶ原地内の看板等の設置や修繕を順次行ってまいりました。

神代桜公園の南アルプス案内看板は設置を行ってから、かなりの年数が経過し表示面も劣化して剥がれているため、本年度修繕を行ってまいります。

次に、尾白の森名水公園べるが入口の太鼓橋の補修についてであります。

尾白の森キャンプ場、尾白の森名水公園、尾白の湯は利用者が年間約19万人訪れる人気のスポットであります。交通車両の増加や経年劣化により、べるが入口の太鼓橋は部分的に損傷が激しい箇所も見受けられる状況であります。このため、利用者の安全面や橋の耐久性を高めるための適切な修繕の必要性について今後調査を行い、工法等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁が終わりました。

ここで福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ご答弁ありがとうございました。

再質問ということで、まず消防団員の報酬の改善についてお願いをしたいと思います。

先ほどの答弁でございますが、全国的から見てもとても低いレベルではあるけども、県内市町村を見れば8番目でそんなに悪くないよと、こういうことであります。たしかにそうであります。しかしながら、やはり消防団員で報酬だけの考えでやっている方はいないと思います。ボランティア精神旺盛の方々が団員になり、地域のために、防火・防犯のために頑張っていたいております。そういうことで普段の消防団員、これから特に近年は災害等が多く発生するというような状況の中で消防団員に対する期待感が多いわけであります。そういうところから見ましても、ある程度の団員についての処遇の改善というのはしなければならぬかなと、こういうふうに思っております。

まず考え方については、その財源である交付税等についても消防団へは9千万円ほど入ってきますが、実際使っているのは1億円ぐらいの金額を使っているんだよということでありまして、それ相当の消防団に対する支出もされているということで、レベルが低いから、北杜市の場合、すべてこの団員報酬が適正なものではないということも言えません。理解をするところでもあります。しかしながら総体を見まして、今後の消防団活動の活性化を見るにあたり、処遇の改善について、あとでお答えをいただいた、そのほかの面で、いろいろ考えていきたいということをおっしゃっていただいております。それらについて、ちょっと具体的なものがあれば再度お聞きして質問に代えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

10番、福井俊克議員の再質問にお答えをいたします。

消防団員の処遇改善等についてのご質問でございます。

北杜市の消防団員は県内最大の人数を誇っておりまして、この報酬につきましては一応、県内では8番目ということでございます。一番高いところでは南アルプス市等で3万7千円。低いところだと西桂町、鳴沢村、富士河口湖町などでは3千円という形になっております。本市は1万2,500円ですが、全国的に見ればたしかに低いほうでございます。今後は魅力ある消防団に向けての取り組みとして、消防団の団員不足を解消するために地域の安心・安全なまちづくりに向けた取り組みを推進するために、具体的な取り組みとしては今後はAED講習会の参加やまた消防学校などへの参加促進、それから消防署員による指導などを実施して現場指導力の向上や技術の向上など、さまざまな災害に対応できるように資格取得の支援に努め時代に即した活力ある消防団の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。いずれにしても消防団員の報酬の改善に向けては難しいということでもあります。しかしながら今、お答えいただいたような方向の中で処遇改善を図っていきたいと、少しでも活動しやすい条件、そういう環境をつくっていききたいということでもありますのでひとつよろしく願いをしたいと思います。

続いてもう1点ですが、先ほどご答弁いただきました甲斐駒センターせせらぎの駐車場の件であります。

お答えをいただいたものについては利用状況等も勘案して、また検討していききたいということでもあります。しかしながらこれは、建設当時からもうこの駐車場の問題は惹起されていたことなんです。たまたま、あそこの地域においては公共施設の整理統合をいち早くしたところなんです。それによって甲斐駒センターせせらぎが出たんですね。そして役場をなくし、それからYLO会館も取り壊しをしたという状況の中で、たまたまその取り壊したあとにこのせせらぎが出たということでありまして、駐車場としてそこが使えたんです。しかしながら今度は、せせらぎのあとは子育て支援住宅を造っていただきまして、そこが活用されたということで駐車場としては使えません。では教育長の言ったとおり、もっと周りのところを使うように階段も付けたりしたと言っておりますけども、あの階段については健常者はいいいんですが、お年寄りとか、あるいは体の不自由な方は通れません。そんな状況です。そして、さりとて安全な道を選ぶとすれば300メートルもまわってこななければならないという状況です。では、もう少し大きいものがあるから、むかわの湯の裏の駐車場を利用すればいいではないか等も言っていますが、そこから歩くとすれば先ほど言ったように相当の距離があるというような状況であります。そんな状況でありますので、よく状況を調査していただいた上でこの増設についてよろしく願いをしたいということと同時に給湯室の設備についても利用者の考え方を、実際使っている方々の声を十分聞いていただいて、その対応についてまたよろしく願いをしたいと思います。併せて再度お聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

10番、福井議員の再質問にお答えいたします。

まず、駐車場の整備についてでございます。

甲斐駒センターせせらぎにつきましては年間利用者数が1万2,968人、約1万3千人というような人数になってございまして、非常に多くの方にご利用いただいております。そうした中で、先ほども答弁させていただいたとおり、現状におきましては階段の整備等を行ってきているところでございます。また案内看板等も今後設置した中で、より駐車場の位置を明確にしていきたいというふうに考えております。

こうした利用状況の中で、答弁でも申し上げたとおり今後の利用状況等を精査した中で検討をしていきたいと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから給湯室の件についてでございますが、現在、事務室のほうに給湯室がございまして、事務室のほうに声を掛けていただいた利用者の方には給湯室のほうでお湯を沸かしたりとか、利用をいただいているような状況でございまして、引き続き湯茶の関係につきましては事務

室のほうに声を掛けていただくことにより、対応してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

今、教育部長からお答えいただいたわけですが、給湯室について、水を使える施設は事務室にあるということでもあります。そのへんをよく状況を見ていただいて検討していただいて、皆さんが使いやすいような形で使えればそれで結構です。今の現状から見ますとトイレへ行って水を汲んでこなければ簡単に利用できません。事務室へわざわざ一般の方が入るということは難しいんですよ。特に狭い部屋です。そんな状況の中で、一般の人が使えるということは利用者が使える状況ではありません。自由に使えるとすればトイレの水洗のところへ行行って、コップを持って行って水を汲んでくるという状況しかできませんので、そのへんの状況もよく見ていただいて確認した上、また利用者の声を聞きながら改善に向けて検討をお願いしたいと思います。再度お願いします。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

10番議員、福井議員の再々質問にお答えいたします。

給湯室に関係することでございます。

先ほど答弁させていただいたとおり、現状においては事務室の給湯室をご利用いただくというようなことで取り組んでいるところであります。今後、利用者の皆さんのお声を聞きながらニーズ等に沿った改善策を検討してまいりたいと思いますので、ぜひ現状におきましてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

ほかにありますか。

（ な し ）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

北杜クラブを代表して代表質問を4項目させていただきます。よろしくお願いいたします。

1項目めの市の子育て支援策について。

渡辺市長は、県下初の女性市長であり元教員でもあります。「市民一人ひとりが輝ける“愛でつながる北杜市”」をキャッチフレーズに経験を生かして柔軟に物事を受け止め、やさしさと愛

情のあふれる市政方針で子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツ、若者と女性の活躍という5つの柱からなる政策を立て実施しています。また市長は特に子育てと福祉、教育につきましては、いろいろな施策を考えておられることと存じます。このように本市が目指すべき将来の方向を北杜市人口ビジョン、北杜市総合戦略において子育てと教育、観光に関わることを基本に質問させていただきます。

本市の人口構成を見ると平成22年以降、生産年齢人口が減少に転じた一方、老年人口は増加の一途を辿っています。このような中、子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを継続し、若者の流出防止やUターンする住民の増加を図るためには本市の歴史、芸術文化などを幼少期から伝えることにより、ふるさとに対する自信と誇りを育む教育が求められており、若者が安心して生活できる子育てと福祉、教育の環境整備を図る必要があると思います。

また一方、本市は豊かな自然や首都圏に近いことなどが人気で子育て世帯から団塊の世代までさまざまな方が移住している地域でもあります。北杜市人口ビジョン総合戦略を着実に推進していくことにより本市の持つ魅力を市内外へと情報発信し、移住定住の促進をより一層推進していくことが最重要であると思います。

しかし、親の就労の形態や時間が依然として厳しい環境からなるひとり親家庭があります。本市ではこのひとり親家庭への自立を支援する相談や各種制度等の情報提供を進めるとともに育児および自立への支援や経済的支援の充実を図り、組織活動への支援も実施しています。

市では健常者や障がい者も共に生き生きとした人生を送ることができる地域社会の実現を目指しており、そのためには関連する法制度の改正等にいち早く対応するとともに北杜市障害者総合支援センターかざぐるまを設置し、専門的な相談や権利擁護に関する総合的な支援を行っていることと思います。

しかしながら健常者および障がい者の子どもの長期入院についてと長期入院にかかわる付添人の大変な負担と高額医療費が大きな問題であるため、ひとり親家庭、子育て家庭に対しての支援が急務であり必要であると思われます。

次に本市では子育ての経済的な負担を軽くするための支援策として、医療費無料化の対象を平成28年から中学校3年生までに拡大しましたが、若い世代の所得の伸び悩みにより経済的に厳しい家庭環境の複雑さによる子育て世代の支援施策として多くの市民から18歳までの子ども医療費無料化を希望する声が出ております。つきましては、弱者救済の観点から本市が実施している子育てと福祉、教育にかかわる支援制度について伺います。

1番目は子どもの長期入院について、2点伺います。

1点目は、子どもの長期入院にかかわる支援制度の内容について伺います。

次の2点目は医療保険の対象にならない付添人の食事、ベッド、交通費などに市独自の支援の考え方を伺います。

次の2番目は18歳までの子ども医療費無料化の拡大について伺います。

次は2項目めの今後の学校の教育体制についてです。

先般、北杜市市立中学校統合計画（案）は町ごとに開催した説明会や意見聴取会などを通じて市の考えを求めてきましたが、地域性を考慮する必要性や通学への不安などさまざまな意見がありました。この結果、統合すべきことは分かっているが地域関係などに問題があり、組み合わせごとの合意が得られていないことがあったことから、北杜市立中学校統合計画（案）による4校案を推進することは難しいと判断されました。

また、一方でこれまでの取り組みを通じて保護者や市民に小規模校が抱えている課題や子どもたちの将来などについて、理解を求めていかなければならないと考えられます。

以上のことを踏まえ学校規模の適正化はさまざまな要素が絡む困難な問題ですが、引き続き北杜市立中学校適正配置実施計画を基本に市民からもらった意見を尊重し、総合戦略など市の政策との整合性を図りながら教育環境の整備に努めていかなければならないと思います。

次に近年、中学校教職員の通常業務や研修会への参加や出張、また学校教育活動の一環として行われる部活動の質を確保しながら、指導に当たる教員の負担軽減を図るための施策が必要であることから、地域人材を部活動の顧問として市内の中学校に配置する事業が今年度から始動されました。つきましては、北杜市立中学校適正配置実施計画に沿って中長期的に取り組むことを望むので伺います。

1 番目に中学校統合について 2 点伺います。

1 点目は中学校の統合についての考えを伺います。

次の 2 点目は小中一貫教育の導入についての考えを伺います。

次の 2 番目は中学校部活動の民間人指導者の活用について伺います。

次の 3 項目めの一般社団法人体育協会および文化協会の自立促進への支援についてであります。

一般社団法人体育協会および文化協会は平成 26 年から事務局を市役所から独立し、市における体育、スポーツ、文化活動の普及および生涯スポーツ文化の発展と明るく豊かな市民生活の育成や相互の親睦を図るために活動していると思います。

しかし自主運営して 3 年経過しましたが、組織運営や事業への取り組みや課題が山積しているようです。本市が補助金を助成している市一般社団法人体育協会および文化協会に対して運営について見直す考えがあり、必要があると思います。市の一般社団法人体育協会、文化協会の運営が健全化するには、組織運営に必要な管理費となる主な財源の確保と市からの事業委託金および補助金が必要とされることから、どのように指導・育成するのか考えなければならぬと思います。つきましては、体育協会と文化協会について伺います。

1 番目は一般社団法人体育協会と文化協会が自主運営して 3 年経過しましたが、現在の組織運営や実施事業について伺います。

次の 2 番目は一般社団法人体育協会および文化協会に対する市の支援について 2 点伺います。

1 点目は一般社団法人体育協会、文化協会の主な財源と両団体に対しての補助金の内容について伺います。

次の 2 点目は一般社団法人体育協会、文化協会ではこれからも支援が必要だと感じますが、今後の支援策について伺います。

次の 3 番目は市内外へスポーツ、文化等施設の利活用のアピールと紹介・斡旋の方法について 2 点伺います。

1 点目は体育館やグラウンドなどのスポーツ施設や芸術文化等施設であるホール等を県内外のプロ、企業、大学チームに対してどのようにアピールし紹介・斡旋するのかを伺います。

次の 2 点目は、体育館やグラウンドなどのスポーツ施設や芸術文化等施設であるホール等を姉妹交流都市に対してどのようにアピールし、紹介・斡旋するのかを伺います。

次の最後の 4 項目めの観光振興についてであります。

本市には清らかで豊かな水や美しい山岳景観、昼夜の寒暖差を利用して栽培するおいしい野

菜や果物、地域性を生かした個性あるイベントの開催など多くの観光資源があります。

市ではこれら資源を活用して観光振興を図るため平成22年度に長野県富士見町、原村と連携して八ヶ岳観光圏を形成して国の認可を受け、滞在交流型観光に対応する各種事業を行ってきました。さらに平成25年4月には新たな基本方針に基づく認定を受け、八ヶ岳ツーリズムマネジメントが主体となって「住んでよし 訪れてよし」の観光地域を目指し、観光地域ブランド確立支援事業に取り組んできた結果、現在、全国で13のブランド観光圏のトップランナーとして観光庁からも高い評価を受けています。また平成25年5月には日本版DMO（観光地域づくりのかじ取り役を担う法人）の候補法人となりましたので、今後の登録が期待されるところでもあります。

平成26年に南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことを契機に圏域10市町村の中でいち早く地域連絡会が設立され、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し自然に学ぶとともに産業・経済・文化の持続可能な発展を目指す取り組みが行われています。甲斐駒5合目小屋跡周辺の清掃事業、外来植物侵入防止事業、伝統芸能保存事業、啓発事業や情報収集活動など4つの部会がそれぞれ活発に事業を行っています。

また南アルプスユネスコエコパーク登録を機に、名水の里として平成27年に世界に誇る水の山宣言が行われました。そして企業と協働し、世界に誇れる名水の地としてその価値を世界に広め市民とともに地域活性化を目指すプロジェクト、水の山プロジェクトがスタートしました。フォーラムやツアー、キャンプなどの水の山ウィークの開催、水の山かき氷などの商品開発、PRムービーの制作などを行い、水の山といえば北杜市と言われるくらい情報発信を行っています。現在パートナー企業5社、サポーター施設32カ所ありますが、今後ますます協力者が増えることを期待するところです。

このほか観光施設の整備やキャンペーンの展開、観光案内所の充実などさまざまな施策に積極的に取り組んでいるところでありますが、以下のとおり観光振興について伺います。

○議長（中嶋新君）

藤原議員、質問に入る前にちょっと年数の間違いがありましたので指摘をいたします。

日本版DMO、観光圏のところの28年5月を25年と発言しておりますので訂正いたしますか。

○5番議員（藤原尚君）

お願いします。申し訳ございません。

○議長（中嶋新君）

では平成28年5月ということで訂正いたします。

では質問に入ってください。

○5番議員（藤原尚君）

このほか観光施設の整備やキャンペーンの展開、観光案内所の充実などさまざまな施策に積極的に取り組んでいるところでありますが、以下のとおり観光振興について伺います。

1番目は八ヶ岳観光圏について2点伺います。

1点目は日本を訪れた外国人旅行者は昨年、史上初めて2千万人を超え山梨県においては世界文化遺産である富士山周辺への来訪が多い状況だが今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた八ヶ岳観光圏への訪日外国人旅行者の増加策について伺います。

次の2点目は北杜市へのアクセスへの大半は自家用車であるが、外国人旅行者のみならず今

後の高齢者の免許証返納を鑑みると二次交通の整備が重要かと考えるが、その対策を伺います。

次の２番目は、南アルプスユネスコエコパークについて２点伺います。

１点目は登録から３年目となった現在の取り組みについて伺います。

次の２点目は地域の方々へのエコパーク登録における意識の高揚を図る取り組みを伺います。

次の３番目は水の山プロジェクトについて伺います。

水の山といえば北杜市と市内外の方々に認識されるよう、今後もより一層多様な取り組みが必要と考えるが、今年度の新たな取り組みや今後の方針について伺います。

次の４番目は観光地等におけるトイレの整備について伺います。

全国から訪れる観光客にとって、観光地等のトイレ整備は重要と考えるが最近の整備状況や今後の計画について伺います。

次の５番目は甲武信ユネスコエコパークについて伺います。

甲武信ユネスコエコパークについては、本年３月の国内推薦の審査においてユネスコへの推薦が見送られることとなったが、今後の登録推進協議会の活動と方針について伺います。

以上の質問となりますが、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、八ヶ岳観光圏における訪日外国人旅行者を増やす取り組みについてであります。

海外では八ヶ岳は富士山に比べ知名度は低く周知には時間を要する状況であります。そこでインバウンドをすでに受け入れている施設や受け入れに前向きな施設等を対象にアドバイザーや外国人の方を加え、八ヶ岳観光圏のインバウンド部会で検討会を行い事業推進を図っております。

昨年度、海外向けのホームページに５言語にて八ヶ岳観光圏の情報発信を行うとともに海外プロモーションとして台湾、シンガポールで開催する旅行博覧会に出店しＰＲ活動を実施いたしました。

また本年度からは全国の観光圏と海外向け情報を作成し、ＪＡＬの海外向けホームページのトップ画面でも紹介され、今後は台湾・香港の方にインターネットによる八ヶ岳エリアに関する意識調査を実施してまいります。

現在、外国人旅行者は団体旅行から個人旅行へ急速に移行しているため、モニターツアーを行い、外国人のニーズを調査分析するとともにその様子を動画撮影し、インターネットによる情報発信を行い集客に努めてまいります。

今後も地域文化を生かした滞在型プログラムや宿泊施設、食のおもてなしなどによる滞在コンテンツの充実が図れるよう事業推進を行ってまいります。

次に、八ヶ岳観光圏における二次交通の対策についてであります。

ＪＲ中央線での来訪や新幹線を使い佐久平駅からＪＲ小海線経由で訪れた場合、タクシーやレンタカー、清里ピクニックバスによる移動手段が主なものとなります。

現在、清里観光振興会が運営している清里ピクニックバスは経年劣化が激しいため、本年度

新しい車両に切り替えを行い、外国人対応も含め利用者の利便性が図れるよう努めてまいります。また、タクシーによる駅と観光スポットを結ぶ定額運賃制度が活用できるよう関係者と協議をしてまいります。二次交通は重要な課題であり、今後も関係機関と検討を進め改善してまいります。

次に、甲武信ユネスコエコパークについてであります。

生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの理念に基づき、甲武信ユネスコエコパーク登録推進協議会が設立され、昨年10月、日本ユネスコ国内委員会に申請書を提出しましたが「国立公園の区域に準拠するよう拡張する方向で再検討することが望ましい」との指摘を受け、ユネスコへの推薦は見送られました。

この結果を受け、本年6月5日に甲武信ユネスコエコパーク登録推進協議会が開催され、国立公園区域内の東京都奥多摩地域の市町村に参加を呼びかけ、再申請を行うことが決定いたしました。市では今後、県や関係市町村と連携を図り登録に向けての啓発活動などを進めてまいります。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

今後の学校の教育体制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに中学校統合についてであります。

平成26年に策定した北杜市立中学校統合計画案は、町ごとに開催した説明会や意見聴取会などを通じて、学校の組み合わせについては地域性を考慮する必要性、通学の不安などさまざまな意見が寄せられたことから教育委員会で慎重審議を重ねてきておりましたが、4校案についての合意が必ずしも得られていないことが認められることなどから、推進は難しいとしたところであります。

このような状況ではありますが今後ますます人口減少、少子化が進むことが考えられることや学校教育環境の整備、教職員の多忙化改善などが求められる現状において学校の適正規模、適正配置について検討を進めることは必要であると考えております。

このことから、これまでいただいた意見などを精査するとともに1つの課題として中学校が統合することによる地域の疲弊などの心配が数多く寄せられていたことから、地域委員会などを通じて、子どもたちのことを中心に置いて意見を交わしていただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育導入についての考え方についてであります。

小中学校の9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫教育制度は、小学校から中学校に入学する際に学級担任制から教科担任制への移行、学習内容の高度化や生徒指導の変化に馴染めず不登校などが起きる、いわゆる中1ギャップなどを解消し、個々の児童生徒の発達に対応した教育を行っていくために小学校と中学校の間で連続性、系統性などの一貫性を持たせた教育を行う制度であり、本市におきましては県内に先駆けて取り組んでいる中高一貫教育においても一定の成果をあげているところであります。

一方で本市の小中学校におきましては、その多くが同じ学区に小学校1校、中学校1校とい

う状況にあり、保育園と小学校、小学校と中学校との連携にも取り組んでいることから小中一貫校の必要性は、現状においては小さいものと考えております。

次に、中学校部活動の民間人指導者の活用についてであります。

市では専門的な技術指導力を備えた適切な指導者がいない運動部などに対して、地域のスポーツ指導者を派遣する運動部活動等外部指導者派遣事業を活用して、本年度2名の部活動外部指導員を派遣しております。

また部活動の円滑な運営と教職員の多忙化を解消するため、県において創設された運動部活動顧問任用事業を活用し、新たに4名の部活動顧問などの任用を予定しております。

次に一般社団法人北杜市体育協会および北杜市文化協会の自立促進への支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、一般社団法人北杜市体育協会と北杜市文化協会の現在の組織運営や実施事業についてであります。

体育協会は平成26年度に事務局を独立し、昨年から一般社団法人北杜市体育協会となりました。現在8支部と32種目の各専門部およびスポーツ少年団13種目40団が加盟する組織として理事会を中心に運営がされております。

事業については体育祭りやスポーツレクリエーション、駅伝競走大会などの事業を実施しているほか各支部において健康増進のためスポーツレクリエーション事業などを行っております。またスポーツ少年団活動における指導者の育成などのほか、大泉体育館ほか3施設の指定管理業務を行っております。

文化協会は同じく平成26年度に事務局を独立し、8支部が加盟する組織として理事会を中心に運営しております。

事業につきましては、各支部において文化活動を行うほか市文化祭、芸能発表会などの事業や姉妹都市などとの文化交流事業も行っております。

次に、体育協会および文化協会に対する市の支援等についてであります。

両協会における主な財源につきましては、体育協会は一般社団法人化する中で昨年度から指定管理する大泉体育館・大泉格技場・大泉屋内ゲートボール場の指定管理料や施設利用料および自主事業による参加料などの指定管理事業による収入と体育協会のスポーツ推進活動、ならびにスポーツ少年団活動に対する市からの補助金および体育協会に加盟する市民からの分担金などが主な財源となっております。

また文化協会につきましては、市民の主体的な芸術文化活動に対する市補助金が主な財源となっております。さらに組織の自立促進を支援するため、市から事務職員1名を派遣しているところであります。

次に体育協会、文化協会への今後の支援策についてであります。

両協会ともに自立促進に向けて取り組んでいるところでありますが、財源の確保などに苦慮している状況であります。このことから体育協会が実施する事業を精査するとともに市が主催、または共催するスポーツ事業を委託するなど、支援策の検討を行ってまいりたいと考えております。また文化協会におきましては、市の文化施設の管理業務や市が主催、または共催する文化事業の委託などを検討するなど、両団体の自立へ向けた支援に努めてまいりたいと思います。

次に、本市のスポーツ施設や文化施設の有効活用に向けた取り組みについてであります。

体育館、グラウンドなどのスポーツ施設は本市の社会体育を振興し、市民の健康や体力増進

の場として、またホールなど芸術文化施設は、本市の芸術文化の振興と市民が一流の芸術文化に触れる機会の場として、多くの市民の皆さまにご利用いただいております。

指定管理者が管理するスポーツ施設などは、市が示す仕様に基づいて体育協会など指定管理者からの提案により指定管理業務が行われており、市民の健康と体力増進を図る事業などを中心に利用されております。

芸術文化施設のホールは、市民等による芸術文化発表の場として多くの市内外の方による利用のほか市で主催、または共催する音楽鑑賞、舞台演劇、映画鑑賞など年間を通じて利用しております。

市では施設の利用促進を図るため、体育施設や文化施設の紹介を市ホームページ等にも掲載しているところでありますが、今後さらなる利用促進を図るため、体育施設や芸術文化施設を紹介する総合パンフレットの作成も検討してまいりたいと考えております。

また、指定管理施設については指定管理者とも連携しながらプロチームや企業、大学等に施設を紹介するとともに姉妹・友好都市にも積極的にPRし、施設の利用促進に取り組んでまいります。併せて市内で宿泊業を営む方々にも呼びかけ、体育施設や芸術文化施設を利用した集客など観光事業者との連携にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市の子育て支援策について、いつかご質問をいただいております。

はじめに、子どもの長期入院にかかる支援制度についてであります。

本市では子育てにおける経済的な負担を軽減するため、中学3年生までの医療費窓口無料化に取り組み、子どもが長期入院した場合においても保険診療の対象となる医療費の自己負担分については無料としているところであります。

また、障がい児に対して行われる生活の能力を得るために必要なペースメーカー埋め込み手術や腎移植などの手術等においては育成医療により、小児がんや気管支喘息等の疾病については小児慢性特定疾病医療により医療費の自己負担軽減の措置が図られることとされております。

なお、入院時の食事の自己負担額については、各自お支払いをいただいている状況にありますが市民税非課税世帯や指定難病、小児慢性特定疾病の方などは負担額の軽減が受けられる場合がありますので、市の担当者または各加入医療保険者にお問い合わせ願えればと思います。

次に医療保険の対象にならない、付添人への市独自の支援の考えについてであります。

市では子どもの医療費の窓口無料化をはじめ保育料の第2子以降無料化など、子育てにおけるさまざまな支援施策を多方面から展開し、子育て世代の経済的負担の軽減を図っているところであります。

付添人の食事やベッド、交通費などに対する支援は現在行っておりませんが今後、他の市町村の実施状況や事例等を把握してまいりたいと考えております。

次に18歳までの子ども医療費無料化の拡大についてであります。

子ども医療費助成制度は北杜市総合戦略に基づき、昨年1月から中学校3年生まで対象年齢

を拡大したところであります。

新たに高校生までを助成の対象とする場合には、恒久的財源の確保が必要となることから市の財政状況も考慮する中で、慎重に検討すべきであると考えております。

また、義務教育以降の高校生においては、進学や就職など個々の生活も変わってくることから高校生までの拡大については県の対象者拡大等を注視していくこととし、現時点では実施することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、南アルプスユネスコエコパークの取り組み状況についてであります。

平成27年3月、北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会を立ち上げ、4つの専門部会を設け多様な取り組みを行ってまいりました。

市においてもこのユネスコエコパーク地域の施設整備に力を入れ看板の設置、神代桜公園のトイレ改修、尾白川渓谷道駐車場整備、トイレの改築、尾白川渓谷道千ヶ淵の整備等を行ってまいりました。

本年度は、継続的にゴミの撤去を行ってきた甲斐駒ヶ岳旧5合目小屋周辺箇所に植生マットを設置し、法面の保護や自生する植物の自然回復を図り環境保護に努めてまいります。また生態系への悪影響を排除するため、登山者等に付着して持ち込まれる外来植物の種子を除去するマットを日向山の登山口に設置いたします。

昨年度から行ってきた中山林道と中山砦跡までの登山道の整備を本年度も引き続き行い、集客に努めてまいります。

これらの活動を継続し環境保全に努め世界に通じる豊かな自然資源を有効活用し、新たな価値を人々に伝えることで、観光振興による地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、南アルプスユネスコエコパークにおける意識の高揚を図る取り組みについてであります。

南アルプスユネスコエコパークにおいては地域連絡会が中心となり、地域の人々に高揚を図るため、さまざまな取り組みを行っております。地域にある伝統文化や伝統芸能等を後世に伝えるための記録保存を行い、今後小中学校の授業や文化祭において活用を図り、次世代への伝統、文化の継承を行ってまいります。

白州小学校・武川小学校においては総合学習の時間を活用してユネスコエコパークのことを学び、今後はその成果を地域の公民館や文化祭等で発表をしてまいります。

また、ユネスコエコパークの情報発信拠点である道の駅はくしゅうにおいて環境保全の大切さを認識していただくため、清流の象徴である「カジカ」を通して、きれいな水で成り立っている地域であることを伝える啓発活動を行い、恵まれた自然環境を守っていくことを意識する機会が図られたところであります。これからも自然環境を守り育てる各種事業を実施し、地域の方々の意識高揚に努めてまいります。

次に、水の山プロジェクトの取り組みについてであります。

水の山プロジェクトは水資源保全活動を積極的に行う企業と協働し、世界に誇れる名水の地としてその価値を世界に広め、市民の皆さまとともに地域活性化を図ることを趣旨としております。

本年度、新たな取り組みとして「水の山シナリオコンクール」を開催いたします。名水や水を育む自然環境をテーマに全国からシナリオを公募し、優秀作品は映像化の上、来年度に映像祭で上映を行い、その映像を市内外に情報発信してまいります。併せて、シナリオの書き方を学ぶ場として、小中学生・一般部門に分けてシナリオ教室を開催いたします。自然・歴史・環境など郷土の素晴らしさを再認識する絶好の学び場となるものと期待しております。

また、八ヶ岳観光圏が主体となり八ヶ岳アウトドア・アクティビティーズや宿泊施設と連携し、水の山を体感していただく水の山滞在型ツアーを行います。北杜市のよいところを存分に感じていただけるものと期待しているところであり、今後もパートナー等協力者を増やし官民共同で水の山の情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に観光地等のトイレ整備についてであります。

観光地の魅力を発信するには、自然環境の保護や観光客に旅の安心と快適性を提供することは重要であることからトイレの整備は喫緊の課題であります。昨年度は、環境保全基金を活用し青年小屋に環境保全型トイレの設置、尾白川渓谷駐車場の公衆トイレの改築を行ってまいりました。

本年度も甲斐大泉駅前公衆トイレを改築するほか、毎年20万人以上観光客が訪れるサンフラワーフェスの会場に観光案内所とトイレを併設させた施設を整備することとし、実施設計を行ってまいります。

また、甲武信ユネスコエコパークとして登録の気運が高まっていることから今後、瑞牆山などへの登山客の増加も見込まれるため、地元の意向を取り入れ来年度の瑞牆山登山口公衆トイレの改築に向け、実施設計を行ってまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時55分といたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時55分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

ご答弁ありがとうございました。それでは私の再質問をさせていただきます。

まず最初に市の子育て支援に関わる再質問なんですが、1番目は県内で18歳までの子ども

の医療費無料化を実施している市がありますか。あれば、その市の現状と内容をお伺いしたいと思います。

それと部活動に関わる再質問なんですが、1番目は本市内での中学校部活動で民間人指導者の導入をしていると思いますが、その学校名と部活動名を伺いたと思います。

2番目は今後、民間人指導者に対して支払う手当の費用、負担についてを伺いたと思います。

3番目はスポーツ少年団の指導者については、今まで表彰していないと思うんですね。表彰することによって指導する方の意欲も増すと思いますので、その実施をするのに当たりましてどのようにするか伺いたと思います。

それと次は中学校統合に関わる再質問なんですが、4校案は白紙となりましたが4校案を検討するにはほかにどんな案を検討していたのか伺いたと思います。

それと観光振興に関わる再質問なんですが、1番目は八ヶ岳観光圏についてです。7月2日には小淵沢新駅舎の竣工式が行われる予定でありますが、この中に入る観光案内所は八ヶ岳観光圏や定住自立圏にとって重要な拠点施設と考えますが、今後どのように生かしていく計画でしょうか、伺いたと思います。

最後なんですが、南アルプスユネスコエコパークについてでございます。

地域連絡会の各部会でさまざまな地域資源の発掘や環境保全、伝統文化の保存事業やエコパーク理念の啓発事業などが行われていることは分かりましたが、今後これらの活動をベースに観光誘客の取り組みが必要と思われますが、いかがでしょうか。このことについて伺いたと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

藤原議員にお断りしておきます。

今した再質問はすべての項目で結構ですね。1回目と、すべてなりますので。大項目ごとでしたが。これで1回ということで。

答弁をいただきます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

北杜クラブ、藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援策についてということで、県内の18歳までの子ども医療費無料化をしている市はどこか、またその内容はというようなご質問だったと思います。

今年4月に調査を行っておりますが、この時点で県内で今年度から高校3年生までを対象として子ども医療費を無料とした市は南アルプス市、都留市の2市でございます。このうち都留市では高校生は償還払いとなっております。

今後、今年度中に行う予定である市につきましては甲斐市となり、入院費のみが助成の対象であり、こちらも償還払いとなるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

5番、藤原議員の再質問にお答えいたします。

はじめに部活動指導員の状況についてでございます。

部活動指導員の配置状況でございますが今年度、運動部部活動外部指導者派遣事業によりましては須玉中学校のバスケットボール部、それから小淵沢中学校のバレーボール部に各1名、2名が派遣されております。また今年度新たに創設されました運動部部活動顧問任用事業では須玉中学校の女子ソフトテニス部、高根中学校男子バレーボール部、長坂中学校卓球部、小淵沢中学校サッカー部に各1名、4名の任用をする予定でございます。

続きまして、指導者の報酬についてでございます。

運動部の外部指導員につきましては1回2時間当たりをめどとしておりますが4,100円。それから今回、新たに創設されました運動部部活動顧問事業におきましては1時間当たり2,780円、年間で200時間を限度とするというような県の事業制度の中で実施しているところでございます。

それから3つ目としまして、スポーツ少年団の指導者への表彰についてでございます。

市では市制祭において各種部門の発展的に貢献した方々に善行表彰を贈っており、これまでに22名の指導員の方々が受賞をされております。またスポーツ指導員連絡協議会による表彰規定に基づきまして、スポーツ少年団大会の折に表彰を行っており、合併以降11名の方が表彰をされております。

指導者の方々には、日ごろからスポーツの振興と子どもたちの健全育成に向けてご尽力をいただいておりますので、引き続きその労苦に報いるためにも規定に基づいた表彰を取り扱ってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、中学校の統合計画案の検討の折に4校案以外にも検討した経過があるかというご質問かと思います。

中学校の統合計画につきましては、平成22年に策定されました北杜市立小中学校適正配置実施計画に基づきまして検討した経過がございます。適正配置実施計画の中では充実した学校生活が送られるよう、また指導する教員の配置が可能となるよう1学級30人以上、1学年3学級以上を基本とし、少なくとも各学年において複数学級を確保できる6学級以上の規模が適正であるというような計画になってございます。こうしたことを踏まえまして、計画案を策定する折には3校案も検討した経過がございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

小淵沢駅の観光案内所の今後の活用ということだと思います。

小淵沢駅は特急のあずさが停まります。そして小海線と連結しているということから八ヶ岳観光圏にとっては玄関口というふうに捉えております。そしてこの駅の観光案内所は小淵沢の道の駅、あちらが車利用の方の案内だとすれば、こちらは電車を使ってくるお客さんの案内というふうな位置づけの中で、7月3日から観光協会に業務を一部委託しまして観光案内がスタートいたします。

今、うちのほうでそこでやっていただくとするのは観光協会ならではの案内、食ですとか宿泊ですとか体験プログラムとかそういった細かいきめ細やかなご案内、それから観光圏です

から富士見町、原村、北杜市、この一体的な案内、情報発信、そしてこの2階には交流施設がありますから、そこは所管課とも打ち合わせをしながら上手に活用、例えば物産展を開くとか写真展をやるとか、あるいは小淵沢が中心になるかもしれませんが地域の文化展をやるとか、そんなことも展開できたらいいなというふうに考えております。

それからもう1点が、エコパークの資源を使った誘客策についてであります。エコパークでは4つの部会が活動してまいりました。その中でいろんな資源、自然、文化、歴史、さまざまなものを発掘しております。今、今年度からやろうとしているのは文化教育部会とツーリズム部会でそれらの資源を落とし込んだマップをつくりましょう。そのマップからテーマ性を持ったフットパスのコースをつくりましょう。そしてそのフットパスのコース図を使って、ただ歩いてくれるのではなくて、教育委員会のほうで人材育成講座というのをやっていただいております。そこで初級、中級、上級というふうにステップを踏んで、そこを出身の方が案内できるような仕組みが取れないかなというふうにつなげていこうと思っています。その他、体験プログラムなんかも開発して、今後は八ヶ岳観光圏のDMS、このへんを使って情報発信をしていこうと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

すべて4項目について再質問なさったので、1つのみ、大項目1つのみ再々質問を許します。

（ な し ）

ないですか、失礼しました・・・再質問していますね。では以上で藤原尚君の・・・全項目をすべて再質問される・・・。

もとい訂正いたします。4項目について再々質問を許します。

1項目ずつ。大項目1つずつ、きっちりと。

○5番議員（藤原尚君）

再々質問はございません。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

藤原尚君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

井出一司君の関連質問を許します。

○7番議員（井出一司君）

関連質問をさせていただきたいと思います。

一般社団法人体育協会および文化協会の自立促進の支援についての関係の中で、自立についてはいろいろな形の中で先ほど、るる説明をいただいたわけであります。基本的に私の考え方として、こういうものがしっかり自立していくということは事務局体制、常駐する人がそこにいて、しっかり対応していかないと、なかなか役員さん方が違う仕事をする中、また違う生活がある中でこれをやっていくということは非常に難しいと思います。ですから、それなりの形の中である期間の中しっかり人を入れて、常勤をする人を入れてその支援をして、そしてその財源確保等々を見い出すと。こういう方法が一番早いのかなと、こんなように私は思っておりますので、先ほどの答弁も含めた中でそこらについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

7番、井出議員の関連質問にお答えいたします。

体育協会、文化協会の自立に向けて常勤の職員の配置に対する支援についてのご質問かと思
います。

答弁の中にもあったとおり、体育協会においては指定管理業務等を受ける中で、事務局員を
雇用して体育協会の自立に向けて取り組んでいるところであります。また文化協会については、
独立へ向けての臨時職員等を市のほうから、現状においては配置をしているような状況でござ
います。体育協会においては昨年、一般社団法人にもなったというようなこともございますの
で、職員の確保も課題になるかと思いますがそういった意味では今現在、大泉の体育施設を中
心に指定管理を受けているところではございますが、さらに組織の充実等を図っていただきな
がら、さらに指定管理業務等を拡大していただくこともその職員を増やす上では1つの手立て
になるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

再々質問。

○7番議員（井出一司君）

お考えは十分、承知をしてよく分かっておるわけですが、基本的にやはりどうしても中心に
なる人、それは当然、組織ですから会長はじめ役員の方には形的にはあることは私も承知をし
ております。ただ、实际的にいろいろやっていくのはやはりその事務を司る事務職員であらう
と、こんなように私は思っております。ですからそこらへんについてしっかりした形を取って
やらないと、いつまでもこの自立がなかなか難しいのかなということで、先ほど質問をいたし
ましたので、もう一度その点を、人員について返答をいただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

7番、井出議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり現状におきましては体育協会、それから文化協会、それぞれ事務
員を配置しながら業務を進めているところでございます。そうした中で自主的な事業、団体で
ございますので、事務員を中心に関係する方々が協力をする中で今の体制づくりがされている
ものと思っています。今現在、市のほうからの補助金等でもそういった方々への経費も含まれ
た中で助成しておりますので、現状におきましては現体制の中でまずは自立できる方向性を見
出しながら協力していただきたいなというふうに思っております。

市でも教育長答弁のとおり事業等をしっかり精査した中で補助金、委託事業等についても今
後委託することを視野に入れた中で、各団体が自立できる方向性を協力して見出していきたい
と思っておりますのでご理解をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

ほかの項目で関連ありますか。

千野秀一君。

○20番議員（千野秀一君）

2つ目の質問です。今後の学校の教育体制ということの中で、中学校の統合についての考えの中で、先ほどの答弁の中では教職員の負担の軽減も大変重要な課題だというふうに答弁がありました。具体的にどういうふうなことかちょっと分かりにくい部分があるんですけども、当然、この学校の統廃合については4校案を取り消すという形の中で市民の皆さんにもう一度理解を深めてもらいたいということでの検討がされるということだと思います。その中で、市民の皆さんに訴えてきたのは、たぶん小規模校ですとクラス替えもできないからということも1つの要因だと、統合の目的だと。ましてや部活も十分に、生徒が少なくてできないと。そんなふうなことがあるから小規模校の状況よりもある程度、統合したほうがいいだろうと、そういうことで説明してきたと思うんですけども、教職員のこの負担軽減という中にはたぶん教職員の科目の兼任といいますか、そういうふうなものもあろうかと思います。そういうことはたぶん教職員の負担にもなっているのかなと思いますし、そのことが子どもたちに及ぼす教育環境等のなんらかの影響のようなものがないのか、そんなふうなことをすでに統合の説明をしていく中では住民の皆さんにそのようなこともお伝えしてきたのか、そのへんの確認をさせてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

20番、千野議員の関連質問にお答えいたします。

中学校の統合に向けてのメリット、デメリット、こういったことを市民の方々へ説明した経過についてのご質問かというふうに捉えさせていただきます。

まず小規模校のメリット、デメリット、読み返させていただく形になるんですけども、小規模校のメリットとしては地域住民との結びつきが深められ、家族的な雰囲気で学校生活を送ることができるというようなメリットが一般的に言われてございます。またデメリットにつきましては、クラス替えもできなく固定化された人間関係の中でよい意味での競争心や社会性が育ちにくい。それから学級、体育、それから学校行事、部活動などが変則的になり、学校教育および学校経営に支障をきたす。それから中学校においては生徒数の減少は配置される教職員にも影響がされるということで、全教科の教員が配置できなくなる学校も出てくるというようなことが主なデメリットとして危惧されているところでございます。

こうしたことを中学校統合計画案を策定しました26年度におきまして、各小中学校学校関係者、それから区長会、地域委員会、一般市民への説明会等の折に説明をさせていただきながら統合計画案の推進を図ってきたところでございます。小規模校におけるメリット、デメリットの説明をさせていただいた経過は以上のとおりでございます。

○議長（中嶋新君）

再々質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月28日、午前10時に開きます。全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分

平成 2 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 8 日

平成29年第2回北杜市議会定例会（3日目）

平成29年6月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ともにあゆむ会 齊藤功文君

日程第2 一般質問

4番	進藤正文君
8番	志村 清君
14番	相吉正一君
19番	保坂多枝子君
2番	池田恭務君
6番	清水敏行君
7番	井出一司君
3番	秋山真一君
16番	野中真理子君
13番	岡野 淳君

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（50人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	企画課長	中山晃彦
財政課長	植村武彦	地域課長	宮川勇人
防災調整監	花輪孝	管財課長	大芝一
市民課長	堀内典子	介護支援課長	三井ひろみ
健康増進課長	浅川辰江	福祉課長	八巻弥生
子育て応援課長	中田治仁	ほくところ元気課長	伴野法子
上下水道総務課長	興水伸二	上下水道施設課長	大輪弘
農政課長	小澤章夫	林政課長	内藤肇
観光課長	加藤郷志	商工・食農課長	小澤隆二
まちづくり推進課長	植松宏夫	住宅課長	三井喜巳
道路河川課長	坂本孝典	教育総務課長	加藤寿
生涯学習課長	小尾正人	学校給食課長	溝口健一
中央図書館長	坂本あけみ	甲陵中・高等学校事務長	水石正幸

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 土屋 裕
 議会書記 清水市三
 “ 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いします。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

会派ともにあゆむ会、代表質問を大きく5項目にわたって行います。

まず第1に地上設置型太陽光発電設備の諸課題についてであります。

北杜市内で起きている地上設置型太陽光発電設備に関わるさまざまな問題点の中から以下の項目について質問いたします。

1. 今回の北杜市議会定例会の所信表明の中で、渡辺市長は本年5月29日告示第45号で改正した北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の一部改正について、一言も言及しませんでした。平成28年3月31日告示40号、平成26年9月1日告示第75号の制定および改正の折には議会では白倉市長は所信を述べていますが、今回の指導要綱改正について渡辺市長が言及しなかった理由はなんでしょうか、お伺いいたします。
2. パワコン9.9キロワット以下で「県や市の条例による規制はありません」を宣伝文句にしたチラシが新聞折り込みされましたが、これら10キロワット未満の案件に対して市はどのように対応するのでしょうか、お伺いします。
3. 指導要綱第4条17号に新たに加えられた条項は、北杜市森林整備計画に関連するものでありますが、先の3月議会で整合性について質問しておりますが、改めて地上設置型太陽光発電設備と北杜市森林整備計画との関連を伺います。
4. 指導要綱第6条第2項について、許可申請や届け出等が行われていない場合以外で国等に報告することは具体的にはどのようなことが想定されるか。また、それをどのように把握し国等に報告するか否かを判断するのか伺います。
5. それぞれの地域の太陽光発電設備に関する情報が行政区の区長に届けられても、区長からその地域の人々に伝わっていないというご指摘がございます。市はこれらの実態についてどのように考え、また改善のための対策を取っているのでしょうかお伺いいたします。
6. 太陽光発電設備に対して寄せられる市民からの相談に対し、市はどのように対応しておるのでしょうか、お伺いいたします。

第2は高齢化が進む社会での施策についてでございます。

団塊の世代が75歳以上になり65歳以上の高齢者数がピークを迎える、いわゆる2025年問題は高齢者等の諸施策を進める上で市政の喫緊の課題でもあります。

中でも高齢者等の生活の足確保策は、市民の皆さまが身近に迫ってくる問題として大変不安に思うところでございます。市がこうしたさまざまな問題、課題に迅速に真正面から取り組んでいくことを市民は期待しています。

こうしたことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

はじめに1. 健康福祉大会事業についてであります。

合併以降、毎年開催されているこの事業は、平成23年度に初めて実施された事業仕分けを踏まえ、事業内容を検討された結果として例年の事業となっているのかどうか、お伺いいたします。またその後、検討・改善された点があるのか併せて伺います。

次に2. 市立介護支援施設（指定管理者制度導入済み）の運営状況について伺います。

今後の介護支援施設の整備計画についても併せてお伺いいたします。

また市は北杜市社会福祉協議会と連携して高齢者等への施策について、どのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

第3は、子育て支援施策への取り組みについてであります。

人口激減社会を迎える中で子育て支援にどう取り組むかは住宅確保、雇用確保策などさまざまな面から、これからの市政の喫緊の課題でもあります。

そこで以下の項目について質問します。

はじめに1. 今後の市営住宅整備計画について伺います。

子育て支援住宅は須玉、大泉、武川地区に整備済みとなっております。また本年度から白州町内へは市内企業の雇用と社員の定住を促進するため、就業促進住宅整備に着手しております。

現在、市営住宅整備の計画は北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画により進めていると思いますが、申し込み者の多い子育て支援住宅や就業促進住宅と今後の整備計画との整合性について調査・検討されているのか、お伺いいたします。また保育園・小中学校への通園・通学とも深く関係してくるわけでございます。

次に2. 保育園整備の計画についてであります。

園舎の整備、保育士の確保など保育の充実は言をまたないところでございます。そこで本年度から進めているいずみ保育園の改築に向けての事業について、この事業のこれまでの経緯と事業概要、進捗状況についてお伺いいたします。また今後の市立保育園整備の計画はどのように進めていくのかも併せてお伺いいたします。

3. 豊かな人生経験のある高齢者を住んでいる地域の子育ての応援に願います、そんな子育て支援策を高齢者の生きがいづくりの1つとして、また子育て応援の仕組みの1つとして施策に生かせないものでしょうか。また北杜市へ移住して、今までの人生経験を生かしてボランティア活動を実践されておられる方々もたくさんいらっしゃいます。移住して来られた方々を子育て応援へ願いますというような方策を積極的に取り入れたらどうでしょうか。また移住者と今まで住んでいる方々との交流も深められ、子育て応援につながればよいと思いますが、ご所見を伺います。

第4は防犯対策への取り組みについてであります。

市民の安全・安心な生活環境を守るための施策の中から防犯対策への取り組みについて、以

下の項目について質問いたします。

はじめに1. 消防団、女性消防隊についてであります。

今年4月に女性消防隊が結成されましたが、消防団員として今後消防・防犯活動にどのように取り組むのか、また取り組んでいるのかお伺いいたします。また現在、北杜市消防団員の確保はされているのか、併せてお伺いいたします。

次に2. 市内公共施設でのセキュリティ状況について伺います。

全国の公共図書館蔵書の記念誌だとか、卒業アルバムなど歴史的にも貴重な保存資料が何者かにより切り取られる被害が続いております。本市での被害状況について伺います。また今後の被害を防ぐための対策は考えているのか、併せてお伺いいたします。

また先日の新聞報道された、高根東小学校校庭に頭部が切り取られたカラス3羽の死骸が見つかる事案が発生しました。今後の対策をどのように考えていくのか。また子どもたち（児童生徒）への影響はどうか、心配するところでございます。

市内小中高・保育園・図書館など公共施設での防犯対策について、どのように取り組んでおられるのか伺います。また今後どのような具体策を考えて取り組むのかも併せてお伺いいたします。

次に3. 地域の防犯灯設置状況についてであります。

犯罪予防のためにも防犯灯の設置は欠かせません。市内防犯灯設置の実態について伺います。また設置基準、地区自治会の負担と市の負担関係はどのようなルールにより決められているのでしょうか。

電気料は自治会の大きな負担になっておりますが、電気料の負担軽減策について再生可能エネルギー（太陽光）を活用した防犯灯に切り替えるなどしていく考えはないか、お伺いいたします。

次に4. 市が設置している防犯カメラの実態についてお伺いします。また公共施設を含めた今後の設置に向けてのお考えについて、また取り組みについても併せてお伺いいたします。

第5、最後になりますけれども市役所組織改革への取り組みについてでございます。

本年3月末に市役所の一部組織改編がありました。また6月に入って公共施設等総合管理計画の冊子が配布され、北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針が示されたところでございます。こうしたことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

はじめに1. 今後、公共施設等総合管理計画に取り組んでいく中で市役所の組織改革は今後どのようなスケジュールにてされるのか。また、これからの北杜市のまちづくりの核を決める上でも本庁舎と各総合支所のあり方は最重要課題であります。まずもって、取り組みへのご所見をお伺いいたします。

次に2. 今年4月スタートした市役所新体制についてであります。

①新上下水道体制についてであります。上下水道お客さまセンターの運用状況について伺います。南部上下水道センター、北部上下水道センター体制の運営状況は。利用者の声、お客さまの声はいかがでしょう。

②子育て世代包括支援センター（ほくとっこ元気課）の運営状況について伺います。利用者の声はいかがでしょう。新体制になってからの課題がありますか。その取り組み状況についてもお伺いいたします。

③観光課、商工・食農課についての運営状況についてであります。利用者の声、お客さまの声はいかがでしょうか。観光課が観光部門に専門化した中で、市は観光行政における観光課の役割と北杜市観光協会の役割をどのように考えておられるのでしょうか。組織改編して観光行政業務がしやすくなったのかどうか、ご所見を伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

子育て支援策への取り組みにおける、いずみ保育園の改築と整備計画についてであります。

いずみ保育園は建築後40年が経過することから施設の不具合や機器の故障が年々増加し、これまで園児の安全を第一に部分的な修繕等で対応してまいりました。

このような状況の中、平成27年度に実施した建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査では、いずみ保育園が特に建物に影響を及ぼす緊急性が高い修繕箇所が多く劣化が著しいと判定されることや今後園児の増加が見込まれることから早急な対応が必要であると判断し、現在建て替えを計画し進めているところであります。

いずみ保育園の事業概要については建て替え場所は現在の保育園と同一の場所とし、工事期間中の保育は、仮設園舎により対応してまいりたいと考えております。新たに建設する保育園は施設定員150人を基準にし、現在詳細設計を行っているところであります。

現在の進捗状況については本年5月に設計業務を発注し新園舎設計業務、仮設園舎設計業務、旧園舎解体設計業務を進めているところであります。

今後の市立保育園整備計画の進め方についてであります。15園の園舎は建築後30年以上を経過する建物が全体の6割を占める状況にあることから、本年4月に発注した整備計画策定業務において施設の詳細調査を行い、今後計画的に施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、市役所組織改革への取り組みにおける子育て世代包括支援センターの運営状況についてであります。

子育て世代包括支援センターは保健師、栄養士、助産師、臨床心理士、家庭児童相談員、利用者支援専門員などを配置し、ママパパ学級、乳児全戸訪問、乳幼児健診や妊娠出産支援事業など妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援事業等を実施しており、とりわけ妊娠出産支援事業や臨床心理士による相談事業は予約が絶えない状況にあります。

またセンター内にはつどいの広場を開設しており、多くの親子にご利用いただき、子どもたちの元気な明るい声が響いております。

開所から3カ月ではありますが、子育て等に関する相談や手続きがワンストップで行えること、専用の相談室で落ち着いた雰囲気できれいに相談することができるなど好評をいただいておりますので、今後も皆さまから頼られ親しまれ、さらに多くの方々にご利用いただけるよう充実させてまいります。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

防犯対策への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設のセキュリティ状況における図書館の被害についてであります。

公立図書館において学校記念誌の破損被害が多発する中で、山梨県立図書館が県内の公立図書館に注意喚起を行うとともに被害状況調査を実施いたしました。これを受け市内8図書館の調査を行ったところ、すたま森の図書館において小学校閉校記念誌の集合写真が掲載されたページで一部が切り取られた被害が1件確認されました。

学校記念誌は図書館にとって大変貴重な郷土資料であることから、再発防止策として当分の間、閉架とし閲覧等の申し出により対応することといたしました。

次に、高根東小学校でカラスの死骸が発見されたことについてであります。

高根東小学校におけるカラスの死骸放置事案が発生したことは、非常に残念なことであります。教育委員会では児童の動揺、不安を解消するため保護者や地域、警察の協力も得ながら児童の安全確保と学校周辺の安全点検に努めるよう学校への指導を行ったところであり、学校によれば児童への大きな影響は出ていないとの報告を受けております。

引き続き学校教育環境の安全確保を第一に考えPTA、学校関係者および地域と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に防犯対策の取り組みについてであります。

学校における防犯対策といたしましては、各学校が定める学校防犯計画により取り組んでおります。また市立図書館では職員による館内の見回りを行うほか、警察署へ巡回を依頼するなどの取り組みを行っております。

今後は多様化する事案に適切に対応できるよう、防犯意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

防犯対策への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、女性消防隊の活動および消防団員の確保についてであります。

4月1日、県内最大規模の団員を擁する北杜市消防団に12名の団員からなる女性消防隊を新たに結成いたしました。現在はさらに5名を加えた総勢17名で活動しており、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神のもと、女性隊員の細やかな視点で、より地域に密着した消防・防災活動を展開いただき、安全で安心な地域づくりに資する活動をお願いしているところであります。

女性隊員の活動は規律訓練、初期消火訓練、AED講習会への参加や園児・児童を対象に防火・防災の啓発活動を、有事においては避難所の開設・運営などの支援活動を担っていただきます。さらに本年9月に秋田県で開催される第23回全国女性消防操法大会に県代表として出

場するため、本格的な操法訓練も開始し士気の高揚と消防技術の向上を図っております。

また消防団員の確保については若年層の減少、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等から全国的な課題であります。引き続き、時代に即した活力ある消防団員の確保に努めてまいります。

次に、地域の防犯灯設置状況についてであります。

防犯灯は生活環境の整備や犯罪の防止を図るため、これまでに北杜市合併後、市内に約900基の設置をしております。設置の基準は50メートル以上を設置間隔とし、市で照明器具を支給し各行政区のご協力により設置され、電気料などについてもご負担いただいております。各行政区の電気料の負担軽減策として平成23年度から蛍光灯をLED照明に切り替え、電気代は約50%削減されているものと承知しております。

なお、再生可能エネルギーを活用した防犯灯に切り替えていくことは、器具が高価なため当面はLED照明で対応してまいりたいと考えております。

次に防犯カメラの実態と今後の設置に向けての考え方についてであります。

防犯カメラは施設の防犯対策として市立保育園14園に29基、学校施設においては小学校2校に5基、中学校1校に3基、市立図書館2館に9基設置しております。

今後の公共施設への防犯カメラの設置については、関係機関のご協力を伺いながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

市役所組織改革への取り組みにおける、スケジュールや本庁舎と総合支所のあり方についてであります。

本庁舎と総合支所のあり方については本年3月、北杜市公共施設等総合管理計画および北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針を策定いたしましたので、市全体の公共施設最適配置やまちづくり等の観点から総合的に検討してまいります。

なお、従来から多様化する行政需要への対応と市民サービス向上を図るため組織再編を行ってまいりましたので、公共施設の最適配置と併せ組織改革についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問についてお答えいたします。

高齢化が進む社会での施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定管理者制度を導入している介護施設の運営状況についてであります。

指定管理制度を導入している通所介護施設は5カ所あり、高根町・大泉町・小淵沢町・武川町のデイサービスセンターはそれぞれ社会福祉協議会が指定管理者となっており、須玉町デイサービスセンターは株式会社やさしい手甲府が指定管理者となっております。

地域にある各種団体や関係機関と連携し、地域の介護拠点としての役割を果たすとともにそれぞれの施設において、介護度の高い方や医療依存度の高い方の受け入れに向けた職員のスキルアップにも努めていただいているところです。そのほか、介護予防施設ながさかげんき百歳センターはAQUA・NTM共同事業体が指定管理者となっております。

高齢利用者の安全・安心と施設の清潔保持を重視し、利用者の満足度などを反映しながら管理運営を行っているところであります。

次に、今後の介護施設の整備計画についてであります。

新たに整備する施設については、第5次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画に盛り込むため、アンケート調査を行い市民のニーズや意見の把握に努めるとともに現状の介護サービス量などの検証・分析を行っており、今後、北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会において意見を伺うこととします。

既存の施設については北杜市公共施設等総合管理計画を上位計画に位置づけ、個別計画を策定してまいりますが、民間への譲渡も検討してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

高齢化が進む社会での施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、健康福祉大会事業の事業仕分け結果による検討や改善についてであります。

健康福祉大会事業については、平成23年度の事業仕分けで地域福祉の中での位置づけを明確にすべきとの指摘を受け、本事業を健康や福祉に関する知識の普及・啓発の拠点事業として明確に位置づけることにより、健康づくりや地域福祉の考え方が地域に浸透していくよう参加者が高齢者に偏らないために自由参加コーナーを設け、母子寡婦連合会による食料品販売、障害者団体による加工食品等の販売や作品の展示、健康測定・健康相談、食事診断、赤い羽根共同募金啓発などを行っております。

また会場を体育館からホールに変更し、おはよう朝ご飯コンテストへの親子参加や健康や福祉に関わる講演の開催を取り入れながら普及啓発に努めているところであります。

次に、北杜市社会福祉協議会との連携による高齢者等への取り組みについてであります。

市と北杜市社会福祉協議会で連携している事業としては、お楽しみ給食サービス事業や老人クラブで行う事業、ボランティア活動事業、家計相談支援事業などであります。

次に子育て支援策への取り組みにおける高齢者や移住者からのご協力についてであります。

近年は共働き世帯の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化の中で子育ての孤立感や負担感が増加しており、子育てを地域で支える仕組みづくりは大変重要となっております。

本市では、放課後子ども教室における地域スタッフへの協力や市立保育園での本の読み聞かせ教室、英語教室の開催など移住者を含めた多くの地域の方々が積極的に子育て支援に携わっていただいております、大変ありがたく感謝申し上げますところであります。

これからも子育て支援を通じ、高齢者の生き甲斐づくりや市民間の交流が促進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に防犯対策への取り組みにおける保育園での防犯対策と今後の具体策についてであります。

保育園では不審者対応マニュアルに基づき職員防犯訓練や総合防犯訓練など、さまざまな状況を想定した訓練を毎月実施しており、日ごろから危機管理に努めているところであります。

また施設面においては玄関の施錠を行い、全保育園に来園者確認のためのインターフォンを設置し、夜間は施設の警備を委託するなど防犯体制の整備を図っております。

今後も定期的な防犯訓練を継続し、保育の安全を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

市役所組織改革への取り組みにおける新上下水道体制についてであります。

上下水道お客さまセンターの運用状況等については、業務の効率化と専任性を図るよう本年4月から本センターを開所しました。業務スタッフ11名体制で市民サービスや収納率の向上等に取り組んでおり、窓口、検針、収納、滞納整理等の業務を包括的に行っております。

南部上下水道センター、北部上下水道センター体制の運営状況につきましては、上下水道事業の維持管理や施設整備等の業務を主に行っております。これまでに整備してきました遠隔監視システムによる一元管理や徴収業務を上下水道お客さまセンターへ委託したことにより、事故等が発生した場合の初動・復旧体制が柔軟かつ迅速に行われるようになり、効果的な運営が図られております。

利用者の声・お客さまの声につきましては、市の広報紙や検針時のチラシ等により組織の再編等に関するお知らせを徹底したことや検針、料金ならびに使用者変更などの各種届け出についても窓口が一本化したことで、お客さまへの対応がより円滑に行われており、現在のところご指摘やトラブル等はほとんどない状況であります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

はじめに、地上設置型太陽光発電設備における北杜市森林整備計画との関連についてであります。

北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の一部改正において、留意事項として第4条（17）に追加された森林の土地所有者届け出制度は所有者に対して森林に関する助言、間伐等のための集約化の働きかけなどを行うため、森林法改正によりできた制度で地域森林計画の民有林が対象となっております。

一方、北杜市森林整備計画は上位計画の地域森林計画に基づき造林・保育・間伐・伐採に至る森林施業に関する総合的な基準を定める計画で規制するものではないことから、地上設置型太陽光発電設備と直接関連するものではないと考えております。

次に市役所組織改革における観光課と商工・食農課の運営状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、運営状況とお客さまの声についてであります。

観光課、商工・食農課ともに専門的に業務ができることから関係する団体等との連携や的確な業務への対応が可能となり、市民の皆さまに好評をいただいているところであります。

次に、観光課と北杜市観光協会の役割についてであります。

観光課は市所有の観光施設の維持管理や関係自治体と連携したユネスコエコパークの推進、水の山プロジェクトや八ヶ岳観光圏などの事業推進、観光誘客事業の計画・立案を行うことが主な役割であります。

観光協会は観光イベント、各種体験プログラムなどの計画および実施、観光に関する情報の収集および発信、観光客の誘致、宣伝、販売が主な役割ではありますが、役割分担を明確に分けられるものではないことから、お互いに連携を図り進めていく必要があります。このため市から地域おこし協力隊2名の派遣と補助金による支援を行っております。

次に、組織を改編しての観光行政業務についてであります。

甲武信ユネスコエコパーク登録推進協議会などの広域連携組織のほか、南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会など市内の関係団体も増えていることから本年度、組織再編により観光課は観光行政に特化した専門課となり、きめ細かい観光施策の推進を行っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電設備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱一部改正の所信への言及についてであります。

北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の見直しについては、平成29年第1回北杜市議会定例会において検討すると答弁しており、今議会においても今月9日開催の全員協議会においてご報告させていただいたところであります。

次に10キロワット未満の太陽光発電設備についてであります。

10キロワット未満の発電設備についても、本年3月に資源エネルギー庁が策定した事業計画策定ガイドラインにおいて、発電事業の実施において遵守する事項が示されているほか土地の利用状況などを踏まえ、関係法令等に該当する場合は指導等を行うことができるものと考えております。

次に国等への報告についてであります。

想定される報告は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において義務付けられた事項である標識の掲示、第三者が構内に立ち入ることができないような措置が講じられていない場合であると考えております。

北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱においても事業者等の責務として、これらに該当する事項を設けていることから今後もすでに実施しているパトロール等により把握に努め対応してまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電設備に関する情報についてであります。

行政区においてはご対応いただいているものと考えておりますが、地域においてさまざまな事情もあることから、これらを考慮する中でさらに行政区に対応をお願いしてまいりたいと考

えております。

次に、市民からの相談についてであります。

北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱制定以降、市民からはさまざまな相談を受けております。引き続き、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づき現地調査や必要と認められる場合は事業者への指導を行っているところであります。

次に子育て支援施策への取り組みにおける市営住宅整備計画についてであります。

市営住宅の整備については、北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画に基づき整備等を進めております。子育て世代の定住促進を図るための子育て支援住宅についてはこれまで須玉町、大泉町に整備を行い入居者からは大変好評を得ており、現在は武川町に整備を進めているところであります。また、定住人口の促進と就労者の住環境の向上を図るための就業促進住宅も白州町に整備を進めているところであります。これら事業は人口減少を抑制し、地域活力の維持を図るための施策として有効であると考えて進めてきたものであります。

今後の新たな住宅整備については住宅需要の動向や社会情勢、また生活に必要な地域周辺環境などを勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

まず大項目1項目めにつきまして、地上設置型太陽光発電設備の諸課題についての中から再質問をさせていただきます。

先ほどの部長の答弁の中で渡辺市長が所信表明の中で、この指導要綱の一部改正が5月29日にあったけれども、これは今月9日の開催の全員協議会で議員に報告したからそれと、そういう答弁がございました。そうはいても議員だけに、公開の場でない全員協議会でその理由を話したからという、そういう1点でこの重要な、公開されている所信表明の中でこの重要な一部改正という、FIT法に基づく改正に基づいた指導要綱の改正がどういう理由でされたかということをやはり所信表明の中で述べるべきではないかと私は思います。というのは市民にもっと分かるように説明すべきではないかということでもありますけれども、そのへんについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

所信表明で言及をなぜしなかったということでございます。

本議会開会にあたり、議員有志の皆さまによる北杜市太陽光発電設備に関する条例案の提案がなされることを新聞報道により知るところになりました。このようなこともあり、太陽光発電設備に対し所信において述べることは適当ではないと判断したものであります。

なお、全員協議会においてはこれまでもご報告していることから同様にご報告をさせていた

だいたところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

質問はありますか。

齊藤功文君の再々質問を許します。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

今、答弁がございましたけれども、今議会にはすでにご案内のように議員発議による太陽光発電設備に関する条例制定に向けての議案が提出されていましたが、改めてそれでは今後の太陽光発電設備に関しての、そこで述べるのはふさわしくないというようなことでしたので、市の考えを再度お伺いいたします。それが1点。

そしてあと5項目めの地域、行政区の区長にいろいろな情報が届けられているけれども、さまざまな理由によって、それぞれの地区の理由によって伝わらないという、われわれにご指摘がございます。改めて行政区へのお願いをしていくということでございますけれども、具体的にはどのような、さらに策を練って行政区のほうへお願い、お話をされるのか、そのへんについてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えします。

まず1点目の市の考え方ということでございます。

これにつきましては、先般の特別委員会の折にも報告させていただいておりますので、今回の特別委員会においての議論などを踏まえ、今まで担当レベルにおいて調査・研究を行ってまいりましたが、担当の枠に留まらず、さらには市民、事業者、議会、学識経験者などの関係者を交えた組織を立ち上げ、再生可能エネルギー、特に太陽光発電設備にかかる推進規制のあり方など条例化を踏まえ調査・研究・検討などを行っていただきたいと考えております。

以上が市の考え方ということでございます。

次に行政区への指導と改善ということでございます。

市では今まで区への加入等を推奨しているところでありますので、区への加入については地域の方々もお考えいただきたいと思います。しかしながらさまざまな事情により加入しない、加入されない方もいらっしゃることも承知しています。区への加入、未加入につきましてはさまざまな事情があると考えております。

なお、問題の根底につきましては区長から伝わらないということではなく、太陽光発電設備に関する情報が得られないということであると考えられますので、このような相談、要望等を受けた際には事業者に対し周知・説明等を行うよう市で指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

これで1項目めの再々質問まで終わりました。

ほかに再質問ありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは第2項目めの高齢化が進む社会での施策についての再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁でいろいろあったわけですが、健康福祉大会事業について、いろいろ平成23年度に初めて実施された事業仕分け等を踏まえて、その後改善をしながらとか、いろいろそういうことを踏まえた中で現在の健康福祉大会が行われていると、そのような内容でございましたけれども、いろいろのお考えがございます。高齢者に特化した事業ではなくて、さまざまないろいろな子どもたちを含めた、いろいろな啓発普及活動も含めたというようなご答弁がございましたけれども、そうはいっても健康福祉というこの北杜の皆さん、地盤をつくったのは高齢者の方々でございますので、もう少し高齢者の生の声を聞いて内容の検討をする機会をつくるというような、今後の事業内容にそうしたものをつなげていくというようなことを思うわけですが、そのへんについての高齢者の生の声を聞くというような機会を設けるというような、そして再度、毎年繰り返し、新しく事業を展開していくというような、そのような姿勢も必要ではないかと思えますけれども、そのへんについてのお考えを1点お聞きしたいです。それが1点です。

また2項目め、社会福祉協議会と連携して高齢者施策へ展開しているというような北杜市でございますけれども、当然、社会福祉協議会は市のほうからも補助金等も交付されたり、いろいろ連携した中で展開しておるわけですが、社会福祉協議会のことについて少し、どのように各戸から会費なども徴収したり、また補助金が交付されているかというような、そのへんについての事業との関わりの中で、両者の関係が、役割がどんな事業にどういうふうな形で補助金が投入されているかというような、そのへんについてもちょっと、分かる範囲で教えていただければと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。2点ご質問をいただいております。

はじめに健康福祉大会、高齢者の生の声を聞いて事業内容をさらにいいものにしていけばというようなご質問だったと思います。

健康福祉大会につきましては、合併後の平成17年10月を第1回目としまして、以降とりわけ高齢者の皆さんが健康と福祉に関心を持ち健康福祉大会を通じて交流が促進されることを目的に主に歌謡ショー等のアトラクションをメイン事業として実施をしてまいりました。しかし、先ほど答弁をいたしました平成23年度に行われました事業仕分けの中で地域福祉の中での位置づけを明確にすべきというようなご指摘もあり、また大会の参加者からも事業が定着しており、高齢者が楽しみにしている。また千人規模の開催される事業は健康福祉大会だけというような、従来の形を賛成する意見もあった一方でイベント化し、健康福祉大会の趣旨とは若干ずれてきてしまっていると。あるいは高齢者だけではなく、もっとさまざまな人が参加できるものであってほしいというような意見もございました。こうした経過もあり、現在の形と

したところでございます。

したがいまして、今の形が一番良いというような形というふうには考えてございません。これから高齢者の方のみならず障がいを持っている方、またひとり親家庭の方々も参加していただいておりますので、こうした方たちの意見をまた取り入れる中で、庁内会議も開催してまいります。今後も見直しをする中で福祉大会がより趣旨に沿った内容となるよう、ご意見を頂戴してまいりたいというふうに考えてございます。

次に社会福祉協議会の市の役割と関係についてというようなご質問だったと思います。

社会福祉協議会は社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として位置づけられた社会福祉法人となります。北杜市の社会福祉協議会では地域福祉活動計画というものを作成し、市と連携協働しながら市民参加の地域福祉を推進することとしておりまして、市民等からの会費、また赤い羽根共同募金からの配分金、市からの福祉活動専門員の設置費の補助金、市からの介護福祉サービス事業にかかる委託補助事業、さらには県社会福祉協議会からの委託事業、介護保険事業に関わります収益等で運営を行っている状況でございます。

両者の役割、関係でございますが市では地域福祉計画であったり老人福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、その他福祉関連計画等に基づく政策を市では実施することとし、社会福祉協議会では地域福祉活動計画に基づく施策を実施することとしてございます。

しかしながら互いに連携して地域福祉の推進に当たることから1つの事業でも両者が関わる、例えばボランティアの集い、あるいはボランティアリーダー養成講座はそれぞれが関わっていくというような部分もございますので、明確に区分できないものもございます。しかしながら市の委託補助している事業につきましては、ボランティア活動推進にかかるものと福祉団体の支援にかかるものが市の主な委託補助事業ということで、一応すみ分けをしているところでございます。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

2項目めで再々質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

答弁いただいたわけですが、さまざまな地域福祉に社会福祉協議会が関わってご尽力していただいていることに対しては誠に敬意を表するものでございますけれども、市の福祉政策と社会福祉協議会の福祉政策と言うんですか、施策が補助金を投入されたり、いろいろな委託料をやった中で、やはりもう少し市民に分かりやすいようなこういう役割と言うんですか、そういうものを示していただければと思うわけですが、そのへんについてのご意見、答弁をお願いしたいんですが。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

齊藤功文議員の再々質問でございます。

先ほど答弁しましたが、1つの事業でも両者がやっているということで非常に分かりにくいという部分もございますので、市あるいは社会福祉協議会でも会報等を発行してございますので、そういった中でそれぞれどういった事業をどういうふうに行っているということを周知するような方向で社会福祉協議会とも相談をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは第3項目の子育て支援施策への取り組みについての再質問をさせていただきます。

先ほどもさまざまな答弁がございましたけれども、市営住宅の整備計画についてでございますけれども、すでにご案内のように子育て支援住宅は須玉団地が、調べましたら申し込みは49件あって18戸と。大泉団地は37件申し込みがあって18戸と。武川団地は、20日現在ですか、21件あって18戸と。23日か25日ごろ締め切っていると思いますけれども、現在のどのくらいになりましたか、このように子育て支援住宅は大変人気の住宅団地であります。であります、子育て支援住宅の入居条件の中に原則5年後は退去ということになっております。諸般の事情で10年までということでございますけれども、退去者の条件としては退去者は市内に住むことが条件だと、こういうふうに明記されております。そんなようなことを勘案しますと、退去者へのやはり行政としても支援策が望まれると思うんですけれども、もし具体策があればここで伺いたいと思います。

そしてあと1点、保育園の整備計画についてでございますけれども、いずみ保育園の改築については合併以降、用地買収からこのいずみ保育園を改築するという計画がございましたけれども、そうした計画の経緯も含めて、この、いずみ保育園改築についての経緯について、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援住宅の退去後の市の支援策ということでございます。

子育て支援住宅については、入居者の市内定住を図るために入居者要件としまして退去後も引き続き市内に定住をしていただきたいということでございます。

また、市の総合戦略では住宅地としての市有地の有効活用も図るということも1つの支援策であります。住宅課としましてはこれにより建物の老朽化で入居者の安全・安心な生活の確保が懸念されている築40年以上の木造戸建て市営住宅を平成31年3月を期限に用途廃止することにしていきます。このことから面積や形状等により新たな団地の建て替えに適さない団地の跡地などの有効活用を検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

いずみ保育園の今までの経過をもう少し詳しくというようなご質問だったと思います。

いずみ保育園につきましては、平成17年に現在の東側の駐車場になっているところでございますが、保育園用地として用地を買収してございます。平成25年に建物の劣化が激しいということで一部改修を行ってございます。平成26年にいずみ保育園の駐車場が非常に狭いということで、当時、一応、建設を予定して取得した用地のほうに駐車場を新たに整備させていただきました。また平成27年に特殊建築物の定期点検を行う中で大きな損傷があるということで判断をしたところでございます。

それを受けまして3月議会のほうでもご報告をさせていただいておりますが、いずみ保育園につきましては大規模改修は行わず、新たに新築建築工事を行うという流れになってございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

3項目めの再々質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは再々質問をさせていただきます。

ぜひ5年後10年後に子育て支援住宅を退去される方には、行政のほうで市内に永住できるような環境整備と言うんですか、そういうものもぜひ積極的に子育て支援の施策として市政のほうで進めていただきたいと、こんなふうに思うわけでございます。

それで再質問ですけれども、いずみ保育園の改築について、平成17年に用地買収をして新市建設計画の中で当初は平成20年、21年ごろを建設、新たに現在の保育園を移転、改築するというので進めてきたんですけども、たぶん市のほうのご事情があって、それが進んでいなかったのでありますけれども、先ほども平成25年に保育園の部分改修があって、それも約900万円ぐらいかかっているんですね。そしてその翌年には用地買収した土地を約1億円かけて駐車場を整備したというようなことで、そうしたらその1年半後には今度は保育園を造るんだと、こういうことで今年の計画の中に出てきたわけですが、その中でそのときには示しはなかったんですが、同じ場所だから仮園舎を造らなければということで進めているわけですが、ちょっと調査をしましたら約7千万円から8千万円ほど仮園舎の設計委託から、リース料から工事費、すべて含めてそのぐらいかかるだろうと。これは9月の補正にかけるといような内容でございますけれども、そういう計画性を持って、これは園舎を整備するとか保育士を充実するとかという、これは先ほども私も申しましたが言をまちません。言うまでもないことでございます。ですけれども市の、1年、2年のタイムラグと言うんですかね、計画の遅れですね、平成20年、21年に新しいいずみ保育園を造るという計画があったにもかかわらず延ばして、このようなさっき言った説明の中で平成25年、26年、27年、そして28年を置いて29年と、こういうことがあって約8千万円ぐらいの、言ってみれば経費がかかるというような今、現実にあります。そういうことが今後の公共施設整備計画の統廃

合とかいろいろな面について、適正方針の観点からも計画性を持ってしないと、こうした無駄なお金を使わなければならなくなると、こういうことにつながると思いますので、ぜひ執行部の皆さまは計画性を持って、1年、2年のわずかな期間のずれが8千万円、7千万円という金につながるということを肝に銘じてもらいたいと思いますけどもいかがでしょうか、その考え。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

平成25年に部分改修をして、その時点では翌年に駐車場を造ったということで無駄ではないかというようなご指摘もございますが、平成25年にいずみ保育園を改修した当時につきましては当面、改修で対応しながら施設を維持していく計画でありましたが、平成27年、先ほど申しましたとおり調査を行った中で、大きな劣化が見られるという中で今回の整備計画を待たずに建て替えを行うことといたしました。

ご指摘のように計画的ではないというようなご指摘もございますが、今後につきましては現在、策定をしております保育園整備計画に基づきまして計画的な整備を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

第4項目の防犯対策への取り組みについて、再質問させていただきます。

まず1項目めの消防団、女性消防隊についてでございますけれども、4月発足の女性消防隊は先ほども12名から17名というような体制で今やっているということでございますけれども、女性消防隊は本部付けというような位置づけなのかどうかということが1点でございます。

そしてまた女性消防隊の隊員確保の目標人数ですね、当初は12人でしたけれども今は5人増えて17人というご答弁がございましたけれども、これはどのくらいの目標を持っているのかという、申し込みがあればどんどんというようなことなのか、そのへんについて伺いたいと思います。

そして消防団活動と隊員のお住まいだとかお仕事など、いろいろ関係の勤めとか課題はあろうかと思うんですけども、現在そのような課題については把握しておられるかどうか、これが1点です。

そして次に消防団員の全体に関わることでございますけれども、消防団の欠員について、県下最大の消防団員数を擁しているというようなご答弁がございましたけれども、定員に対して現在、何人欠員なのかというようなこと。消防団員確保の問題点、課題点も多々あるというようなことを申されましたけれども、それらの解決に向けての何か対策が、秘策が北杜市にあるのかどうか、そのへんについてお伺いしたいと思います。

そしてあと1点、防犯灯ですね、地域の防犯灯の設置の関係ですけれども、私は基本的なこ

とを申し上げますけれども、基本的には主要の道路などの防犯灯の電気料は行政が負担すべきだと考えます。防犯灯の設置の基準をもう少し、地域地域の実態に合ったものにするために現在、行政が負担している箇所と地元行政区が負担している箇所の見直しや再点検、適正な防犯灯の電気料負担につながると考えますけれども、このへんについてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

女性消防隊の位置づけはどこになっているかというものが最初だったと思います。

女性消防隊につきましては各部付けとなっております。今、不足しております団員数につきましては1,884名のところ1,738名ということですから、ちょっと引き算しないと分からないですけども、約150名くらいになりますか、欠員になっているということです。各部の中に入っておりますので、人数的には多いほうがいいという考え方で今やっております。

それから各隊員の課題はということですが、女性消防隊員におきましてはやはり若い方なども入っていただけるとありがたいんですけども、やはり育児とか仕事をされている方などもいて、なかなかそういうところが難しい、これに関しては男性消防隊員についても同じような状況にあるかと思っておりますけども、そういうものをなるべく軽減できるように消防隊のあり方についても検討していかなければならないと考えているところでございます。

それから2つ目の防犯灯の件でございますけども、主要道路の負担については市で負担したほうが地域実態に合った見直しになるのではないかなというような質問であったと思います。

防犯灯につきましては、現在も各地区と地区の間については市のほうで設置するということになっております。地区内については、そこの各々の自治会等で設置するということになっております。これは明確に線を引けということだったかと思っておりますけども、現在のところではその都度、その地区と協議の中で設置をしております。しかし地区と地区との間が何キロも離れているようなところとか、そういうところについては現在も市のほうで設置をしているところでございます。

以上であります。

すみません、先ほどの女性の定員については現在20名ということで予定しているところでございます。ですから20名入ってもまだ100人以上足りないということにはなりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

4項目めの再々質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

議長、ちょっと答弁漏れがあると思っておりますけども、いいですか。

行政が負担している箇所と地元行政区が負担している箇所の見直しや再点検をする考えはないかという、そういうことを言ったんですけども。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

今の質問ですけども、地区の正確な線引きをしろということになろうかと。線引きではないですか。

○9番議員（齊藤功文君）

地域の実情に合った。

○総務部長（高橋一成君）

当然、地域それぞれの特性もありますのでそれぞれの地区と話し合いの中で今、決めていますので、今後もそういう方向で進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

4項目めの再々質問はございますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

今、防犯灯の、われわれも地域にずっと住んでおりますので、そういう地域の実情は分かりますけれども、私の言うのは地域地域の区間はそれは話し合いでできるんですけども、基本的には県道だとか大きい通りの主要な道路などの防犯灯の電気料は行政が負担して、明るい地域づくりに貢献できるような負担をしたらどうでしょうかという、そういうことなんですけども、そのへんについてはいかがお考えですか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えをいたします。

防犯灯の各主要道路の負担については行政でやったらどうだというご質問だと思います。

防犯灯の主要道路についての設置については、防犯灯ではなくて街路灯という形になります。街路灯については市のほうで現在も設置をしております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に5項目めですね、再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

5項目めについて再質問をさせていただきます。

市役所組織改革への取り組みについてでございますけれども、まず1項目め、合併して今年で13年目ですけども、これからのまちづくりの核を決める上では最重要課題は本庁舎と8つの総合支所のあり方の方向性、基本方針を早急に決めることだと私は考えます。市民にとって身近な総合支所の役割は特に高齢化社会の中ますます重要になってくると思います。

例えば今年の2月から3月の確定申告の会場の事例を見れば、おのずと分かることです。昨年までは各総合支所で税金の申告がすべてできたものを今年は支所ではなく、須玉ふれあい館

の2階の会議室へ行って申告してくださいという、そういう主たる日数が移ったわけであり
ます。高齢者をはじめ多くの住民からご批判が市役所へあったことと聞いております。そうい
うふうに総合支所でやってほしかったという市民の願いを汲むことが大切だと思います。総合支
所の役割の重さを実感した事例であります。また大雪での除雪作業の対応や大雨の対応など各
支所が全面的に立ち、対応しているのが実情であります。こうしたことを踏まえ、今後の本庁
舎と8つの総合支所のあり方への取り組みについての市のお考えを再度伺いたいと思います。
これが1点です。

そしてあと1点につきましては、4月スタートしました市役所の新体制について、これはう
まくいったと、すべての課でうまくいっていると、こういうふうなご答弁がございました。市
民の声、利用者の声も満足しているというふうに、これは素晴らしいことだと思います。この
経験やら実績を次の市の業務改革、市の組織改編につなげていただきたいと思いますけれども、
このへんについての考えを。2点お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

齊藤功文議員の再質問、2点いただきました。

まずはじめに総合支所のあり方についてであります。

昨今の、ご批判があったということでもあります。ただ、一方で、行政機構というのは持続性
の確保も大変重要なことでもあります。したがって、先ほどご説明しましたとおり公共施設の再
編統合、それと最適配置、この中に当然、役割分担の議論も出てまいります。それを含めて総
合的に検討していくという方針であります。

それからもう1つの4月1日からの件、当然であります。市民ニーズに的確に対応して組織
再編していく、これは当然のことだと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

齊藤功文君の再々質問を許します。

○9番議員（齊藤功文君）

ただいまの答弁、少しあれですけれども、総合支所と本庁のあり方というのは、これはすべ
てに優先して方向性を出さなければ駄目だと私は思います。つきましては、国においては地方
交付税の算定基礎の中に支所の数を今度は積算するようになったんですね。また現在、計画
しています地域公共交通網形成計画や、先ほど言いましたような北杜市公共施設最適配置に向
けての基本方針などを決めるという、優先してこの本庁舎と8つの総合支所のあり方について、
特に検討が急がれると思いますけれども、再度、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

総合支所のあり方につきましては、急ぐという観点とそれから持続可能かどうかという観点、
両方、当然、にらまないといけないと思っておりますので公共施設の再編、それに併せて議論

をしていくというような考えでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時35分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

齊藤功文君の質問が終わりました。

ここで関連質問はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

私のほうからは、地上設置型太陽光発電設備の諸課題についてに関連質問をさせていただきます。

まず（１）に関連してですけれども、先ほど建設部長のご答弁では北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の一部改正については、議会のほうに条例の制定についてが提案されるという新聞記事もあったので遠慮したというようなご発言がありましたけれども、地上設置型太陽光発電設備に関する条例の制定については、あくまでも議会が議論している、することです。当然、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱については市の姿勢として市から市民の皆さまに当然言うべきことだと思いますので、改めてここについてのご答弁を願いたいと思います。

また（２）の９．９キロワット以下についてですけれども、ここにも書きましたようにこのように「県や市の条例による規制はありません」と堂々とチラシに書いて、市民の皆さまにお配りするような事業者があるということです。それに対して先ほどのご答弁では、ガイドライン等も含めて指導等ができるというご答弁でしたが、それに関連して（６）の太陽光発電設備に対する市民からの相談はどうするかということに、どう建設部長がお答えになったかということと北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づき、そういう対応をするとお答えになっています。北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱はあくまでも10キロワット以上です。どのように具体的にご対応なさるのかをもう一度、ここで伺いたいと思います。

またここで改正FIT法は、条例による規制というものをかなり強く謳っております。要綱とはまったく違います。扱いが。それについてのご見解をいま一度伺いたいと思います。

また（４）についてですけれども、標識、それから第三者が入れないということは柵、塀等が当たるかと思いますが、これについては目で確認するだけでも十分に分かることです。ここについて行政のほうにはどこに設置されている、これから設置されるという情報が確実に入るわけですから、ただパトロールしてたまたま見つかったということではなく、すべてを確認するぐらいのつもりでいらっしゃるのかどうか、そこも含めてご答弁願えればと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の関連質問にお答えいたします。

まず1点目の所信に述べなかったということの見解でございますけども、先ほども答弁させていただいたとおりでございます。さらには今回の北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の改正につきましては、FIT法の改正、また国の事業計画策定ガイドラインを確認いたしました。北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱において事業者の責務に掲げる具体的事項と同様の内容も記載されており、一部は法令遵守事項となりました。このため、留意事項に必要となるFIT法などを加えるほか必要な事項を加えたものであり、考え方が大きく変わるものではなかったということで判断しまして所信のほうに言及しなかったものでございます。

次に10キロワット未満をどのように指導できるかということでございます。

10キロワット未満の太陽光発電設備を設置する場合、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届け出、事業者等の責務の指導対象にはなりません。しかし設置に当たって事業区域の規模、地目などにより北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱第4条に規定する法令等に該当する場合があります。この場合、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく必要はなく、このことから対象となる法令により指導は可能であると考えております。

3点目が表示、また侵入等の確認ということでございますけども、これにつきましては先ほど言ったように北杜市太陽光発電設備に関する指導要綱に基づく届け出があったあと、また景観条例に基づく届け出があったなどほか、任意に現地確認を実施する中で設置状況の把握に努めております。特に北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱、景観条例においては届け出の事業者等の責務、確認事項、取り組み状況や景観計画区域内行為届け出に記載されている事項の実施状況を確認しております。景観条例においては届け出時の事業者自らが記載した景観形成基準にかかる取り組みに対して適合の通知を行っていることから、届け出の内容を満たしていない場合はこれに早期に取り組むよう指導を行っているものでございます。

FIT法の改正と条例との整合ということだと思いますけども、これにつきましては改正FIT法においては太陽光発電設備増加に伴い、土地利用に関する防災上の懸念や地域住民とのトラブルが生じるケースもあり、長期安定的な事業実施に当たりその設置場所をめぐる土地利用規制の遵守や地域社会との共生が不可欠として、関係法令の遵守を担保する仕組みを設けたものであり、遵守しない場合は改正FIT法に基づいて改善命令、認定の取り消しを行うことができるものとして理解しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の1項目めの再々質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

関連質問、1項目めの再々質問をさせていただきます。

今の部長の（1）についてのご答弁は、先ほどの条例の提案が議会のほうでされたからというのとはまったく違うご答弁だったと思うんですけども、そういうこと、違うご答弁なのか

ということと市民がこれだけいろんな意味に関心を持っているものの中で市のほうは、この改正については特に所信の表明の中でも、また市民の皆さんに向けてもせっかく、市民の皆さんにアナウンスができる機会をやらなくてもいいと判断されたということなんではないでしょうか。そのところを最後確認したいというのと、それから今、10キロワット未満も北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の中でということをおっしゃいましたけども、この要綱の定義でしっかりと最大出力10キロワット以上のものをここで定義するといっている中で、そういうことができるのかどうかをしっかりとご答弁願いたいと思います。

また改正FIT法の中でのことを今、ガイドラインに基づいて言っていただきましたけども、市は相談に対してもすべて北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づきと言っているわけです。指導要綱と条例がFIT法の中でどのように扱われているのか、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱等につきましては、先ほども答弁させていただいたように条例の改正が有志の方からあげられております。そういう形の中で改めて、当然、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の改正等につきましては3月議会でも検討するというので答弁しておりますし、そういう条例制定ということもございまして、改めて適当ではないと判断したものでございます。

10キロワット未満の、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱ではということでございます。

これにつきましては当然、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱については定義を10キロワット以上としておりますことから対象にはなりません。しかしながら関係法令等の規定に該当する場合はもちろんであります。北杜市、われわれ、行政組織規則のまちづくりの事務分掌の中には太陽光発電設置指導に関することがありますので、これで指導等が可能であると考えております。

実際的には、いろいろ課題がございまして、われわれとしては北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づきまして今までどおりそれに基づきまして指導してきたところでございます。FIT法自体につきましては、先ほど申したとおりでございまして、改善命令、認定取り消しを行うことができるとしたものであると理解しているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○16番議員（野中真理子君）

答弁漏れがありますけども。市民に対してどう話をするのかということに対して。

○議長（中嶋新君）

市民に対して。周知のことですかね。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

答弁漏れ、すみませんでした。

指導要綱等につきましては、条例等はできないということで指導要綱に平成26年に改正しまして、それで今までずっと指導してきたところでございまして、改めて今回、大きな改正というのではないんですけども、目的等があまり変わっていないということで改めて今回、周知等はいたしませんでした。

以上です。

○議長（中嶋新君）

いいですか。

（ な し ）

ほかに関連質問はありますか。

岡野淳君の関連質問を許します。

○13番議員（岡野淳君）

私から大項目3番目、子育て支援施策への取り組みについて、この中から関連質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に（1）今後の市営住宅整備計画はの中で、子育て支援住宅を退去した世帯に対するサポートについて質問がありました。建設部長から40年以上の古い住宅の跡地を有効利用するんだというご答弁だったんですけど、具体的にはどういう内容なのか。もし何かアイデアがあればお聞かせいただけないかなと思います。

それから2番目の保育園整備の計画についての中で、先ほど齊藤功文議員がいずみ保育園の新築について質問したと思います。その中で齊藤議員の真意がちょっと伝わっていないような気がするので、私からも質問をかねてお話をさせていただきたいと思うんですけども、そもそも今、東側に整備されている駐車場、あそこはいずれ改築されるであろう保育園の園舎の用地というふうに聞いています。それが駐車場になってしまったおかげで今回、場所がなくなって仮園舎をどこか別の場所に造らなければならなくなったということだと思うんですね。あそこが計画どおり新園舎の用地として残っていれば、何も仮園舎を造らなくてもよかったんじゃないかということを齊藤議員はおっしゃりたかったんだと思うんです。

諸般の事情があり、また予定していた用地買収が思ったようにいかなかったというような事情もあり、また改修したあと直後に大きな問題が見つかったと、急がなければいけないという、いろいろな事情があつてのこととは思いますが、あの駐車場の整備計画をもう少しなんか考えておけば、そういうことも可能だったんじゃないかなという気はします。ですから今後、保育園の整備計画が目白押しになるわけですので、ひとつそういう点も含めて計画を進めていただくようにしていただけないかと思いますので、そこのご見解だけでもう一度お聞かせいただければと思います。

それからもう1つは、保育園の保育士の確保などという点があるんですけども、自閉症スペクトラムのお子さんに対するケアについてちょっと伺いたいんですけど、自閉症スペクトラムの一部の症状に関しては割合小さいころから発見が容易なケースがあります。ところが親御さんでさえ気が付かないというケースも多くて発見が遅れてしまうという場合があります。このあとに出てきた子育て世代包括支援センターの中に臨床心理士がいらっしゃるということがありましたけども、これはここに相談に行かないとならないわけですね。そうではなくて、あ

る程度の自閉症スペクトラム、つまり発達障害に関する知識とか経験を持った方が保育園の中にいて、早く発見できるような体制が構築できないかということを考えているんですけども、そこらへんについて見解をお聞かせください。

○議長（中嶋新君）

岡野議員に申し上げます。

通告の内容にない詳細、または・・・代表質問の答弁に関わる関連質問なので、それはご理解ください。

○13番議員（岡野淳君）

分かりました。それはまた別の機会にします。

では最初の2つだけお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

まず、子育て支援住宅の退去後の市のサポートということでございます。

これにつきましては、先ほど答弁しましたように市の総合戦略では住宅用地として市有地の有効利用を図ることとしております。そんなことから一応、築40年以上の木造戸建て住宅等につきましては平成31年3月を期限に用途廃止をすることとしております。一応、面積が狭小、小さくて狭いというようなところにつきましては、新たな団地の建て替えは適さない団地の跡地などを有効利用として、住宅地として提供できないかというような形を検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

いずみ保育園東側の駐車場用地等の経過、また今後の計画的な保育園の整備というような質問だったと思います。

いずみ保育園東側の今現在、駐車場になっている用地につきましては、当初説明をしましたとおり保育園の建設を予定して取得したものでございますが、いずみ保育園は定期点検を行う中で部分的な改修で当面いいということではつないでまいりましたが、平成27年の定期点検におきまして大規模な改修では、それにおいても対応できないということで建て替えとなりました。したがって、保育園の駐車場も候補の1つということもありましたが、やはり9千万円近く整備を要し、駐車場のところを保育園に建て替えるということも現実的には難しい中で新たな地を探しながら仮設園舎を建てるというようなことにしております。当然ながら子育て支援住宅や小学校、また文教地区にできるだけ近い中で整備を考えていくということの中で現在のいずみ保育園の跡地というか、現在の位置に整備を行うということにしたところでございます。先ほどご指摘がありましたとおり整備計画においてもそういったことも踏まえながら、計画をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君の再々質問はありますか。3項目め。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

ありがとうございます。子育て支援住宅関連で再々質問させていただきます。

この子育て支援住宅を退去した世帯というのは、これからお子さんにお金がとてもかかっていく方々だと思うんですね。ですからいろんな支援の仕方があるんだろうと思うんです。ですから例えばもちろん今おっしゃったように住宅地として紹介するというのもありでしょうし、そのほかにも家を1軒建てるというにはなかなかきつい世代でしょうから、例えば金利支援をするとか、金融的ないろんな支援もできるでしょうし、あるいは市営住宅を優先的に紹介するというのもできるでしょうし、いろんなことが考えられると思うんですけども、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

石井総務部次長。

○総務部次長（石井悠久君）

岡野議員の再々質問についてお答えいたします。

いわゆる子育て支援住宅につきましては、地方創生の大きな柱としましての少子化対策ということで今、促進しているところでございます。その子育て支援住宅に今、入居している方のあとのフォローアップということでございますが、例えばという例で岡野議員のほうからは金利等の支援があるのではないかというふうなご提案がございました。現状につきましても子育て入居者の方がご退去する際に、今、子育て応援課のほうで創設しております子育て世代マイホーム補助金等が利用できる方につきましては、そのような中で経済的な支援というふうなものをやっているというところでございます。

ただ一方で、すでにそういった子育て支援住宅に入居されている方につきましては、安価の賃料につきまして子育て支援というものをしておりますので、そういった方にさらに経済支援をすべきかどうかというところにつきましては総合戦略、ならびに全体的な地方創生の中でどのようなところに限られた財源を重点的に配分するかというところの中で、さらに検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

原堅志君の関連質問を許します。

○12番議員（原堅志君）

最後に4項目めの防犯対策の取り組みについて、まずこれで1点。第5項目めの市役所組織改革の取り組みについて、ここで2点ほど質問させていただきます。

まず4項目めの防犯対策の取り組みについてですけども、先ほど答弁の中に防犯カメラが現在、小学校で2校で5台ですか、中学校で1校で3台設置されているということのご答弁があっ

たような気がしますけども、これはどこの小中学校に設置されているのか。また3校に設置された経過についてお伺いいたします。

次に市役所組織改革の取り組みについて。まず平成29年3月にわれわれにも配布されました公共施設最適配置に向けての基本方針（概要版）の中で、4ページですけども、ここに庁舎等複合化の受け皿としての可能性を検討する。総合支所はエリアごとに複数地区を集約し、現在の8施設から4から7施設に縮減することも考えられるということの中の最初の、複合化の受け皿としての可能性を検討すると。この項目についてよく分からなかったので質問させていただきますけども、これは本庁舎の複合化ということなのかどうか、これをまず1点お伺いいたします。

次に5項目めの最後の観光行政ですけども、先ほど観光協会との連携を頭に置いているということの答弁がございましたけども、これは情報の共有化ということからすると非常に良いことではないかというように思います。そこで例えば観光協会の理事会等、要請があればそこに担当者なり出席して連携を図っていくということが考えられるのかどうか、この3点についてお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

原議員の関連質問にお答えいたします。

市内の小中学校で防犯カメラが設置されている学校は具体的にどこかというようなご質問かと思えます。

市内の小学校では須玉小学校と長坂小学校、それから中学校においては長坂中学校に設置されております。設置された経過でございますが施設を建設する際、または改修する際に整備がされたものでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

原堅志議員の、公共施設最適配置に向けての基本方針における庁舎の関係についてでございます。

ここで指し示しているのは総合支所のことであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

原議員の関連質問にお答えいたします。

観光協会は現在、年6回、八王子駅や立川駅で観光キャンペーンを展開しております。主体的にやっております。それから7月3日に小淵沢駅の観光案内所がスタートしますが、きめ細かい観光案内をしてもらうとともに市の施策のインバウンド施策、これに呼応したような形で

外国人観光客への案内、あるいは二次交通の案内、あるいはその場所を使っの企画展なども考えられます。

このようなことから市の観光課としましては観光協会の打ち合わせ、会議、要請があればもちろんうかがいまして一緒に考えて、そして連携をしていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

では最後になりますけども、再々質問を2点ほどお願いいたします。

先ほど須玉小学校と長坂小学校、長坂中学校に設置されているという話です。これは改修だとか、新しく新築したところにあつて。ということは実は先ほど質問の中にもありましたですけども、私は質問の中で高根東小学校のカラスの首がはねられたというそういう状況下、これは非常に由々しき問題ではないかと私なりに考えます。そういう問題があつたときには率先して、逆にこういうカメラというのは設置すべきではないかというように考えますけども、その点について1点質問させていただきます。

もう1点は、先ほどこの配置の問題ですけども、これは合併当初から非常にこれは大変な問題だということは認識しております。その中で一番問題点になっているのは、北杜市に限らず合併した各市町村が抱えている問題の中、本庁の位置づけをどうするんだという問題も、これは非常に全体像の中では絡んでくるというように考えます。

そこで前市長は、当初、われわれが合併したときには10年以内にめどをつけるということが1つの目標だつたと思いますけども、前市長は、おおむね今現在地ですね、まだ判断はできないというような考え方のままで今いっているような気がします。その後、総合計画が開始されて順に動いていると思います。その中で今回、渡辺市長になつたという中でそのへんのことについて、市長の見解をぜひこの場でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

原議員の関連質問にお答えいたします。

未設置の学校についての今後の設置方針というようなご質問であつたかというふうに思います。

未設置の学校につきましては現在、小学校施設等中長期整備計画に基づいて小学校施設の改修設計業務を進めておりますので、こうしたものに沿つて順次整備を進めてまいりたいと考えてございます。

また中学校についても今年度、策定予定の中学校施設中長期整備保全計画に基づいて整備を検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

原堅志議員の再々質問、本庁の位置についてのご指摘でございます。

これにつきましては、東日本大震災の教訓を踏まえて耐震対策を講じたばかりでありまして、その議論についてはしない、先送りにするということは現時点においても変わっておりません。以上です。

○議長（中嶋新君）

終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時28分

○議長（中嶋新君）

多少早いですけど、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に公明党、5分。次に日本共産党、13分。次に明政クラブ、10分。次に無会派 保坂多枝子君、15分。次に無会派 池田恭務君、15分。次に無会派 清水敏行君、15分。次に北杜クラブ、60分。最後にともにあゆむ会、28分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしく願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の一般質問をいたします。

地方創生における産業用マルチコプター・ドローン導入について質問いたします。

マルチコプター・ドローンとは主に複数のプロペラを持ち、人が搭乗しない無人航空機を指します。重量200グラム以上のものを無人航空機と定義しています。

GPSや気圧センサーなどを用いて安定した飛行ができるようになっています。また機体性能やバッテリー、アプリの進化が著しく2016年はドローン元年ともいわれたところであります。

マルチコプター・ドローンは人の近づけない場所や高所からの撮影や散布などが可能で、業

務にかかる手間やコストの軽減が期待でき、危険箇所での作業の実現といったメリットが挙げられます。

その中で本市の特徴を生かした自然豊かな眺望や展望をダイナミックな映像で見ることができ、普段見られない視点や行くことのできない場所からも撮影が可能です。四季折々の感動ある映像を発信し、北杜市の魅力を伝えることは地方創生につながると思います。また広域的な危険箇所の把握や事故等の現場での状況確認のために利用する活用が広がっています。県もマルチコプター・ドローンを活用した施策の導入に向けて検討に入りました。

マルチコプター・ドローンの用途については農業、林業、産業、災害、観光等に期待が寄せられています。国の補助事業対象となる事例もあります。特に観光PRや危険箇所の調査等には期待が寄せられております。5月5日に尾白川渓谷で起きた死亡事故の検証や対策には特に有効であると考えます。そこで以下、6点について質問いたします。

1. 農業、農薬散布、生育管理、人口受粉についてお伺いいたします。
2. 林業、生育調査、松くい防虫剤散布についてお伺いいたします。
3. 産業、物流、点検、測量、調査についてお伺いいたします。
4. 災害、被災地調査、救援物資輸送についてお伺いいたします。
5. 観光、自治体PRについてお伺いいたします。
6. 1から5まではいずれも本市にとって導入することにより、その効果が期待できるものと考えます。地方創生と併せて市の見解を伺います。

以上で一般質問を終わります。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

4番、進藤正文議員の産業用マルチコプター・ドローンの導入についてのご質問にお答えいたします。

地方創生と合わせての市の見解についてであります。

マルチコプター・ドローンの導入についてはさまざまな分野での活用が期待されているところではありますが、マルチコプター・ドローン等の無人航空機の飛行に当たっては、改正航空法等による規制や各種作業での搭載重量の制約等、実用化に向けての課題もあると伺っております。

このことからPR用の撮影を主とする活用に加えて、有効活用が期待される分野での事業導入や作業の効率化がどう図れるか等を検討し、市民・企業等との協働により本市の地方創生につなげてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

4番、進藤正文議員の一般質問にお答えいたします。

産業用マルチコプター・ドローンの導入・活用方法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに農業、林業の分野への導入についてであります。病虫害被害の早期対応や生育管理など作業の効率化の面で大きく期待がされているところであります。

次に産業・物流・点検・測量・調査についてであります。物流や宅配などのほか河川等の現況確認、高所における施設点検などに有効であると考えます。また、地形測量等への活用も期待がされております。

次に災害、被災地調査、救援物資輸送についてであります。

災害箇所の状況や被害規模等の確認に当たり広域的に把握ができることから、災害時の労力の軽減につながるとも考えております。また、軽量なものであれば避難所等への物資の運搬が可能であり大変有効であると考えられます。

次に観光、自治体PRへのマルチコプター・ドローンの導入についてであります。

市の観光パンフレットやプロモーションビデオ等の作成を委託した際にも、マルチコプター・ドローンで撮影したダイナミックな映像を活用してきたところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

進藤正文君の再質問を許します。

○4番議員（進藤正文君）

では再質問をいたします。

マルチコプター・ドローンを活用した映像は観光自治体のPRに有効であると思います。北杜市の魅力を大勢の方に伝えることのできるSNSを活用することをお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

進藤議員の再質問に観光の視点からお答えいたします。

マルチコプター・ドローンにより普段見られないところ、見られない視点、あるいは行くことのできないところから撮影が可能となります。例えば観光においては稲絵アート、それからサンフラワーフェスのひまわり、こういったものは上空から鳥の目線、俯瞰的に撮影が可能になります。それから山岳でいえば瑞牆山の大ヤスリ岩だとか、あるいは八ヶ岳権現のカブリ岩だとか、あるいは甲斐駒の摩利支天、こういったものをダイナミックに立体的に撮影することも可能となります。そういった撮りためた画像や映像は市のホームページにアップしまして、そして閲覧者がそれを見てSNSのボタンで「いいね」ということでタイムラインにより情報を拡散していくというふうな期待がされます。そんなことから観光におきましては、今後積極的にマルチコプター・ドローンやSNSを活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

進藤議員、再々質問はありますか。

○4番議員（進藤正文君）

ありません。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

日本共産党の一般質問を行います。

はじめに市長から昨日も報告がありましたが、須玉町内の産業廃棄物から高濃度の硫化水素ガスが発生している問題で、市長が私たち地元の市議会議員、また県議会議員とともに県知事に直接要望したことで県による住民説明会が7月7日に開催されることになりました。3月議会で説明会の開催を提案した議員として、何よりも地元の議員の一人として説明会が開かれることは住民の不安解消へ一歩進んだことであり、大変うれしく思います。市長と担当課の皆さんのご尽力に感謝するところであります。

それではまず質問、市長の政治姿勢について、今回は教育勅語の教育現場への導入の動きについて質問します。

あの森友学園が幼稚園児に暗唱させていたことで注目を集めた教育勅語について、政府は3月、閣議決定で勅語を教材として用いることまでは否定されることではないと決定しました。稲田朋美防衛相など閣僚からはその精神は取り戻すべきだなどの驚くべき発言も相次ぎ、安倍晋三首相からもかつて大変素晴らしい理念が書いてあるという発言がありました。

「朕惟フニ」から始まり「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉ジ」という教育勅語は「この国も道徳も天皇の祖先がつくったものであり、いざとなれば天皇・国家に身を捧げよ」と教えたもので、あの侵略戦争へと国民を動員した戦前の教育の柱となったものです。そのために戦後すぐの1948年6月の国会、衆参両院でそれぞれ衆議院は排除決議、参議院は失効決議。それぞれ全会一致で採択されています。これを教育現場に復活させようとする動きは、安保法制（戦争法）の強行や共謀罪と同様、日本を再び戦争する国へと変えていく策動と一体のものであり、許されない動きだと私は考えます。

重要なのは先ほど紹介した閣議決定の前段では、憲法や教育基本法に反しないような形で教材に用いるとして、その判断を所轄庁、公立学校は教育委員会、私立学校は首長が判断することとしている点です。教材として北杜市の小中学校で使うかの判断を教育長や市長が迫られることとなるわけです。

これまで憲法や共謀罪法案への質問に対して市長は国会で論議されること、こういう答弁でしたが、今、述べたこの問題は市の判断が迫られる、国会で議論されるというふうに言っていない問題でありますから、そこで何うわけです。

1つは市長の教育勅語、そのものの評価はいかがか。

2点目は教育現場での教材化を可能にする政府方針、今説明しましたが、それへの見解はどうか。また市内の小中学校で教材として使うことが迫られた場合、どう対応する考えか市長ならびに教育長の見解を求めます。

次に国民健康保険税の県統一化への対応と市への影響についてです。

来年度から国民健康保険の都道府県単位化が実施されます。政府の医療費抑制方針のもとで医療提供の責任を地方にどんどん負わせていく施策であり承服できないものですが、市町村の対応が避けられないこととなります。国民健康保険財政の流れは保険者となった県が国民健康保険事業に必要な費用を各市町村に納付金として割り当て、市町村が住民に保険料を、北杜市の場合は国民健康保険税ですが、賦課・徴収し県に納付する。そして県は市町村が保険給付に必要な財源を今度は交付金として戻すと、こういう仕組みになります。合わせて県が示す市町村ごとの標準保険料率というのが公表されて、それを参考に私たち北杜市民が納める国民健康保険税額が独自の算定方式で決められることとなるわけです。

厚生労働省は保険税・保険料について保険料の平準化と表現していますが、保険税・保険料は高い市町村の水準に合わされるのは明らかではないでしょうか。保険料率の試算結果がいち早く公表された大阪府では、府内43自治体のうち下がる方向なのは6つの自治体だけで中には保険税が5割以上、上がる村も出ています。以下、答弁を求めたいと思います。

1つは県からの納付金、先ほど紹介した標準保険料率、これはいつ示されるのか。それを受けた市の条例改正、これはいつごろ予定されているのかということです。

2つ目にはこの先、統一化された場合、市の国民健康保険税は上がる方向なのか、下がる方向なのか、どのような見通しを持っていらっしゃるのかということです。算定方式が3方式に変わるということですから、北杜市の場合は資産割がなくなるわけですが、そうした場合、市の国民健康保険税額への影響、資産割をなくした場合、どうなるのかということを示していただきたい。

3点目には昨年度、平成28年度の国民健康保険財政の黒字、赤字の結果を示してほしい。繰り越し分があるであれば国民健康保険税の引き下げに使う考えはないか。

以上、答弁を求めたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

8番、志村清議員の国民健康保険税の県統一化における納付金と標準保険料率の示される時期と条例の改正時期についてであります。

県では国からの公費の考え方の提示を受け納付金にかかる実質的な検討・調整を行い、来年1月ごろに納付金と参考となる標準保険料率を示し、市町村に通知する予定としております。

市では繰越金や基金の状況から来年度は税率を据え置く見込みでありますので、条例改正は考えておりません。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

8番、志村清議員の一般質問にお答えいたします。

教育勅語の教育現場への導入について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教育勅語への評価についてであります。

明治23年に発表された教育勅語は日本の道徳教育の根幹となった勅語であり、昭和23年

に国会においてその廃止が決議されたものであります。

教育勅語をわが国の教育の唯一の基本理念であるとするような指導を行うことは、不適切であると考えております。

次に教育現場での教材化を可能にする政府方針への見解と、その対応についてであります。

教育勅語は現在、中学校の歴史と高等学校の日本史や倫理の教科書において資料として扱われております。相手を思いやる心など道德に関する内容は学習指導要領に基づき、その教材は文部科学省作成の「私たちの道德」や各学校が用いる副読本などに取り上げられるなど、これを扱うことで充実した指導が行われていると考えておりますので、引き続き学習指導要領に沿った教育に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

8番、志村清議員の一般質問にお答えいたします。

国民健康保険税の県統一化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、統一化と3方式に変わることによる影響についてであります。

県では当面保険料率は一本化しないとしており、市町村ごとに標準保険料率を示すこととしております。しかし市町村ごとに状況を考慮した上で、独自の税率により賦課することも認められております。

本市では来年度は現在の税率を据え置きたいと考えておりますので、当面、市の国民健康保険税への影響はないものと考えております。

また算定方式が3方式に変わる場合、資産割部分は所得割に転嫁されますので税の総額での変化はありませんが、個々には影響があるかと思っておりますので十分な周知に努めてまいります。

次に、昨年度の国民健康保険財政の決算見込みと国民健康保険税の引き下げについてであります。

医療費全体の伸びが予想を下回ったことや交付金の増額により、昨年度より多くの繰り越しが見込まれますが、被保険者の減少により国民健康保険税が減収していることや1人当たりの医療費は増加していることから、繰り越し分を保険税の引き下げに使うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君、再質問ありますか。

志村清君の再質問を許します。

○8番議員（志村清君）

まず1項目め、市長の政治姿勢について再質問しますが、私の通告書を見てもらえば分かるように通告の質問の相手は渡辺市長、教育長と明記してあるし、文書の中には市長の教育勅語への評価はいかがかとはっきり書いてあります。教育長の答弁はその中身も含めて了解するものですし、評価できる立場だと私は受け止めたんですが市長の、どうして評価をここで答弁してくれないのか。先ほど途中にも急ぎょ付け加えて、昨日の質問の中でも9条の問題については

国会で審議されているからと、答弁を事実上されなかった、評価をされなかったことまで先ほど急きょ文書に付け加えて市長に答えてほしいという意味で最初の質問をしたわけですが、市長について答えられない理由が何かあるのか、そのことをまず聞かせていただいて、なぜここで市民の皆さんが、あるいは父兄の皆さんが教育勅語を全国の教育現場へ持ち込もうと宣言している政府のもとで市長としてどうしてそれに対する立場を、評価をされないのかお聞きしたいと思います。

そして学校現場に盛り込まれようとしているのは、この教育勅語だけではないんです。銃剣術、いわゆる胸を突く、日本軍が訓練していた、これも体育の武道の中へ選択できる項目ということに入ったんですね。

○議長（中嶋新君）

志村議員に申し上げます。

最初の質問の要旨の中で、通告にない部分ですね。

○8番議員（志村清君）

いや、学校現場にいろいろなことが持ち込まれるという点で、次の例を挙げただけです。

○議長（中嶋新君）

例でしようけども。もちろん質問に入っていたら。

○8番議員（志村清君）

質問しますよ。だって新しいことを例に出すのが再質問なんではないですか。再質問の原稿まで出すんですか。そんな議会は僕は見たことがないですよ。

○議長（中嶋新君）

第2次世界大戦等々、またそういった・・・質問は続けて、もちろん結構です。

○8番議員（志村清君）

僕は山梨県中の議会を傍聴してきましたけども、再質問で例えばこういうことはと、新しい材料、それが再質問ではないですか。

○議長（中嶋新君）

はい、どうぞ。

○8番議員（志村清君）

そんなことを言う前に市長にちゃんと答えられるように言ってくださいよ、議長から。通告に答えていないではないですか。では市長、ぜひお願いします。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

8番、志村議員の再質問にお答えいたします。

教育勅語についての考え方でございますけれども、昭和23年、国会において衆議院で排除、それから参議院で失効が全会一致で決議されました。それは私たちの中でしっかりと受け止めをしていかなければならないと考えております。

それから教育勅語については、先ほど言われましたように私はそのような考えでおります。

それから質問の中で、どういう考えかということですが、やはり教育基本法に基づき学習指導要領にしっかりと沿った教育をしていくべきだと考えております。

子どもたちのその道徳的な考え方の中は1つのものでなく、すべての教育の中、それから家

庭、地域の中でしっかりと取り組むことだと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかにありますか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

今の項目で再々質問。答弁ありがとうございました。

一般論で答えてもらえばいいんですが、教材などを選ぶ段取りということについて一言説明だけお願いできますか。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

学校に持ち込まれる教材の選定の方法というようなことでよろしいでしょうか。

基本的には学校長にそうしたものは委ねられておりますので、学校現場において必要とするものをしっかり選択していただいて教育委員会ではそれを用意したり、また予算を投じているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

ほかの項目について再質問ありますか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

それでは2項目めの国民健康保険の統一化についてですが、再質問いたします。

この間、開催された北杜市の国民健康保険運営協議会を傍聴させていただきましたが、その中で委員である学識経験者の方から、今、説明した新しい統一化の動き、説明を受けた上でこう発言されていました。上でどんどん決める制度になっていくようだ。私たち北杜市の国民健康保険運営協議会は何をやればいいのかというように話していました。新制度というのは私たち北杜市民の国民健康保険税額が県から割り当てられる納付金の負担額に左右されるわけです。悪く言うと県に言われるがままの国民健康保険税額になってしまう心配をせざるを得ません。そしてこの納付金というのは100%の完納、県に完納しなければならない、義務付けられるわけです。そしてまた国民健康保険税の収納額というのがそれぞれの市町村で予定する収納額を下回った場合ですけど、自治体には新しく財政安定化基金というのがつくられるそうですが、そこから貸し付けを受けるように指導されることになっているようです。つまり国民健康保険税が集めきれなかった市町村というのは、分かりやすく言うと借金までして県への納付金を納めなければならない、こうなるわけですね。そういう理解でよろしいかを確認したいのが1つと、私が心配するのは市の担当者の皆さんが苦勞して頑張っていらっしゃいますけども、収納対策の強化ということにさらに頑張らなければならない、というふうにならないかということです。多くの人が大変な苦勞をして、今、国民健康保険税を納めていますが、1カ月あるいは2カ月分、その収入がそっくり1年間の国民健康保険税納入にかかってしまうのが多くなっています。払いたくても払いきれないという家庭も増えているわけです。滞納者への預貯金の差し押さえとか国民健康保険被保険者証の取り上げなど、一層厳しくなってしまうのか心配するわけです。繰り越しもたくさん出たということで、これを国民健康保険税の引き下げ

に使う予定はないと、先ほどももうすでに答弁がありましたけども、私はこれを活用して来年度は同じ税率、税額でいくわけですが、いよいよ統一化に踏み切らなければならなくなるまでの、1年、2年、3年間の間だけでも市の努力でこうした繰越金などを使って、今は独自に決められるわけですから、国民健康保険税を引き下げることには踏み切るべきではないかと重ねて答弁を求めたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

志村清議員の再質問にお答えいたします。

3点ほど内容があったかと思うんですが、納付金がマイナスになって県から借金をしてまで納付をするというような制度になっているのかということですが、そこらへんの詳細につきましては具体的にまだ示されておりませんので、当然、市には今現在保有している基金等もございますので、当面はそれらを活用する中で仮にマイナスになるという状況になった場合でもそういう対応が取れるのかなというふうには考えております。

また収納の強化にならないかという観点でございしますが、収納の強化につきましてはこれは行政改革のアクションプランでも基本的に収納率の向上というのは納税者の不公平感とか、公平感を確保するために当然すべきことというふうに承知をしておりますので、これにつきましては一定のルールに基づいて、今までどおり不公平感を抱かせないような徴収体制を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

またもう1点、繰り越し等を活用してなんとか税率を下げられないかというご指摘でございしますが、この件につきましては市といたしましては先ほどもちょっと言いましたが、これから基金をどういうふうに活用していくかということも、来年度以降は基金の性質等も今までとは少し変わってきますので、当面、市といたしましては余剰金等がある、生じている間は税率をそのまま、引き下げということではなくて税率を維持してそういう処理をしていく必要もあるんじゃないかというふうには考えておりますので、税率の据え置きが1年になるのか、2年になるのかということにつきましては、繰越金等の状況を勘案した中で税率の維持はしばらく続けていくという考え方を持っているところでございます。

○議長（中嶋新君）

最初にお断ります。残り27秒ですけども、再々質問ありますか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

ぜひ努力する可能性があるという、することができる可能性があるというふうに僕、受け止めたので当面据え置きということになるのかもしれませんが、お願いしたいと思います。

もう時間ありませんから、以上で答弁は結構です。以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、志村清君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

6月定例会にあたり、身近な問題について3項目の質問をさせていただきます。

最初に空き家等および危険家屋の現状と対策について。

空き家等対策の推進に関する条例が今年の1月1日から施行され、特定空き家等に対して適切な指導ができるようになりました。それに伴い先般、北杜市空き家等対策審議会で北杜市空き家等対策計画が承認されましたが、今後速やかな北杜市空き家等対策計画の推進と特定危険空き家などを少なくしていく取り組みについて市の考え方を伺います。

1点目として、長坂仲町裏通りの所有者不明の倒壊した特定空き家の処理状況について。

所有者不明の空き家が倒壊し、隣りの家が被害を受けました。この件については、数年前からたびたび関係者が市に相談しましたが、どうすることもできないと退けられたままになっていますが今後の対応について伺います。

2点目として、長坂上町通りの県道沿いにあります危険特定空き家に対する市の対応について。現在、県の道路管理課で瓦等の飛散防止対策を行って1年以上が経過しています。市として今後どのように県と協議しながら対応していくのか。

3点目ですが、北杜市空き家等対策計画の推進状況について。

特定空き家等の認定業務を実施し、特定空き家等に対する指導・助言や勧告、また命令等行政代執行を行うとしていますが、具体的にはいつごろから行うのか。また空き家などの実態調査の結果、倒壊の恐れのある特定空き家に該当する物件の取り扱いは今後どうしていくのでしょうか。

4点目として北杜市空き家等対策審議会在が設立されて約1年が経過しましたが、活動状況と成果について伺います。

次に道路整備などの推進状況について。

県道や広域農道の推進状況、農道などのインフラ整備にかかる今後の取り組み等について伺います。

1点目ですが、日野春駅前の日野春駐在所前の県道から約50メートル東に位置する信号までの間の県道の整備計画について、今後の取り組み予定について伺います。

2点目として広域農道整備事業（下黒澤～塚川～夏秋区間）の供用開始の時期について。いつごろ予定されているのか伺います。

3点目として旧町村時代の土地改良事業で圃場整備がされてから35年以上が経過し、各地の農道や水路などの傷みが激しく、改修の時期を迎えています。特に舗装された道路の損傷が各所で多く見受けられますが、今後の整備についての市の考え方について伺います。併せて地域の負担が少ない補助事業はどんなものがあるのか伺います。

最後に公営アカデミー学習応援事業について。

6月定例市議会所信の中で市長は現在、学習応援事業人材バンクへの登録募集を行っており、夏休み中に中学生を対象にした学習応援を各町単位で実施する予定としていますが、人材の確保はできたのかどうか。

この事業は福祉課でも生活困窮世帯の児童生徒を対象に、また子育て応援課では放課後子ども教室で小学生を対象に、教育総務課では中学生を対象に実施が予定されていますが、教育委員会と福祉部との横の連携を具体的にどのように進めていくのか。教職員OBを含めた協議会を立ち上げ幅広く意見を求め、それぞれの児童生徒の学力に合った個性を伸ばす学習支援をし

ていただきたいと思います。考え方を伺います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

14番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

空き家等および危険家屋の現状と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市空き家等対策計画の進捗状況についてであります。

今月12日に開催した北杜市空き家等対策審議会においてスケジュールを説明し、ご了解をいただいたところであります。

今後は所有者への意向調査および二次調査を実施し、その結果を踏まえて審議会にご意見を伺いながら特定空き家等の認定を進めてまいります。

次に北杜市空き家等対策審議会の活動状況と成果についてであります。

昨年6月9日に北杜市空き家等対策審議会を設置以降、北杜市空き家等対策審議会を3回開催し、北杜市空き家等対策の推進に関する条例および北杜市空き家等対策計画等についてご審議をいただきました。そのご意見等を踏まえ、条例の制定および計画の策定を行ったところであります。

本年度に入り今月12日に第1回北杜市空き家等対策審議会を開催し、認定方法等についてご説明申し上げましたので、次回以降は認定についてご審議していただく予定としております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

14番、相吉正一議員の一般質問にお答えいたします。

公営アカデミー学習応援事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに人材の確保についてであります。

子どもたちへの学習支援など、学ぶ機会の創出を目指す公営アカデミー学習応援事業につきましては多くの教員OBのご協力をいただき、またそのほかにも自らの経験が役立てればというありがたい申し出をいただいた登録希望者もあることから、公営アカデミーの開設へ向けた体制づくりと準備を進めているところであります。

次に、教育委員会と福祉部との横の連携についてであります。

公営アカデミー学習応援事業は子どもたちへの学ぶ機会の創出という大きな目的のもと、教育委員会と福祉部が相互に連携し、実施へ向け準備を進めているところであります。

また事業を充実させていくため、教育委員会と福祉部の緊密な連携は必要であることから事業の実施過程において出された課題などについて検討する場を設け、来年度以降の事業展開に役立てていきたいと考えております。

次に、教職員OBを含めた協議会の設置と児童生徒の学力に合った学習支援についてであります。

事業の実施にあたっては、指導経験が豊富な教員OBの協力は欠かせないものと考えており

ます。児童生徒の学力に応じて、それぞれの個性を生かす学習応援は自主的な学習を行う習慣を身に付けることを目的に幅広い学習の取り組みを考えていることから教員OBを中心に町ごとに体制づくりを行い、意見交換や情報共有を行う連絡調整会議を設けることとしております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

14番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

道路整備等の進捗状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、広域農道整備事業の供用開始についてであります。

広域営農団地農道整備事業八ヶ岳南地区、通称ふれあい支援農道において供用開始がされていない区間については来年4月までに改良工事、舗装工事等を行い全区間が完成する予定ですが、その後、信号機の設置、市への移譲、保険加入等の手続きを行うことから供用開始は来年7月を予定しております。

次に、農道等の改修についてであります。

農道や農業用水路の維持管理は原則、受益者管理であることから改修等の対応については地域からの要望により対応してまいりたいと考えております。

改修工事の実施に当たっては市単独事業を活用した場合、事業費の3分の1を受益者にご負担いただくこととなりますが、国庫事業や県単土地改良事業を活用した場合は、受益者負担が工事費の10%に軽減される状況にあります。

現在、土地改良施設の改修工事の実施には、国の農業整備基盤促進事業や県の特産農産物生産支援整備事業等の補助事業を積極的に活用しているところでありますが、これら事業には採択要件があることから、今後の事業実施においても県と調整を行い、有効的に国・県補助事業を活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

14番、相吉正一議員のご質問にお答えします。

空き家等および危険家屋の現状と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長坂仲町裏通りの所有者不明の倒壊した特定空き家の処理状況についてであります。

当該空き家については実態調査において把握し、一次調査を終了しております。今後、北杜市空き家等対策計画等に基づき所有者の調査や認定、勧告、命令、代執行の措置について北杜市空き家等対策審議会にご意見を伺いながら対応してまいります。

次に、長坂上町通りの県道沿いの危険家屋に対する市の対応についてであります。

当該家屋の所有者から聴取したところによりますと、日中は当該住宅を使用しているとのことであり、所有者もできる限りの対応を検討しておりますが、諸事情等もあり早急な対応は困難な状況であると伺っております。市としては、対応策などの相談に応じてまいりたいと考え

ております。

次に、道路整備等の進捗状況における日野春駅前の県道拡幅整備についてであります。

主要地方道茅野北杜葦崎線は、長坂町富岡地内の日野春駅付近においては、道路幅員が狭小で見通しも悪く通学路でありながら歩道がない状況であり、日野春駅利用者等の通行にも支障をきたしております。

このことから県では歩行者や通行車両の安全確保を図るため、平成24年度から歩道設置を含めた道路整備を進めてきたところでありますが、一部まだ未整備となっております。この未整備区間については用地交渉を行っているとのことでありますので、市としても早期の事業完成を要望しているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君、再質問はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

それでは再質問をさせていただきます。

最初に空き家等および危険家屋の現状と対策について。

長坂仲町裏通りの所有者不明の倒壊した特定空き家の件については、過去に私も質問しましたし、長坂町の小尾議員も質問しております。この関係については昨日、議会が早く終わりましたので現地を確認して隣りの所有者とお話をまいりました。今回、待ちに待った条例が1月1日から施行されました。北杜市空き家等対策審議会も3回開催して、今度認定について北杜市空き家等対策審議会をするという先ほど答弁がありましたけども、ぜひここは所有者不明で地区の区長さんはじめ関係者が早く、この新しい条例に基づいた行政代執行をしていただきたいということですが、見解を伺います。

もう1点ですが、今回先ほどの答弁で、また先般の全員協議会の席で説明がありました空き家等に該当する恐れのある物件、A B C DとあってCとD149件と85件、合計234件の中で特に倒壊の恐れがある物件の取り扱いについて、先ほど早急に第二次調査をして認定していくということですが、ぜひできるだけ早く行政措置ができるように準備を進めていただきたいと思います。その点についてと2点について見解をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の再質問にお答えします。

まず1点目でございますけれども、長坂仲町裏通りの特定空き家の対応ということでございます。

これにつきましては、対応措置等につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条に定められており、措置を講ずるためには特定空き家等と認定を行う必要があります。特定空き家等の認定については、北杜市空き家等対策審議会にご意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

それからDランクの家屋の対応でございますけれども、これにつきましても先日の北杜市空き家等対策審議会におきまして一応、今後のスケジュールとして認定作業を行っていくということでございます。これに基づきまして次回、北杜市空き家等対策審議会の折にその認定のほうを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

1項目め、再々質問ですか。

はい。

○14番議員（相吉正一君）

今、答弁がありましたように北杜市空き家等対策審議会を早く開催していただき、危険空き家を認定していただいて、勧告とか行政措置ができるようにしていただきたいと思います。答弁は結構です。

公営アカデミー学習応援事業について、先ほど答弁がありましたこれから教育委員会と福祉部の連携を取って、3つの学習応援事業を効率よくやっていくという答弁だと思います。ぜひ連絡調整会議ですか、先ほど最後に教員OBを中心に各町ごとに体制づくりをつくって連絡調整会議を設けるというようなお話でした。これから、せっかくこれは素晴らしい事業だと思いますよ、子どもたちにとって。ぜひ義務教育を所管する教育委員会が先頭に立って生活困窮者、また放課後子ども教室の子どもたちに効果がある進め方をしていただきたいと思います。

そして夏休みに教育総務課のほうで子どもたちを対象にまずするという、先ほど所信表明の中で市長の見解がありましたけれども、あと福祉部の関係はどのように、これから協議して進めていくと思うんですが、このへんについて見解をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

14番、相吉議員の再質問にお答えいたします。

まず連絡調整会議でございますが、先ほど答弁のとおり学習応援事業におきましては町ごとの体制をつくった中で関係者が連絡調整できる会議を設置してまいりたいと思っております。また福祉部との連携につきましては、すでに庁内会議等も設けていろいろ情報交換をしながら事業を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

相吉正一議員のご質問でございます。

今回、公営アカデミー学習応援事業で教育総務課のほうで取り組む事業以外に福祉部のほうで取り組む事業も2事業、予定してございます。福祉課では貧困困窮世帯の児童の成長を保障し負の連鎖を解消するため子ども学習支援事業を実施いたします。具体的には生活保護世帯等の児童を対象として、夏休み期間中に夏休みの課題や遅れている学習の指導を行いまして、学習習慣や基本的な生活習慣の意識付けを図るものでございます。今現在いろいろ調整してござ

いますが5会場で6回ほど計画をしてございます。一応、昼食も出すことも想定をしてございます。

一方、子育て応援課につきましては放課後子ども教室、ワクワク教室の中で遊びを取り入れた学習や宿題支援などを中心に、学習応援人材バンクから講師を派遣していただきまして実施をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

あらかじめ申し上げます。

残り時間1分3秒です。

相吉正一君の再々質問を許します。

○14番議員（相吉正一君）

今、答弁がありましたが夏休み期間中とか休み期間中、実施するということでしたがもし対象児童生徒数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

14番、相吉議員の再々質問にお答えします。

教育委員会が対象とします中学校の生徒でございますが中学校の生徒数、1年生から3年生までおおむね3千人近くおりますので、そういった方々が全部対象になると思っております。すみません、間違えました。1千人です。おおむね1千人という中学生の生徒数になりますので、そういった方々を対象としております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

相吉正一議員の再々質問でございます。

福祉部所管の事業につきましては、今、対象者の掘り起こしを行っておりますので正確な人数はつかめてございません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

これで当局の答弁が終わりました。

14番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時40分いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

企業内保育の推進と保育園の整備について、2点お伺いいたします。

まず、企業内保育の推進について。

女性が輝く時代といわれ、未婚・既婚を問わず女性が社会に進出していく機会が多くなりました。社会が女性の能力を必要とし、経済の成長の一翼を担う存在になってきています。

子育てをしながら働く女性も増加している中、市でも保育園の充実に尽力されていますが、子どもと離れて生活する時間が長くなり、親子で過ごす時間も制約されることが増え、子どもの成長を見守るゆとりや機会が少なくなっています。

こうしたことのリスクを減らす1つの手段として、企業内の保育が考えられます。企業内に保育の施設が設置されている場合には、保育施設と勤務地が同じ方向であればまだよいのですが職場とかけ離れた場所にある場合もあります。もし、こうしたことが実現できれば職場への通勤時間の短縮や、またお昼休みや休憩時間などに子どもの状況を把握することができ安心して働くことができます。

また一方、企業においては若い世代の雇用につながり、子育てすることで勤務を辞めなければならない家庭もあることから、子育てが終わっていき再就職を考えたときに発生する諸問題、例えば保育園の入所、そして個々が持っている技術等が遅れてしまってスキルアップを図らなければならないということも考えられます。そういったことも解決できる一策と思っています。

北杜市にとっても勤労世代の確保や雇用の安定などが図られ、市の将来ビジョンとしても大切なことであると思います。このことは何よりも企業の理解が必要であります。国の方針でも企業と保育を一体として推進する方向で、地方税法の改正により企業主導型保育事業に関わる税の軽減等も措置されている中、市の支援も重要であり、現状と今後の考え方について伺います。

次に保育園の整備について伺います。

北杜市の少子化対策の一環として、保育料の第2子以降無料化が実施されています。子育て中の世代にとって、育児にかかる負担は大きく、この軽減策は大いに活用され、また対象になる家庭も数多くあります。

こうした中、前回の私の質問でもお示しいただいたのですが、保育園入園児のうち、まだまだ目が離せない注意を必要とする3歳児未満の子どもの入園が増加しています。また少子化に伴って保育園の統合も検討された経緯もありましたが、長坂町・高根町では統合はせず本園と分園とで運営をしていく分園方式で現状を維持することとなりました。

しかし保育園の事業にはさまざまなものがあり、その中で本園と分園とで合同で実施する事業を行うときもあります。その際には遊戯室など保育園の施設が狭すぎて危険であったり、実施に困難を来す場合もあり、何とか実施しにくい状況が見受けられます。特に駐車場は子どもたちの送迎時には時間帯が集中することもあるため路上駐車をせざるを得ないことがあり、通行の障害にもなり危険も伴います。保育園の事業の中で運動会や発表会等は今後どのようにしていくのか、また駐車場の整備についてもお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

保育園の整備における本園・分園合同事業開催時の施設および駐車場についてであります。

長坂保育園と高根保育園の本園・分園における保育園の運動会や発表会等の行事については、できる限り共同で実施することとし、本園と分園の園児の交流が図られるよう配慮しているところであります。

行事等の合同開催の場合は、一時的に施設の遊戯室や駐車場等が不足することも承知しておりますので、園児の安全な受け入れに向け代替施設活用の検討も行いながら対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

企業内保育の推進における市の支援の現状と今後の考え方についてであります。

企業内保育は企業における就労者の確保、勤務先と保育施設との距離的な利便性など子育て支援だけではなく就労支援策においても有効であることから、本市においては現在4カ所の企業において企業内保育施設が運営されている状況であります。

一方、企業内保育施設については、出勤しなければ子どもを預けられないことや認可保育所と比較して小規模なため、集団生活を通した学びが限られることなどの側面があることも指摘されております。

今後、企業から相談や要望等があった場合には、すでに企業内保育を実施している先進企業の運営状況や施設整備基準、国の助成制度等についての情報提供を行いながら、企業の労働力確保や女性の活躍推進に有効な仕組みづくりができるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君、再質問ありますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

まず、企業内保育の推進について伺いたいします。

この女性が社会に出て仕事をするということには、いろいろな課題をクリアしなければなりません。家事、育児、介護というのは、今までなんです女性にとっては付きものの仕事でした。核家族化が進みまして家事の分担や担い手なんかも変化して、男性もかなりこのことに対しては協力的、そして主体的になってきてくださってはいますが、なかなかここがまだクリアできない部分もあります。

親の背中を見て子どもが育つ、言ったことはきかないけれど、していることは真似をする、親子ともに過ごす空間や時間が少なくなってしまったことが親子の関係に影響しているように

思える事例があります。子どもを怖くて叱れない、子どもに対して自信がない、親が子が共に戸惑い関係が構築できない悩みを聞くこともあります。幼児期の大切な時期に受ける影響は非常に大きなものがあります。人間形成にとって一番大切な時期だともいわれています。

私は合併以前の高根町時代から男女共同参画に関わってきました。そのような経緯の中で甲府市や、またこの北杜市の中なんですが保育施設のある事業所を訪問したことがございます。実際に現場の話を伺う機会もありました。その際、企業内保育の必要性というのを感じて現在に至っているわけでございます。

そこで先ほどの答弁の中で市内では4カ所だと思いましたが、差し支えなければその事業所名と場所、それから利用状況について伺いたいと思います。

それから保育施設の設置について、相談というふうなお話もありました。そんなケースがあったかどうか、2点お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

19番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

3点ご質問をいただいております。企業内保育を実施している事業所はどこか、その利用状況は。また相談を受けている企業はというようなご質問だったと思います。

先ほど答弁の中で市内の企業内保育を実施している企業、事業所の箇所を4カ所というふうにご説明をさせていただきましたが具体的には星野リゾートリゾナーレ八ヶ岳、宗教法人 生長の家 森の中のオフィス、社会福祉法人 緑樹会、市立塩川病院の4事業所でございます。

利用状況でございますが、季節ごとに変動もございますが今年3月現在の入園児童につきまして、星野リゾートにつきましては、今年4月中旬まで改修工事を行っていたということもあり、3月時点では利用者はないというふうにご報告を受けておりますが、最大では9人ほどあるというようなお話でございます。生長の家 森の中オフィスにつきましては1名。社会福祉法人 緑樹会につきましては4名。市立塩川病院につきましては5名となっております。

なお、企業内保育の実施について相談を受けている企業についてというご質問でございますが、相談段階でございますので企業名につきましては公表は控えさせていただきたいと思いますが、2件ほど問い合わせがあるというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

保坂多枝子君の再々質問ですか。

○19番議員（保坂多枝子君）

再々質問をさせていただきます。

この企業内保育があるということが北杜市の中ではあんまり知られていないということもあるかと思います。甲府市で3件ほど伺ったところは非常に従業員の方が喜んでいたり、仕事のシフトがしやすいとか多くの利点を聞きました。20人くらいいるところもあったと記憶しています。今からの課題になっていくか、今からのことだとは思いますが、この先進的な取り組みには非常にハードルが高いと思います。若手の職員がいたり、子育て中の職員も大勢いるというような中で、ずばり伺いたいと思いますが市の施設とか、この市役所内にこういっ

た施設を造ると非常に分かりやすいし、今からのことにつながるのかなというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。私の希望としてはぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

19番、保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

市役所内で人事管理を含む雇用、また福利厚生を担当している部署ではございませんが、福祉部のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

自治体自らがこうした企業内保育をやっているという先例は、あまり聞いたことはございません。現在、先ほども答弁しましたとおり市内に企業保育が4カ所、これは多いというふうに判断するのか、少ないというふうに判断するのか、ちょっとこれは判断が分かれるところでございますが、市役所で市役所内、また近隣に保育所を設置をし、市役所職員の子どもを預かるといったことが市民目線に立って、果たしてこれをご理解を得られるものかどうかということは、また検証していかなければならないことだと思います。また実施した場合についても民間企業と比べまして人材の確保や離職率の低下、雇用の安定、社会貢献といった効果が市役所の場合、そういった効果があまり望めない、効果が乏しいことから、またさらに設置運営に関する経費をどうやって捻出するとか、これは福利厚生費から出すのか、職員が捻出するのかというような問題もございますので、現状では設置するということは難しいではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに、2項目めですね。質問を認めます。

○19番議員（保坂多枝子君）

では2項目めにいきます。

今のことは非常にハードルが高いし、自治体がするということは非常に勇気のいることだと思いますので、そんなすごい答弁はこないなとは思っていましたが、せっかく市長がイクボス宣言をしてくださった中で検討していただきたいというふうに思っております。

それから2項目めに入らせていただきます。

先ほど保育園の駐車場の確保ということがありました。1つ、市長、できるだけ共同実施をしていくという方向だということなんですが、その代替施設というのはどんなところを考えていらっしゃるのかなということを1点、お伺いしたいと思います。

それから保育園の駐車場のことなんですが、これは駐車場の確保は非常に用地買収だとか、それから地形だとかということで難しいこともあるかと思うんですが、この2つが合同で事業を開催するときは非常に車の量が増えるということもございますので、そのことについても検討いただけたらと思うんですけど、ほかにも例えば須玉の保育園の東側の駐車場なんですが、園庭とは石の階段で通じておりまして、駐車場では駐車スペースがあるんですが歩道の区分がないんですね。それで駐車場を利用する場合は人と車が混在するとか、一緒になってしま

うような場合があります。駐車場の出口付近に当たる部分が鋭角になって非常に出にくいというか危ないなというふうに感じることもあります。やはり子どもの送迎時には特に危険な状況も見られたりしますので、そういったことも検討いただけるのか。非常に小さな子どもさんがいるものですから、お迎えのときなんかは園児だけでなく小さな子どももいるというケースがありますので、そんなところもお聞きしたいと思います。2点、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

保育園の整備についてということで19番、保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

2点ご質問をいただいております。代替施設はどういったことを具体的に言うかということですが、園によっては合同で行う場合、ホールであったり、駐車場については市役所の、公共施設の駐車場を使用するとか、園独自でいろいろご苦勞をいただいているところもありますので、それをすべて当てはめるということではございませんが、そういった活用もあるのではないかなという趣旨の答弁でございます。

もう1つ、須玉保育園の件につきましては、私も過去ちょっと見たことがあるんですけども、たしか須玉の体育館の裏の駐車場から道路へ出るところに、右折する際というたぶんご質問だと思いますが、また保育園とか保護者の意見を聞く中で現場も見ながら、対応方法についてどういった方法が取れるのかということを検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

○19番議員（保坂多枝子君）

以上です。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

以上で保坂多枝子君の質問を打ち切ります。

次に2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

条例や規則等に明記されていない運用についてということで通告させていただきました。一般質問を開始させていただきます。

平成16年（2004年）に北杜市が誕生しまして13年目を迎えております。これまでにさまざまな取り組みがなされてきたと思います。成功した取り組みもあれば失敗したものもあるかと思います。すべてが成功しないのはこれは当然なことでありまして、ただ大きな流れの中で言えば一步一步着実に前進していると評価をいただいている、そんな市民の皆さまがいらっしゃる一方でそうではない、厳しい意見をお持ちの市民の皆さまもいらっしゃると思います。

今定例会におきましては、北杜市太陽光発電設備に関する条例ということで有志議員の皆さま

まから提案がされるなど素晴らしい一步、挑戦も見られました。議員提案の条例については先日の報道にもあったところではありますが、一方で条例化に向けては執行部の前向きなご答弁、踏み込んだ答弁もありました。こちら大きく前進していると感じているところであります。北杜市はしっかりと前進している、進化していると感じていただけるよう、引き続き市民の皆さまの目線で質疑や提案をしてみたいと思っております。

この市民目線だと申し上げるとき、当然ではありますが市民の皆さまの普段の生活の中で感じる疑問や課題、あるいは問題を伺うことが出発点となることが多いわけですが、今回は小中学生の通学補助に関して気づきがありまして、それが発端となりました質問をさせていただきたいと思います。

北杜市には通学補助の決まりがあります。正式には北杜市立小・中学生スクールバス運行規則、また北杜市立小・中学校児童生徒通学補助金交付規程であります。しかしながら、これらに則らないイレギュラーな運用と見えるものがあるということが小学校からの配布物からたまたま分かりましたので、教育委員会教育総務課に確認させていただきましたところ、規則や規程等のどこにも明記されていない運用であるということがご確認いただきました。

具体的に読み上げさせていただきますと明野町の東光地区、浅尾原地区には市民バスもスクールバスもなく、かつその他の公共交通機関もないことから保護者が送迎しなければ登校することができない。したがって東光地区、浅尾原地区に住んでいる児童で通学距離が片道4キロメートル以上の場合については補助対象となる。なお、明野小はスクールバスを利用できる学年が1・2年生のみと決められていることから、通学補助も1・2年生のみが対象となるといった内容の配布物でありました。

規程上は小学校1・2年生に限るとはなっていないために、ちょっと疑問に思いましたので教育総務課に確認をした次第でありました。

過去のさまざまな経緯があらうかと思しますので、一方的にと申しますか、頭ごなしと申しますか、非難を受けるようなことではないのかもしれないと思っております。ただ一方で民主的なプロセスに則った運用というのは難しいとも思われますため、今後は改善が必要なのではないかと考えます。

民主的なプロセスということで別の言い方をするのであれば、市民は決まりに基づいて納税もしております。そしてその使われ方としては、執行部がつくったわけではない、今回のケースで言うと執行部がつくったわけではない、すなわち選挙で市民が民主的に選んだ市長が決めただけではない決まりに則っているのではないかというふうに見えるということ。また別の言い方では、同じく市民の代表が集まる議会の議決を経ていない決まりなのではないかと言えるのではないかと考えております。

この事例はあくまでも表面化した一例でありまして、別な領域にも同様な運用が残っている可能性が否定できません。そこで解決の道筋を明確にすることにもつながりたいという思いから以下、質問をいたします。

今回、例示したケースは指摘を受ける前から規則や規程外の運用として認識されていたのでしょうか。

2点目です。認識されていた場合、これまでにどのような議論がされ、どのような理由から規則や規程への反映を見送ってきたのでしょうか。

3点目です。課題として認識されていなかった場合、その原因はどこにありますでしょうか。

最後、4点目です。今回、例示したケースを含めて同様のケースを民主的な運用へと近づけていくために今後どのように取り組むか、お考えを伺えればと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

2番、池田恭務議員の一般質問にお答えいたします。

条例や規則に明記されていない運用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに規則、規程外の運用の認識についてであります。

児童生徒の遠距離通学の緩和のため、北杜市立小・中学校スクールバス運行規則に基づきスクールバスの運行を行っております。

スクールバスは学校ごとに定められた運行区域内の児童生徒が利用できることとしており、その運行および管理につきましては教育委員会が所管し、小・中学校長との協議により運行しております。

また北杜市立小・中学校児童生徒通学補助金交付規程に基づき、通学距離が片道4キロメートル以上の学校ごとに定められた区域内の児童生徒であって、スクールバスを利用できない児童生徒に対し、通学のための交通機関の利用に要する経費に対して補助金を交付しているものであります。

ご指摘の明野町におけるスクールバスの利用などにつきましては、合併前の旧明野村において徒歩通学が子どもたちの体力づくりに資することや地域内にも通学する子どもたちの姿があったほうが良いなど地域において検討を重ねた結果、小学1年生ならびに2年生をスクールバス利用の対象としてきた経過があったと聞いております。

教育委員会といたしましては、規則および規程の範囲内において学校関係者や地域の意向を踏まえ、子どもたちの健全育成を目的とした取り扱いがされてきたものと捉えており、通学補助についても同様であります。

次に認識されていた場合の議論および規則、規程への反映をしなかった理由についてであります。

教育委員会といたしましては、規則および規程の範囲内において運用されていると考えておりますので規則、規程へ反映するような議論はされておられません。

次に、課題として認識されてこなかった場合の原因についてであります。

合併以前から、徒歩通学が子どもたちの体力づくりに資することなどを理由に規則および規程の範囲内において運用されてきたもので、課題はないものと認識しております。

次に、民主的な運用のための今後の取り組みについてであります。

一例としてご指摘いただきました事案も含め、教育委員会といたしましては条例、規則等の趣旨に則った取り扱いをしているところであり、引き続き適切な運用に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。ありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ご答弁ありがとうございました。

ご答弁では規則、規程に基づいた範囲であるというお答えだったかと思うんですけども、具体的には規則、あるいは規程のどこの文章と言うんですかね、何条をもってそのように捉えられているのかということの確認をしたいと思います。

私が気になりますのは、ほかの小中学校ではそのようなルールがない中で、どうも明野だけあるということで、具体的にそこに該当する生徒さんたちがいるのかどうかというところが問題というよりは、そのような規則、規程にないルールがそういった文書に明記されていなかったり、あるいは議会や執行部がきちんと出すその他文書等で規定されていないというのは、これはちょっとまずいんじゃないかなと思うんですね。なので、そういった意識から質問させていただいたわけなんですけども、先ほどのご答弁では規則、規程に則った範囲内であるというふうなお答えだったかと思いますので、どこの文書を参照されておっしゃっているのかということを確認させてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田議員の再質問にお答えいたします。

まずどの条項で規定しているかということでございます。

スクールバスの運行につきましては、先ほど申し上げましたとおり小中学校スクールバス運行規則で定めているところでございまして、第2条のスクールバスの運行および利用に関する項で定めているところだというふうに捉えてございます。まず第2条の第1項のほうでは対象となるスクールバスを運行する学校を、それから第2項のほうでは運行をする区域を別表で定めているところでございます。それから第3項でスクールバスの利用できる区域に住所を有する児童が対象になりますというようなことを規定しているところでございまして、第1項のほうでまずは学校を規定してございます。学校は当然、小学校であれば1学年から6学年があるかと思っております。今回、ご指摘いただいた明野小学校につきましては1学年と2学年ということでございまして、小学校としての1学年から6学年の中の範囲で1学年、2学年を対象として、先ほど申し上げたとおり学校関係者、地域等の意向も聞いた中で利用していただいているということでございますので、私ども教育委員会としましてはこの規則の範囲内、運用の範囲内というふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○2番議員（池田恭務君）

ちょっと質問の意図が伝わっていないのか、ご答弁をいただけなかったと思うのでちょっと確認なんですけども、よろしいですか。

○議長（中嶋新君）

再質問の趣旨が明確に伝わっていないと。

具体的に分かりやすく。質問の内容を。

○2番議員（池田恭務君）

今、おっしゃったことはもちろん規則に書いてあるんですけども、学校ごとに、この学校は1・2年生のみを対象にすることができるのですとか、ここはそうではないとかということを各学校、あるいは地域と相談することで決めることができるというのがどこに書かれているんでしょうかと。ちょっと私はそれが読み取れないので。それをちょっと聞きたいと。

○議長（中嶋新君）

あと池田議員、マイクをなるべく近づけて発言するように。

では、いいですか。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

失礼いたしました。先ほどの再質問についてご説明いたします。

まず、学校ごとにその対象となる学年ということが規定されていないのではないかという内容でよろしいでしょうか。

北杜市のこのスクールバスの運行規程につきましては、先ほど申し上げたとおり条項の中で基本となる事項を決めているものだというふうに捉えてございます。そうした中で今回、1学年、2学年という部分については運用の範囲だと、こういうふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。再々質問に移りますけど。

池田君の再々質問を許します。

○2番議員（池田恭務君）

再々質問をさせていただきます。

ちょっと正直、今のご答弁、私はいかがなものかなというふうに感じます。市の行政を執行するに当たっては規則、規程等に基づいてやっていくということだと思うわけですが、私はやはり今おっしゃったような読み方は現在の規則、規程からはできないんじゃないかというふうに思います。なのでちょっとそこはもう見解の違いなのかもしれませんので、私はそう思いますということなんですけども、最後に再々質問といたしまして今回のケース、私はやっぱり規程、規則外だと思うわけなんですけど、そういったものがほかの領域にもある可能性があるということで、もしそういったものがあればやはりどんどんきちんと規則、規程等に明記していかなければいけないというふうに思うわけです。それについては市長の号令一つで組織はしっかり動きますので、ぜひそういったものがあればしっかりとやっていくということを一言いただきまして、私の質問を終わりたいと思うのですがお願いできないでしょうか。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田議員の再々質問にお答えいたします。

今回、ご提示をいただいた内容については先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

今後、他の条例規則等々がございますので当然、条例規則で定めるところから逸しているというような部分については検討をし、必要な改善を行っていくと、改正を行っていくということは当然必要だと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

次に6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

6月の一般質問をいたします。

まず最初に大項目1の道路整備・信号機設置につきまして、2点ご質問します。

1番目ですが国道141号線、この道路は韮崎市を起点とし、長野県上田市を終点とする総延長約120キロメートルの一般国道であります。本市におきまして長野県に通じる観光道路・物流道路であり、地域住民にとりましては生活道路として利用されており、重要な幹線道路であります。その国道141号線の念場原地内には登坂車線が整備されており、高速で走行する車両が多い状況であります。東念場・東清里地区への右折待ち車両の後方から長野方面へ走行する車両が追突する事故も発生しており、生活道路として利用する地域の方々は事故に遭遇しないかと懸念しております。

そこで地元区長・班長より山梨県へ国道141号線における念場原地内の交差点への右折レーン設置について早急に取り組んでいただくよう要望しております。

そこで今回、国道・市道のつながりの中で国道141号線と交差する市道清里1号線における交差点までの未整備区間、約25メートルについて道路改良（拡幅）工事に早急に取り組んでほしいと考えます。

先日、市役所におきまして多くの地元区長・班長より渡辺市長へ要望をお伝えし、東清里区長が代表し要望書を渡辺市長へ提出しました。地元の議員3人も同席しました。渡辺市長、建設部長のお二人より「山梨県と連携し、ご対応します」というご回答をいただきました。そこで議員の立場で改めましてご質問します。

1. 工事の利便性・効率性より山梨県の工事と一体化で約25メートルの拡幅工事をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
2. 山梨県との協議、現在の進捗状況はいかがでしょうか。また完成予定時期はいつごろでしょうか、お示してください。

次に大項目1の2番目の質問ですが、これは3月定例会におきまして秋山真一議員も質問されておりますが、長坂町長坂上条地区と高根町箕輪地区を結ぶ全長6.6キロメートルの県営ふれあい支援農道整備事業の信号機設置につきましてであります。

先の答弁では安全対策が必要な箇所については、山梨県公安委員会に対し要望等を行っていくとのことであります。そこでご質問します。

事故が多発している高根クライנגアルテンを通る西割蔵原線の交差点、またその西の主要地方道北杜・ハヶ岳公園線との交差点などは必要な箇所と考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

次に大項目の2としまして地域SOSネットワークについてお伺いします。

例えば高齢者が行方不明になったときに警察だけでなく、地域の生活関連団体等が捜索に協力して速やかに行方不明者を発見、保護する仕組みであります。このSOSネットワークは北海道の釧路市で先進的な取り組みが行われています。釧路市では警察からの行方不明情報がまち全体で共有されるというSOSネットワークを20年にわたり構築しているとのこと。

具体的には警察が窓口となりSOSネットワークに載せるか確認。載せてよい場合、同意を前提とし手配書が送られ、協力機関で共有され発見へとつなげるとのことです。またこうした場合、課題となる個人情報保護、北海道では行方不明者の家族の同意がなくても情報を協力機関に提供できるよう条例を例外規定、「命を守るためには情報を共有できる」を設けることによりシステムを有効に機能させているといえます。

認知症による行方不明者数、年間1万人ともいわれます。また国の調査によると2025年（平成37年）には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症高齢者になることが見込まれており、認知症への理解を深めるための普及啓発をより推進していくことが必要です。これは本市第2次総合計画より抜粋とあります。

高齢者等の福祉の充実、本市におきましてはあんきじゃんネットワークがあります。実施要領に基づき地域で安心して暮らせるようにする見守り活動があります。この取り組みに述べてきたような広がりのあるネットワークが構築できたと思うのであります。協力機関の連携の難しさをはじめ課題も考えられますが、これからの時代を考えますと方向性は正しいと思うのであります。そこでご質問します。

1. 本市の直近の、認知症などの行方不明者数などが何人くらいか、もし分かればお示しください。また所在確認数も何人くらいでしょうか、分かる範囲でお願いいたします。
2. 面積の広い本市、共助が求められる今日、将来を見据え、あんきじゃんネットワーク、それにプラス新しい仕組みの検討もと思いますが、いかがでしょうか。

以上、ご質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

道路整備、信号機設置についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、国道141号線と交差する市道清里1号線の整備における交差点までの市道未整備区間の拡幅工事についてであります。

今月12日に清里地域の行政区から要望のありました市道清里1号線の整備については、国道との交差点であるとともに用地の取得等に課題があり、事業化は難しい状況でありました。この課題が解決されたことから県と連携しながら早期の完成を目指し、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に県との協議の進捗状況、完成予定時期についてであります。

現在、県において交差点の設計について準備を進めているところであり、年内には業務を完了する計画であります。工事については、来年度中の完成を予定しているところであります。

市としても県の工事と同時に完成できるよう、用地取得等を行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

道路整備、信号機設置についていくつかご質問をいただいております。

県営ふれあい支援農道と高根クライנגルデン南、市道西割蔵原線、主要地方道北杜・八ヶ岳公園線との交差点についてであります。

ふれあい支援農道は、来年7月に全面開通を予定していることから開通後の車および歩行者の通行量などの状況を踏まえ、信号機などの安全対策が必要な箇所については、交通安全協会など地域の関係団体と協議の上、北杜警察署を通じて県の公安委員会に要望等を行ってまいります。

なお、本市では事業主体である県の所管部局とともに主要道路との交差点への安全対策を要望したところ主要地方道北杜・八ヶ岳公園線との交差点、ならびに市道富岡・大八田線の2カ所については、全線開通と併せ信号機が設置されることとなりました。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

地域SOSネットワークについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、直近の行方不明者数および所在確認数についてであります。

本市の行方不明者数および所在確認数については、公表されていないため把握できておりませんが、警察署から市に行方不明者の捜索支援の要請があり、市民に対し防災行政無線や市民メールで情報提供を依頼した件数につきましては昨年度は5件であり、いずれも所在確認が取れております。

次にあんきじゃんネットワークプラス、新しい仕組みの検討についてであります。

あんきじゃんネットワークは地域に住む人々の安全・安心な暮らしの実現のため、宅配業者や金融機関等、民間事業者24社と協定を締結し地域の高齢者、障がい者、孤立の恐れのある方などを商品の配達や営業活動といった通常の業務の中で「郵便物や新聞、宅配の不在伝票がたまっている」「いつもと比べ言動がおかしい」など異変に気付いたときには、状況に合わせ市や警察・消防署へ連絡をしていただくこととしています。

連絡を受けた市では、関係者や地域の民生委員・児童委員と連携を取りながら必要な支援を行い事後、連絡をいただいた事業者の方に状況を報告しております。

今後は、あんきじゃんネットワークの協定を締結している民間事業者に行方不明者の情報を

発信し、情報を共有しながら通常業務の中での見守り・気付きに結び付けていけるよう各事業者に働きかけてまいりたいと考えております。また本市の地域特性を勘案しつつ、見守り体制の拡充を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

○6番議員（清水敏行君）

それでは大項目1の1番目の道路の拡幅についてでございますが、用地の取得がなされたということで、道路、大体25メートルくらいだと思うんですけども、そのどちら側を広げるのかということが今後、出てくると思うんですけども、形状からして南側になるのかなと思うんですけども、そのへんの確認を1点させてください。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

清水敏行議員の再質問にお答えします。

市道1号線の拡幅箇所というご質問でございます。

現状の整備状況から安全な道路線形にするためには、南側を確保することにより通行の安全が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに。再々ですか。

○6番議員（清水敏行君）

いえ、次に移ります。

○議長（中嶋新君）

では2のほうの再質問を許可いたします。

○6番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。

続きまして大項目1の2番目の質問ですが、先ほどのご説明ですと北杜八ヶ岳公園線のほうには信号が設置される予定であるとお話を伺いました。その東側と申しますが、西割蔵原線なんですけども、この交差点は実際、今、十字路がそのまま通行されておりまして、交通事故の多発、それとその角には高根クライנגルテン、市民農園がございます。それで大型車両が都会のほうから近年、かなりの台数の車両が平日来ております。それとその西割蔵原線の南側、下蔵原地内の部分ですが、今後、道路の拡幅も市のほうにお願いし、またその予定が今、進んでおります。そんなことでぜひ今後、地区長からの要望も出てくるかと思うんですが、ぜひそのへんを市のほうから県のほうに強く要望していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

では確認で、1項目めの再々質問ですね。

○6番議員（清水敏行君）

はい、そうです。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

6番、清水敏行議員の再々質問、市道西割蔵原線の信号機の設置についてのご指摘であります。

議員から危険だとかのご指摘もあります。さまざまな声があろうかと思えます。つきましては、先ほど答弁したとおりになりますが、引き続き地域の交通安全協会など関係団体で協議し、そして北杜警察署、それを通じて県の交安委員会に要望等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに。では2項目めの再質問を許します。

○6番議員（清水敏行君）

最後の大項目2のほうの再質問をさせていただきます。

再質問と申しますか、このSOSネットワークですね、こういった仕組みはすぐにつくることは難しいと思えますし、実際にその地域の各団体との連携の難しさ、またその救援する側が災害にあってしまう、二次災害ということも考えられるでしょうし、難しい点はあろうかと思うんですが、最後に今後そういうことも含めて検討していただけるのかどうか、そのへんの答弁をいただきまして終わりとします。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど清水議員がご質問の中で北海道釧路市での高齢者、とりわけ認知症高齢者の見守りネットワークの事例を取り上げていただきました。高齢者が行方不明になった場合、警察・消防だけではなく、地域の関連団体が捜索に協力して速やかに行方不明者を発見する仕組みは全国いくつかの自治体で実施されており、それぞれ構成員はまちまちだというふうに理解してございます。

先ほど質問の中であんきじゃんネットワークプラス新しい取り組みということで、あんきじゃんネットワークに関連するような答弁をさせていただきましたが、現実には家族から行方不明の捜索依頼があった場合につきましては本人の服装、特徴などを簡潔にまとめたFAXを市に送信していただきまして、それを市では防災行政無線で市民等に捜索協力を願うとともに市民向けにはっとメール等でもお願いをし、さらに地元消防団等にも捜索の協力を要請してございます。将来的にはそういったネットワークも視野にしていまいりたいと思えますが、既存のものを有効に使いながら、そういった見守り体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時50分いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時50分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

大きく4項目につき質問をさせていただきます。

1番目として、北杜市雪氷対策についてでございます。

本市においては、北杜市雪氷対策実施要領をもとに冬季の円滑な道路交通の確保をしているところであります。雪氷対策本部を設け雪氷作業に万全を期すこととしている注意態勢、警戒態勢、非常態勢という業務優先により市道においては地元業者と道路除雪および融雪剤散布業務委託契約を締結し、除雪作業を行って市民の足の確保をすべく努力をしていると認識しております。

冬季の安全・安心な道路交通の確保は通学・通勤、救急医療、消防・防災など市民生活の安全確保、さらには産業経済の円滑な活動および地域交通の促進の面から非常に重要であります。

除雪作業は地域の建設業者等が担い市民の安全・安心を確保してきましたが、長年にわたる公共事業の削減による受注の減少、競争の激化などにより地域の建設業者、特に小規模事業者は疲弊し経営状況は厳しさを増しています。

経営の安定化の面からわずかな雪などの気象状況により採算性が左右される除雪は、気持的には慎重にならざるを得ないと思いますとともに、経費削減のためにも除雪機械などを手放さなければならなくなっているのが現状であります。

本市においては除雪業務の委託料は稼働状況に応じた支払いとなっており、降雪状況に左右される不安定な面があります。

また暖冬、わずかな雪で稼働時間が少ない場合、除雪機械の維持管理、減価償却費、点検費、税金、保険料などの固定費の負担が必要となるが、これらの費用はその機械が稼働することにより生じる利益で充当している。除雪機械は除雪のほかに夏季の建設工事などにも使用することで稼働時間を確保してきたところであります。

近年の公共事業が減少し、これに伴い機械の稼働時間も減ったことから機械の償却が難しくなっている。特に昨今は機械の購入ではなく、機械をリースする業者も出てきています。リースは短期間リースではなく、約3カ月から5カ月ぐらいのスパンのリースが多くなっており、業者は冬季にはこの期間、リース契約をしておかなければ、有事の場合に作業ができなくなってしまう。雪が少ない場合は機械の使用はなく、リース料の支払いが発生し経営を圧迫している要因の1つになっていると考えられます。

本市においては除雪がない場合に、機械の種類により固定費を支払うことになっていると思

うがそれでもリース料、維持費等を賄い得る金額ではないと思います。そこで以下、伺います。

- (1) 現在の除雪作業委託の状況は。
- (2) 除雪委託費をどのように考えているか。
- (3) 地元業者、特に小規模事業者の保護・育成を考慮し、除雪作業の機種に対応した除雪機械の固定費増額およびリース料を助成する考えはあるかどうか伺います。

2番目といたしまして、地域活性化施設の有効活用についてであります。

長坂駅に隣接する長坂コミュニティ・ステーションは、旧長坂町時代において中心市街地活性化計画により長い間、地域の顔として栄えてきましたが、モータリゼーションの進展、消費者のライフスタイルの変化などを背景として中心市街地における居住人口の減少、空き店舗の増加をはじめとする商業機能の低下、中心市街地の空洞化が深刻化してきているので、これらの歯止めをかけ、長坂商店街などの活性化を図るべく経済産業省の補助金を受けて建設された施設であると認識をしております。

この施設はホールと図書を充実した子どもコーナー、情報発信のための情報コーナー、駅など公共交通を利用される方々の待ち合いや交流の場として計画され、開館以降、子どもたちを含む多くの方に利用されています。

商店街の活性化は難しい課題ではありますが、一方で地域・住民からは商店街に寄せられる地域コミュニティの担い手としての期待は高まっています。地域を支える商店街ならではの役割を発揮しようとする取り組みも出てきています。

こういう目的を持って商店街をなんとか活性化して、昔の長坂を再現できるように頑張ろうというグループおよび人々もおります。このまま商店街がなくなってしまうという危機感の中、元気な商店街にするためには道筋や設計図が必要であります。近年、商店街は来街者の減少、商店街内の空き店舗の増加、後継者不足など活性化できる商店街の人材や資金などの内部資源も限られています。

そのような中、活性化を図る上で商店街の持つ限られた人材や資源を効率的に活用することは必要不可欠であるといえます。その資源の1つである長坂コミュニティ・ステーションを拠点として位置づけ、目指すべき商店街像といった方向性からいつ、どのようなイベントを実施するかを商店街と地域住民で一緒になって考え、この施設のさらなる利用増を図っていくことも有効な活性化策であると考えます。それは、地域からはホールでイベントが開催されるときは平時に比べ立ち寄る客も多く感じるなど、一定の効果と期待を寄せているのが実情であるからであります。そこで以下、伺います。

- (1) 長坂商店街ではホールでの事業を多く開催してもらいたいというような声が多く聞かれます。市内ではホールとして事業を行っている施設が3施設あると聞いているが、その利用状況について伺います。
 - ① 3施設ごとの年度別稼働状況は。
 - ② 3施設ごとの市が主催、または関与するホール事業の数は。
 - ③ 3施設ごとの一般利用の数は。
- (2) ホール事業において3施設ごとにそれぞれ特徴や課題もあると思いますが、どのようにして事業の内容や開催施設を決めているか。
- (3) 長坂コミュニティ・ステーションのホールは駐車場などが手狭であるなどの課題を聞きますが、改善へ向けた考えは。

(4) 長坂コミュニティ・ステーションはホールと図書館、市民の交流の場とする施設であることから、イベントなどの折には図書館利用者の理解が得られるような工夫や取り組みを行っているか、お伺いをいたします。

3番目といたしまして、長坂駅周辺の駐車場の確保についてであります。

JR長坂駅は残念ながら昨年度から特急の停まらない駅、また無人の駅となりました。しかしながらJR長坂駅を利用する通勤・通学を目的とした利用者は、市内の駅の中で最大ではないか、また長坂町の住民だけでなく高根町、大泉町などの住民も多く利用していると捉えております。

こうした中、長坂駅周辺には市営駐車場や民間駐車場があるが、そのニーズに対応できているか。例えば長坂総合支所においては無断駐車を避けるため、通勤時間帯にガードマンを配置して、その対策を講じていると聞いておりますが、支所の駐車場はいつでも満車の状況にあります。

今年度に入って駅西の民間駐車場にチェーンが張られ、北杜市が管理しているとして締め切られた状態にあるとともに最近では草が繁茂している状況であります。市が管理する以前は、月極駐車場として利用者もあったものと認識しています。こうしたことを踏まえて、以下伺います。

- (1) 駅西民有地を市が管理している経緯は。
- (2) 長坂駅は地域公共交通などの連結点として重要であると思うが、今後の長坂駅周辺の公営駐車場をどのように考えているか。
- (3) 駐車場として駅西を有効活用した場合、現在、検討が進められている長坂駅構内の乗車ホームへのエレベーターの設置に併せ、駅西と駅前ロータリーを結ぶ跨線橋へエレベーターを設置する考えは。

次に4番目といたしまして市の物品購入について。

本市の物品購入については、北杜市の規定により市内業者および準市内業者を認定していると理解しています。

市としては認定された市内業者、準市内業者を中心に一般競争入札、指名競争入札により規定に則り適正に物品を購入していると認識しております。そこで以下伺います。

- (1) 物品購入に対する市の考えは。
- (2) 地元業者の育成に対する考えは。
- (3) 一般競争入札、指名競争入札の基準金額は。
- (4) 市内業者と準市内業者の数は。
- (5) 昨年度実績で市内業者と準市内業者の受注件数および受注額は。
- (6) 事務所としての形態を整えていることも要件であるわけですが調査はどのように行っているか。

以上4項目について質問をいたします。質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

長坂駅周辺の駐車場の確保等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、駅西民有地を市が管理している経緯についてであります。

駅西駐車場は市内企業が所有する駐車場で、長坂コミュニティ・ステーションにおいてホールでのイベント等を開催する際、駐車場が手狭となることから臨時駐車場としてお借りしてまいりました。

施設が建設された以降、こうした状況が続いていたことから所有者からの申し出もあり、本年度は1年間の借地契約により臨時駐車場として使用しているところであります。

次に、長坂駅周辺の公営駐車場のあり方についてであります。

長坂駅は通勤・通学者にとり欠かすことのできない公共交通の施設であることから、駅周辺には公営駐車場のほか民間の月極駐車場が多数あります。

公営の長坂駅前、長坂上町駐車場については通勤・通学者の利便性の向上、地域商店街の活性化を図りつつ民間駐車場事業者の経営を圧迫しないよう配慮しながら、利用実績などを参考に駐車場の利用形態などについて検討してまいります。

次に、長坂駅西と長坂駅前ロータリーを結ぶ跨線橋へのエレベーターの設置についてであります。

長坂駅バリアフリー化整備事業については、昨年11月にJR東日本と長坂駅改札内バリアフリー設備整備事業の調査設計に関する覚え書を締結いたしました。本年度は、その覚え書をもとに本年4月に長坂駅改札内バリアフリー設備整備事業の調査設計に関する協定書を締結し実施しているところであります。

この調査設計の成果をもとにJR東日本と協議を行い、今後の具体的な工事内容、工事の実施時期などを検討していく予定となっております。

なお、駅西と駅前ロータリーを結ぶ跨線橋へのエレベーター設置については計画しておりませんが、跨線橋の点検業務をこの調査設計と同時に行うこととしたのでこの点検業務の結果、利用者のニーズ、財源や維持経費などの費用対効果を含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

地域活性化施設の有効活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内ホールの利用状況等についてであります。

市では須玉ふれあい館ホール、八ヶ岳やまびこホール、長坂コミュニティ・ステーションホールを拠点とし、市民が一流の文化・芸術に触れる機会を提供できるような自主事業や共催事業に取り組んでおります。

3施設の利用状況についてであります。

市が主催または関係するイベント等で使用する件数は、須玉ふれあい館ホールが平成27年度23件、昨年度28件。八ヶ岳やまびこホールにつきましては平成27年度が16件、昨年度が16件。また長坂コミュニティ・ステーションホールにつきましては平成27年度が11件、昨年度11件であります。

また、一般による利用件数につきましては須玉ふれあい館ホールが平成27年度34件、昨年度が49件。ハヶ岳やまびこホールが平成27年度30件、昨年度29件。長坂コミュニティ・ステーションホールが平成27年度につきましては67件、昨年度56件となっております。

次に、ホール事業の事業内容や開催施設をどのように決めているかについてであります。

市の主催するホール事業につきましては、イベントの折に行うアンケート結果など市民の皆さまの意見を参考に子どもから大人まで多くの方に楽しんでいただける事業を企画し、ホール運営検討委員会で検討いただきながら、開催時期や開催施設を決定しております。

開催する施設につきましては、イベントが音楽鑑賞や舞台演劇などさまざまなジャンルにわたることから、舞台装置や音響設備など各ホールの優れた特徴を生かし、市民の皆さまに楽しんでいただけるようイベント内容に沿った施設を使用しております。

次に、長坂コミュニティ・ステーションの駐車場の改善についてであります。

長坂コミュニティ・ステーションの駐車場につきましては長坂総合支所、囲碁美術館、長坂農村環境改善センター、北杜市商工会などが駐車場を共同使用していることからホールでのイベント等が開催されます折には駐車場が手狭となっているところであります。

長坂コミュニティ・ステーションをはじめ長坂駅に隣接する公共施設において駐車場は共通の課題でありますので関係部局とも調整の上、改善策を検討してまいりたいと考えております。

次に長坂コミュニティ・ステーションでのホールイベント等、開催時における図書館利用者への理解についてであります。

長坂コミュニティ・ステーションは、ホールおよび図書館の複合施設であることから、ホールでのイベント等の開催時におきましては図書館とも連携し、掲示物による周知や協力依頼を行い、図書館利用者とホール利用者の双方にご理解をお願いしているところであります。

今後も本市のホール施設として、また図書館を含む公共施設として市民の皆さまが有効に活用できるような取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

市の物品購入について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、物品購入に対する市の考えについてであります。

本市においては、これまでも市内業者で購入可能な案件については市内業者を最優先し、市内業者では購入が困難な場合や市内業者だけでは競争性の確保が難しいと判断する場合には、市内に支店等を有する事業者等の順に対象を拡大して指名業者を選定し物品を購入しているところであります。

次に地元業者の育成に対する考えについてであります。

市内業者で購入可能な物品については市内業者を最優先的に指名し、市内業者の受注機会の拡大を図ることにより、その育成に努めております。

次に一般競争入札、指名競争入札の基準金額についてであります。

物品購入の一般競争入札については、本年4月1日より施行となった北杜市物品購入等に係

る条件付き一般競争入札実施要領に基づき、予定価格が2千万円以上の案件について行っております。また指名競争入札については予定価格が80万円以上、2千万円未満の案件としています。

次に市内業者と準市内業者の数についてであります。

平成29年度、平成30年度の入札参加資格者名簿（物品・役務提供）に登録された市内業者の数は29社、準市内業者の数は8社であります。

次に、昨年度実績で市内業者と準市内業者の受注件数および金額についてであります。

昨年度の指名競争入札における物品購入の市内業者の受注件数は14件で、受注金額は9,791万8,524円であります。そのほかコピー用紙、広報ほくとなどの単価契約が4件となっております。準市内業者の受注件数は5件で受注金額は4,033万8千円であります。

次に、事務所としての形態要件の調査についてであります。

入札参加資格者名簿に登録された市内業者および準市内業者を対象に、北杜市競争入札参加資格審査に係る市内業者および準市内業者の認定基準に基づき事業所の写真、配置人員名簿等を報告する調査票の提出を求めています。また必要に応じて当該事務所を訪問し、現場の確認や聞き取り等の現地調査を行っております。

今後も公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の推進に努めていくとともに、市内業者の育成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えします。

北杜市雪氷対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の除雪作業委託の状況についてであります。

冬季における円滑な道路交通の確保は安全・安心な市民生活にとりまして重要であります。市では毎年12月1日から3月31日までの間、北杜市雪氷対策本部を設置し積雪などに対する除雪対策を講じているところであります。

現在行っております除雪作業は積雪深が10センチメートルに達した場合、主要道路など優先的に指定した道路を北杜市建設安全協議会を中心とする市内62社の土木・建築・電気・設備業者と市外7社の舗装業者が対応することになっております。

本年度も建設安全協議会と連携し、対応してまいりたいと考えております。

次に除雪委託費をどのように考えているかについてであります。

除雪単価については毎年、山梨県中北建設事務所峡北支所で算出している単価を参考にし建設安全協議会と協議を行い、ご理解を得た中で設定しております。

除雪単価は、積雪の厚さや委託延長に応じた費用として1キロメートル当たり積雪深10センチメートルから20センチメートルが1万3千円、21センチメートルから30センチメートルが1万5,900円、31センチメートル以上が1万8千円となっております。

次に、除雪作業の機種に対応した除雪機械の固定費の増額およびリース料を助成する考えはについてであります。

除雪機械固定費は委託業者が除雪を行うために使用する代表的な機械を対象としており、除

雪作業のない年度についても、その年の稼働日数に関わらずお支払いしております。この固定費は車検に伴う基本整備料などの法定費用が主なものであり、平成24年度より除雪機を保有している業者と除雪機をリースしている業者へお支払いしております。

除雪機のリース料の助成については、機械を所有している業者の維持管理など考慮するとともに各リース会社により金額等が異なる中で算出は難しい状況にありますので、助成は行っておりません。今後、固定費、リース料については北杜市建設安全協議会と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず1つ目といたしまして、北杜市の雪氷対策についてでございますが、再度伺うということになりますが安全・安心な道路交通の確保は通学・通勤、救急医療、消防・防災など市民生活の安全確保、さらには産業経済の円滑な活動および地域交通の促進のために絶対必要なことであります。その道路交通の安全確保などに協力的に対応している地元大手企業でも厳しい状況であるとともに小規模企業にとっては、もっと厳しい状況であると考えております。このような状況をどのように考えているか。

また、本年度も建設業協会と連携し対応していきたいとの答弁がありましたが、この厳しい状況を踏まえ、少しでも地元業者の負担軽減などを含め北杜市建設安全協議会と協議する考えはありますか。

2つ目といたしまして委託費の他市町村と本市の状況は、比較は。

次に山梨県中北建設事務所峡北支所の除雪単価を参考としているとの説明がありましたが、山梨県中北建設事務所峡北支所の除雪単価と本市の除雪単価の比較は。

次に山梨県中北建設事務所峡北支所の除雪単価に機械リース料の規定はあるかないか。

3つ目といたしまして、リース料助成について。金額が異なるので算出が難しいが今後、検討をしていくとの説明がありましたが、リースする機械は事業者の考えで事業者が必要とする機械をリースするので金額がまちまちであることは当然、想定ができるわけでありますので、まず提案といたしますが定額助成方法を検討できるか、否かお聞きをいたしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

井出一司議員の再質問にお答えします。

まず1点目が安全な道路交通の確保のために除雪に協力している業者の厳しい状況について、どのように考えているかということでございます。

公共工事や民間工事の減少などにより、業者の経営状況は厳しさを増しているものと思われます。このような中で除雪等に要する機械を保有し、維持していくことは車検や定期点検など

の経費等を考えますと業者の負担は大きいものであると認識しております。

したがって、除雪に対する経費につきましては今後も北杜市建設安全協議会と協議してまいりたいと考えております。

次に2点目につきましては、3点ほどいただいております。委託費の他市町村と本市との状況、それから山梨県の除雪単価と本市の除雪単価の比較、それから山梨県の除雪単価に機械リース料の規定というようなことでございました。

まず、1点目の他市町村と委託の状況についてでございます。

これにつきましては近隣の韮崎市、甲斐市、南牧村に平成28年度の除雪委託費の状況を調査しましたところ、3自治体とも時間当たりの算出で除雪機械の種類により単価設定をしております。韮崎市は1台当たりの単価で9千円から1万6,100円。9千円は小型機械、1万6千円は大型機械ということでございます。甲斐市につきましても1時間当たりの単価で小型機械が5,700円から大型機械が9,300円。南牧村は1時間当たりの単価で小型機械が1万500円から大型機械が1万2,500円となっております。本市の単価につきましては、先ほど説明しましたとおり1キロメートル当たりの単価を設定しておりますが、積雪が10センチメートルから20センチメートルの除雪単価は、1時間当たりに換算しますと3万6,400円という状況でございます。

次に山梨県の除雪単価と本市の除雪単価についてでございます。

山梨県では1時間当たりの作業単価、平成28年度は3万7,400円としておりました。市は県の算出した1時間当たりの作業単価を参考にし、さらに標準的な作業延長で割った1キロメートル当たりの単価を設定しております。ということで先ほど10センチメートルから20センチメートルの場合でいきますと、うちの場合は1万3千円という形になります。県の単価が3万6,400円ですから、それを1時間当たり2.8時間で割って1万3千円というふうな形の算定方式になります。

次に除雪単価に機械リース等の規定があるかについてでございますけれども、山梨県では機械リース料の規定はないとのことでございます。

それから3点目でございますけれども、リース機械に対し定額助成方法の検討ができないかということでございます。

山梨県や他の市町村でもリース機械に対する助成は行っていないとのことでございます。先ほど答弁しましたとおり、北杜市建設安全協議会と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

再々質問をさせていただきます。

今、るる説明をいただきました。平成28年8月の一般社団法人全国建設業協会の除雪業務にかかるアンケート報告書を見ると、いろいろ調査項目はあるわけでありますが、この中で除雪業務の採算性は国、道府県、市町村の順で利益なし、または赤字という回答が多くなっている要因としては出勤回数、稼働時間不足としており、その年の降雪量次第といった不安定要素が大きな問題となっていると報告されているわけでございます。次に多いのは機械の維持管理

費不足等、特に自社保有機材について修繕費などがかさみ利益が出ないとする回答が多く出ている。

改善策については要因を問わず単価、経費率のアップをする回答が最も多く、また人件費確保および機械維持のため最低保障・固定費の設定、待機費のアップをあげておるわけであります。本市においても同様な状況であると考えられますので北杜市建設安全協議会とも話し合いを行う中で然るべき対応をすることが望まれると思いますが、再度これにつきましてお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

井出一司議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたように除雪経費等につきましては、今後も北杜市建設安全協議会と十分に協議検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかの項目で再質問はありますか。

はい。

○7番議員（井出一司君）

次に2つ目の地域活性化施設の有効活用について再質問させていただきます。

3施設の利用状況はよく分かりました。長坂コミュニティ・ステーションの場合は商店街および地域の活性化に施設が一定の効果があり、さらに大きな期待を寄せている声を多く聞くということでございます。また施設を造った中心市街地活性化をしていくという意味からもホール事業の利用増を図っていくことが必要であると考えますが、市の利用増についての考えをお聞きしたいと思ひます。

そして2つ目といたしまして、ホール検討委員会の構成メンバー、ホール委員会でいろいろ検討しておるといふ説明がございましたが、ホール検討委員会の構成メンバーの職種等は。ホール検討委員会の開催時期は。3つ目として舞台装置や音響設備など各ホールの優れた特徴を生かし施設を使用しているとの答弁がございましたが、3施設ごとの特徴を伺ひます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

7番、井出議員の再質問にお答えいたします。

まず長坂コミュニティ・ステーションホールの市の利用促進についてでございます。

長坂コミュニティ・ステーションのホールは、長坂駅に近いなど公共交通の利便性に恵まれていることから、子どもからお年寄りまで訪れやすい施設であると捉えております。市の利用促進につきましては、市の自主企画事業によりそれぞれの施設の特徴や良さを知っていただき、一般の利用増も図っていくことが重要であると考えておりますので、施設の特徴に合わせた事業をバランスよく企画していくことも必要であるというふうに考えてございます。

次に2つ目でございますが、ホール検討委員会の構成メンバーについてでございます。

ホール検討委員会は、北杜市ホール運営検討委員会の設置要綱の定めるところにより委員数を15名以内として地域を代表する方や、音楽や芸術に関する学識をお持ちの方をお願いして組織してございます。

それから開催時期についてでございますが、ホール検討運営委員会につきましては開催時期を6月ごろと11月ごろの年2回を基本に開催しているところでございます。また必要に応じて開催をしていく中で自主企画事業に関すること、利用促進に関すること、施設の運営に関することなどについて、ご協力をいただいているところでございます。

3つ目になりますがホール、3施設のそれぞれの特徴についてでございます。

まず須玉ふれあい館ホールでございますが、吊りものや照明など舞台装置が充実しておりますので演劇などに適したホールであります。また会議室なども併設しており、駐車場も広く市役所本庁舎にも近いことから各種会議や式典などに多く運用しているところでございます。

次に八ヶ岳やまびこホールでございますが、残響音が他の2施設に比べまして非常に長く設定されております。こうしたことからクラシック音楽など楽器を使った生演奏やコーラスなど響きが求められる演奏会などに向いた施設でございます。シューボックスというようなホールになってございます。またステージが広いことからオーケストラなどの大きな演奏会の実施も可能なホールでございます。響きの面では高く評価をいただいているところでございます。

次に長坂コミュニティ・ステーションホールでございますが、やまびこホールと同様にシューボックス型のホールでございますが、残響音については一般的な設定となっております。またステージがコンパクトにまとめられていることからピアノ演奏会や小規模な演奏会に適しております。またサラウンド使用が可能な音響装置が施されておりますので、舞台壁をスクリーンとして映画会などの上映には適した施設でございます。

繰り返しになりますが、教育委員会といたしましては3施設の特徴を生かしながら自主事業を実施することで市内外の方々にホールのよさを知っていただき、一般利用での貸し出しとしての有効活用にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

井出議員、この件について再々質問ありますか。

では再々質問を許します。

○7番議員（井出一司君）

それでは再々質問をさせていただきます。

今、るる説明があったわけであります。数を多くすればいいかどうかという論議はまたあるうかと思いますが、特に長坂町の場合は中心市街地活性化という形の中であの施設を建設したわけですので、どうしてもそのところにつきましては、イベント等々をする中で、またその商店街へ人を流すという目的が大きくと、こういうことで私が質問しているわけですが、その中でこのホールを運営していく検討委員会の今お話があったわけであります。いろいろな方でご意見を聞くのはそれはそれで結構であります、専門的にあれをマネジメントしていくというような人をこの委員会の中へ入れるとか、または特別にその人たちのアドバイスを受けるとか、そんなような考え方があるかどうかお聞きをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

7番、井出議員の再々質問にお答えいたします。

ホール検討委員会における、専門的な方々からのマネジメントやアドバイスをいただくような考えがあるかというようなご質問かと思えます。

現在の委員の中にも音楽であれ芸術であれ、非常に詳しい方がございます。こういった方からもご意見をいただいたり、またアドバイスをいただきながら現在の企画がされているというふうに思っております。今後も引き続きこういった方々のご意見なども聞きながらマネジメントにも協力をしていただくような形で事業が進めていければと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ここで本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

それではほかに。井出議員。再質問ですね。

○7番議員（井出一司君）

それでは3番目の長坂駅周辺の駐車場の確保についての再質問をさせていただきます。

まず1つといたしまして、市内企業が所有している駐車場を今までは1年間という長い期間ではなく、その都度、短期間で臨時駐車場として借りていたと認識をしておりますが、所有者からの申し出により1年間の契約をしたとの答弁がありました。どのような申し出があったかお伺いをいたします。

長坂総合支所や長坂コミュニティ・ステーションホールにおいて駐車場が手狭な状況で、市内企業が所有する駅西の駐車場を借りたとの答弁がありましたが、施設などの活用面からみても必要であると思われるので、この民有地を取得する考えがあるかどうかをお聞きいたします。

次に現在の駅前駐車場は料金システムを設置しながら、ほとんどが月極となっています。エレベーターを設置することにより駅西へ月極駐車場を移転し、駅前の駐車場は時間貸しに特化するとともに施設利用者には無料化するなどの取り組みも考えられるが、こうした提案をどのように考えるか、お聞きをいたします。

3つ目といたしまして、財政面から同時にエレベーターを設置することは難しい。それは駅構内の設置から進めていきたいとの答弁がありました。それはそれで進めていただきたい。ただ駅西と商店街を考えたときにエレベーター設置により駅東、特に商店街とが連結されることにより駅西の利用が上がり、住宅等が増えることも想定され、さらに駅の利用者も増えるとともに商店街、地域の活性化にもつながるとの思いをしております。ぜひ検討し実現をしていただきたいと思いますが、これにつきましては再度お答えをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

7番、井出議員の再質問にお答えします。

教育委員会のほうから2点、お答えをしたいと思います。

まず、企業からの申し出の内容というようなことであったかと思います。

答弁でもあったとおり施設が建設された以降、イベントが行われる際に若干の謝礼等をお支払いしながら使用させていただいてきた経過がございます。こうしたことが長年続いてきたことから、昨年度において土地所有者である企業のほうから年間を通して借りていただけないか、もしくは取得をしていただけないかというような申し出があったようでございます。こうしたことを受けまして、今年度につきましては固定資産税相当額程度の借地料でお借りをしたというような状況でございます。

それからこの土地を取得するかについてでございますが、この土地全体で7千平方メートルほどございます。また駐車可能台数で申し上げますと250台ほどになっているのが状況でございます。取得する上では教育委員会だけの判断にはいきませんので、庁内で必要性も含めてご検討いただくようなことを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の再質問にお答えいたします。

長坂の駅前駐車場、それから上町の駐車場、それから日野春駅前駐車場、この3つを今現在、北杜市商工会が指定管理を受けて運営しております。順調に運営されているものと考えております。

駅前の駐車場については現在55区画が月極の駐車場、それから9区画が時間貸しの駐車場となっております。利用状況を見ますと時間貸しのほうが8台、ほぼ大体使われているという状況ですが、利用者のほうから時間貸しを増やして月極を減らすとかという声は現在聞いておりません。しかし今後、利用状況を見ながら中身、月極を少なくして時間貸しを増やすとかということを検討していきたいと思っております。併せて市内のホールですね、そういったところの利用した場合の減免なり免除なりということも併せて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

井出議員の再質問にお答えいたします。

駅西と商店街を結ぶ跨線橋にエレベーター設置という考えはということでございます。

この跨線橋につきましては、駅と接続しておりません。またエレベーター設置については当然、地形的にも場所的にも課題があります。JRと連携を図りながら、先ほども答弁いたしましたとおり利用者のニーズや財源等の費用対効果を含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

質問ありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは再々質問をさせていただきます。

ただいま、駅西の民有地の所有者からの申し出があって1年間とこういう説明があったわけでございます。買ってくれないかというお話があったということは、民有地のほうも売買するつもりがあると理解をするということでもあります。逆にその民有地を今、借りていろんな形の中でやっているわけですが、その民有地が他へ売られてそれが使用できないということになった場合にどうするかという問題がありますので、それらについてちょっと再々質問をさせていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

現在、長坂の施設につきましては、先ほど答弁の中にもあったとおり長坂総合支所、それから囲碁美術館、長坂農村環境改善センター、北杜市商工会等々を含めまして駐車場が満車だというような実情でございます。またホールでイベントが開催される折には、駅西なりを借りなければ開催できないというような状況もあるようです。教育委員会としては非常に重大な問題というふうに捉えてございますが、先ほども申し上げたとおり大きな問題でございますので他の部局とも調整を図りながら、十分検討をしていく必要があるというふうに考えてございます。以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに再質問はありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

では最後、4番目の市の物品購入について再質問をさせていただきます。

市内業者と準市内業者について、例えば他市町村で営業している会社、事業者の従業員が北杜市に在住している場合、ここを事務所として、これは事務所の形態は整っているという理解をしていただいて、その従業員が代表者となり個人事業所として届け出た場合、地元業者という考えでよいか。また、このような事例はないかお伺いをいたします。

2つ目といたしまして、他市町村で事業をしていて住所は他市町村にある会社、個人の代表者が事務所を借りて届け出た場合は準市内業者ということでよいか、またこのような事例はないか、あるか、これについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

7番、井出一司議員の再質問について、物品の購入についての市内業者と準市内業者について、2ケースほどご指摘をいただきましたので回答させていただきます。

まず1点目ですが、ほかの市町村の会社、あるいは個人の事業主の会社、事務所で働いている人が、従業員がその代表者となって市内で登録をする場合、市内業者となるかということですが、これについては市内業者というのは難しいというふうに考えているところです。特に同

じ仕事、同じ業種、同種の業務であるという状態の中で、従業員の方が市内において会社を立ち上げるということについて、地元業者と認めるのは難しいというふうに考えます。そして現在まではそのような事例は特にございません。

それからもう1点ですが、ほかの市町村で会社経営をしている、あるいは個人事務所を経営している方が市内に届け出をするという場合につきましては、これは認定基準を満たしておれば準市内業者というふうに認定をいたします。そしてこういったケースはございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君の再々質問を許します。

○7番議員（井出一司君）

それでは再々質問をさせていただきます。若干ダブる部分があるかと思います。

一般的には市内業者とはあくまでも市内のさまざまな事業に参加し、地域に根ざした活動を行い、消防など地域のボランティアなどにも積極的に参加して地域に少しでも貢献しようとしている会社や個人事業者をいうと私は認識をしております。従業員名で届け出をすることがよいとなると場合によればほとんどが市内業者になってしまう。これは先ほどないということですから今のところはよいわけですが、そういうことになってしまうと、こういうことでございます。市内業者になってしまう場合に親会社の納税証明書、代理店証明書は本市への販売が本社から登録済みの市内業者を通じての納品となり、単なるトンネル会社、または個人商店に過ぎないので納税証明書、代理店証明書などの確認をしっかりとしなければならないと、そこらへんが分からないのではないかなと思いますので、これについて再々質問をさせていただきます。

以上。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

7番、井出一司議員の再々質問にお答えいたします。

市内業者の認識と、それから再質問でありました他市に働いている人が事業主である場合のケースということまでのご指摘であります。

市内業者の皆さま方におかれましては、消防を含めさまざまな点で地域に貢献していただいているという認識もでございます。それからまた議員ご指摘のトンネル会社になりやしないかというご懸念もでございます。もちろん回答といたしましては、同じような業務を行う場合の、地元業者としての認定は難しいということであり、またこれまでそういった事例はございません。今後の、懸念があるということでもありますので、そうした場合はしっかりと聞き取りを行うなど慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は5時ちょうどいたします。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 5時00分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

北杜市では、地産地消をキーワードの1つとして政策に取り入れています。代表的なものは北の杜フードバレープロジェクト事業で、今まで農業という職種が持っていた地味なイメージを一新するような新しい経営スタイルの確立や人材の育成など革新的な事業を展開しています。

その中で「地産地消の促進」と題し、飲食店や宿泊施設などの利用客が北杜市の産物を求めているにもかかわらず北杜市産の農畜産物が供給できていないことを解消するため、市内農家などと供給者をマッチングさせています。ここで重要なのは農畜産物の需要を拡大・安定化させ農業従事者や農畜産物を扱う企業に対し、行政が絆を結ぶ支援をしていることで市内での食100%、北杜市産を目標とした素晴らしい取り組みだと思います。

地産地消とは辞書では地域で得られる農産物、畜産物、水産物をその地で消費することとあります。しかし行政では農産物、畜産物、水産物だけではなく、もっと広い範囲でこの地産地消というものを考えるべきです。地産とは農畜産物はもとより加工食品や加工製品、この北杜市で生産されているあらゆる商品や技術・サービスを意味し、地消とは地域で生産されるあらゆるものを市民の皆さまにいかに安心して利用しやすい形で提供することだと思います。

昨今は、インターネットの利便性の向上や物流の高速化などにより遠方の商品を通販などを利用し購入することが盛んになっています。また都市部の大型ショッピングセンターでの食料品や日用品のまとめ買いなど増加の傾向にあります。

このような現状でも、市内生産品の消費量を増加させていく工夫や支援を実行していくことが行政の役割として重要です。

地元の物と地元でない物を明確に優劣をつけ、地域に根ざした生産者や企業を支えることが行政のあり方だと思いますし、限られた税を有効に使う1つの方法だと考えます。

地元の生産者企業が安定した経営ができれば雇用も拡大し税収も増え、また新たな支援事業も打ち出せる。この形こそが地方における社会的な地産地消のサイクルだと思います。

今回はこの地産地消をキーワードに以下の3項目を質問させていただきます。

はじめに食品の地産地消の促進について。

北杜市内では野菜などの青果品はもとより製パン、製麺、製菓、大豆加工品など多種多様な食品が日々生産されています。その食品を内外にアピールし、優先的に販売し消費量を増加させていくことが地産地消を促進させていくための方法だと考えます。

ただいま進行している北の杜フードバレー事業の中では農産物が注目されているようですが、加工食品にも重点を置いて積極的に事業展開していくことも大切です。ブランドマークの作成、安全基準の設定、都市部への販路拡大など課題は多くありますが、北杜ブランドの推進は北杜

市の魅力をさらに向上させる素晴らしい政策ですので、一日でも早く目に見える成果が表れることを期待しています。

近年は輸入品、加工品の安全性の不安や過剰な農薬使用の懸念からオーガニック食品が注目され、消費者の食品に対する考え方は変化してきています。そのため生産者は堆肥の成分の表示や料理のレシピをラベルにするなど、工夫を凝らして販売数を伸ばそうとしています。

消費者のニーズに応えるためにも、身近に顔の見える生産者が作る新鮮で安全な食品を安心して食べられる環境や体制を行政が率先してつくっていくことが重要だと考えます。

以上の点を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

(1) 行政が直接的に食品を管理しているものの1つに学校給食がありますが、学校給食での北杜市産の食品の利用状況について伺います。

①加工品も含めて、北杜市産の食品の学校給食への利用状況および市外産との比率はいかがでしょうか。

②市内生産品を優先的に活用するなど地消促進への取り組みは行っているでしょうか。

③子どもたちに住んでいる場所でもある北杜市産の食品を紹介するなど食育授業は行っているでしょうか。

(2) 外食産業や一般の市民へ地産食品をアピールしていくことが重要ですが、市内消費への取り組みや今後の展開などについて伺います。

①外食産業への利用促進に向けた取り組みは、どの程度行っているでしょうか。

②道の駅などでは直接購入もできますが、それ以外での販路拡大への展開は計画されているでしょうか。

③ふるさと納税の返礼商品には消費期限の長い加工食品は最適だと思いますが、返礼商品への利用状況はいかがでしょうか。

次に市内建築業者の育成方法について。

先にも述べたように北杜市で生産される加工品や技術・サービスも地域生産品だと思います。北杜市内でも数多くの生産工場がありますが、意外にもどんな製品を製造しているのかは一般にはあまり知られていません。工業製品の販路は対企業が主で一般には直接流通しませんが、わが北杜市には高い技術を持った優良企業が数多くあり、北杜市の隠れた大きな魅力だと思います。

近年は工業系の就職希望者数が減少傾向にあり、進んだ日本の工業技術の継承も危ぶまれています。わが北杜市には最先端の技術を持った企業も多く世界をリードする技術、世界に誇れる仕事が北杜市にあることを市内外に積極的にアピールしていくことが重要だと考えます。

また北杜市内には多くの建設関係企業があり、行政で直接関わっているのが道路や土地改良を行う土木業者と公営住宅など公共施設を造る建設業者があげられます。公共建築物での費用対効果なども議論されていますが、北杜市のような地方都市では全国平均化した人件費や材料費による高い建築費、公共性や低い地方物価指数による安い利用料金などが相反して一概に金額だけで判断するのは難しい状況です。必要なのは金銭面だけではなく、その建築物が持つ意義や経済的・社会的有効性を見出すことだと考えます。

北杜市内では現在、子育て支援住宅、白州公営団地の整備計画が進められています。土地の有効利用などの面から大型建築物を計画するのは理解できますが、大型建築物は地元企業が参

入しづらく、税金でもある高額な建築費を市外企業に委ねることになります。費用対効果の含みをより多く持たせるため、市内企業が参入しやすい工事体系をつくり、税金を市内循環させる取り組みを進めるべきだと考えます。

以上のことを踏まえ、以下の点を質問させていただきます。

(1) 今後の公営団地計画について伺います。

①大型中層構造ではなく、明野ひまわり団地のような木造一戸建ての住宅エリアを計画することも1つの方法だと思いますが、いかがでしょうか。

②戸建て団地の各戸を分離発注し、多くの事業者に施工させるなど市内小規模企業にも参入しやすい形態の公営団地計画を進めることも1つの方法だと思いますがいかがでしょうか。

(2) 子育てマイホーム補助金事業について伺います。

①市内企業の利用率はどのくらいでしょうか。

②市外企業に補助金支給額の差を設けるなどの優劣をつけ、市内企業工事受注率を促進させるなどの政策を進めてはいかがでしょうか。

③市外から転入家庭を増やすため、市外から転入する居住者に対し補助支給額を増額することは可能でしょうか。

最後に市の道路整備計画について。

市内の多種多様な企業が発展する共通な要因に道路交通網の整備があげられると思います。自動車での物流が主流の北杜市では、安全でスムーズに走れる道路を整備することが物流に関わる人にとってリスクとストレスの少ない快適な就労環境をつくることにもつながります。

安全な交通網ができれば物流の質と量が向上し、生産環境も消費環境も発展すると思われますが、広大な面積を有する北杜市ではすべての道路を整備することは到底無理なことです。

現状では、交通量の多い道路や主要公共施設などをつなぐ道路でも急に幅員が狭くなる箇所や見通しが悪く信号機もない交差点が数多く点在します。このような道路環境では大型車両がスムーズに往来することは難しく、経済活動に支障を来し市民が安全に利用する上でもよい環境とはいえません。本来なら南北に走る縦道、東西に走る横道が碁盤の目のように配置されていれば効率のよい移動ができるのですが、山間部ならでの起伏のある地形と無秩序に広がったまち並みが理想的な道路整備を困難にさせています。

それでも安全な道路環境を整えるため、現状の道路を改良しつつ新たな道路を計画し、拠点と拠点をスムーズに移動できるように整備していかなければなりません。そのためにも重要路線と非重要路線を明確に分け、市民生活を守りながら経済成長を促進させることのできる交通網整備計画を状況に合わせて計画・実行していくことが重要と考えます。

現在、少子高齢化社会が進む日本で北杜市における人口減少も避けられないことだと思います。人口減少の影響で生産消費も縮小することが予想されますが居住地域、商業地域、工業地域など用途に特化した地域区分を促す都市計画を進め、地産地消を促進するためにも質や効率のより社会環境と交通網整備を構築することが望ましいと考えます。

以上のことを踏まえ、以下の点を質問させていただきます。

(1) 安全に利用できる道路環境について伺います。

①道路には信号機、交通標識、横断歩道などさまざまな設備が設置されていますが、そのような設備の整備、点検、修繕の状況は安全に利用できる状況にあるのでしょうか。

②信号機のない交差点において優先道路の明確な表示が必要だと思いましたが、いかがでしょうか。

(2) 拠点と拠点を結ぶ交通網の整備計画についてお伺いします。

①市の道路整備計画はどのようになっているのでしょうか。

②交通網の整備において重要項目なのは中部横断自動車道ですが、工事の早期着工について市ではどのような対応をしているのでしょうか。

③高速道路や鉄道の分岐地点にはトラックターミナルなどの物流拠点が整備され、経済的に反映している地域もありますが、そのような物流拠点を誘致してはいかがでしょうか。

④地方都市では大手流通企業の大型倉庫などを誘致し、経済の活性化を図っているケースもありますが、そのような大型倉庫を誘致してはいかがでしょうか。

以上を私の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

食品の地産地消の促進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子どもたちに北杜市産の食品を紹介するなどの食育授業についてであります。

市では子どもたちが農業体験や農産物に触れることで食や農への関心を高め健康な子ども、心豊かな子どもの成長のため、市内の農家や団体の指導により食育事業を実施しております。

保育園では市内14園、全園において保育園教育ファームを実施してさまざまな野菜を栽培し、土作りから収穫体験まで行うとともに味噌やポップコーンなど加工体験も実施しております。

小学校では3年生の国語の授業で学ぶ「すがたをかえる大豆」に合わせ大豆を育て、その大豆を使い加工品として味噌や豆腐づくりを実施しております。

中学生には、おはよう朝ごはんコンテストを実施し、朝食の重要性を学んでいただいているほか小・中学生を対象にした米づくり教室として、日本一おいしいお米作りコースを開催しております。

また北杜高校の総合学科で市内の農業や農業型企業の参入等について説明を行い、市内農業の現状を知っていただいております。

次に、外食産業への利用促進の取り組みについてであります。

市ではエコひいき地産地消協力店制度で、市内の農畜産物を積極的に使っていただけるよう支援しておりますが、さらに利用促進を図るため北の杜フードバレープロジェクトによりランチメニューコンテストを開催し、市内の農畜産物を使ったメニューの定番化を図るとともに農家で生産された産物を直接外食事業者に届けることができる流通システムの検討を行ってまいります。

次に、道の駅以外での販路拡大への展開についてであります。

市内には、巨大レジャー産業事業者や都内のデパート80店舗以上に青果事業を展開している法人が農業参入していることから、それらの法人を通じた販路拡大を図ってまいります。

また、ＪＲ東日本八王子支社と交流人口の拡大と地域の活性化の推進を目的に連携協定を締結いたしますので、八王子駅にある情報発信拠点「やまたまや」において北杜市産の地域産品の販売やＰＲなどを積極的に行ってまいります。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

３番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

食品の地産地消の促進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに加工品も含めて、北杜市産食品の学校給食への利用状況および市外産食品との比率についてであります。

地産地消への取り組みにおいては県が掲げる地産地消率の目標３０％に対し、本市では４５％を目標に掲げ、生産農家等との連携を図るなど積極的な取り組みを行ってきたところであります。その結果、昨年度の異常気象による野菜不足にもかかわらず米のほかタマネギ、ジャガイモ、キャベツなど野菜１０品目に対する地産地消率は３６．４％で県の目標を上回る状況にありました。このほか北杜市産のキュウリ・トマト・パプリカ・リンゴなどの食材や北杜市産大豆を使用した味噌などの加工食品も使用しており、これらを合わせた北杜市産食材の学校給食に占める割合は約４０％となっております。

次に地産地消促進への取り組みについてであります。

地産地消を促進する取り組みとして梨北農業協同組合、市内の生産組合、農事組合法人、市内農家などに学校給食の献立に沿った野菜などの栽培や納品にご協力をいただき、優先的に使用する取り組みを行っております。

また北杜市産大豆などを使った加工品につきましては、年間を通して優先的に使用しているところであります。

一方、市内に新規参入した企業がハウス栽培などにより年間を通して安定して供給が可能な野菜栽培を行っていることから、野菜などが確保できない時期におきましては市内企業との調整を進め、安全・安心な北杜市産の食材の利用促進を進めてまいりたいと考えております。

次に食育授業についてであります。

本市におきましては栄養教職員が中心となり、各学校の給食の時間に使用されている北杜市産食材の紹介や地域に根ざした学校給食感謝祭を実施するなど、学校給食を支えている地域食材を学ぶことにより、生産者への感謝や原っぱ教育の重点目標である郷土を愛する心の育成に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

３番、秋山真一議員の地産地消の促進における、ふるさと納税の返礼品についてのご質問にお答えいたします。

本市へのふるさと納税の返礼品は米や野菜、天然水や日本酒、ジャムなどの食料、飲料、加工品等を合わせますと１７種類であります。これらは、すべて市内で製造販売されている商品

であります。

今後も市内で製造販売されている商品を取り扱う市内業者等から提案を受け、返礼品を拡充していくことで、寄附者・寄附額を増やしていくとともに本市の特産品の魅力を伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

子育て世代マイホーム補助金事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内企業の利用率についてであります。

子育て世代マイホーム補助金については制度開始の平成27年10月以降、本年5月末現在で250件、補助金額3億2千万円を超える計画書の提出をいただいております。

申請の状況につきましては新築が166件、建て売りおよび中古物件購入が33件、リフォームが51件であり、このうち建築請負業者として市内業者を利用する割合につきましては新築が59件で35.5%、リフォームが33件で64.7%であります。

次に市内企業の工事受注率を促進させるため、補助金に差を設けるなどの政策を進めることについてであります。

子育て世代マイホーム補助金は「住み続けたいまち、住んでみたいまち」の実現に向け、子育て世代の市内定住促進を目的に市内企業をはじめ、市外の住宅メーカー各社にもご協力をいただきながら、子育て世代のお客さまへの周知等を行ってまいりました。

現在の制度は企業間の公平性の観点から補助金額の差は設けておりませんが、市内業者に対し事業の周知を行い、制度のさらなる活用が促進されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に市外から転入する居住者に対し、補助金支給額を増額することについてであります。

市では人口減少を抑制し地域活力の維持を図るため、さまざまな移住・定住策を展開しているところであります。子育て世代マイホーム補助金制度についても、市外からの移住希望者に対してあらゆる機会を通じて周知を行い、本年5月末までに市外の方から64件の申請をいただき、順次補助金の交付を行っているところであります。

子育て世代マイホーム補助金の趣旨は、北杜市への移住促進および転出者の抑制の両面から人口減少対策に取り組むものであるため、補助金支給額に差は設けておりません。

なお、助成金額についても新築で150万円に設定するなど、子育て世代の移住者に対しても十分魅力ある制度であると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

拠点と拠点を結ぶ交通網の整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに物流拠点の誘致についてであります。

北杜市は東京圏域から100キロ圏、名古屋圏域から150キロ圏に位置し、中央自動車道に中部横断自動車道の接道が北杜市内で見込まれるなど、交通のハブ地として重要な拠点であります。

トラックターミナルなどの物流拠点施設の整備計画については、今のところ聞いてはおりませんが、今後とも北杜市企業交流会や北杜市商工会などの関係団体のニーズを聞き取りながら物流事業者の動向を注視してまいります。

次に、流通企業の大型倉庫の誘致についてであります。

現在、インターネットの普及に伴いネット通信販売の活用が大きく広がり、大型倉庫の利用頻度が多くなり、大型倉庫の需要が高まっていると聞いております。

このような現況を受け、市としてもネット通信販売事業者など大手流通企業の誘致については地域活性化にも大きく貢献できますので、県等関係機関と連携を密にし倉庫業者の誘致を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えします。

市内建築業者の育成方法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに木造一戸建ての住宅計画についてであります。

市内における既存の一戸建てタイプの市営住宅は明野ひまわり団地など4団地あり、これらの団地は中階層タイプの団地と比較し、隣室への音も緩和されるなどの居住性に好評を得ております。一方、一度入居されますと長期間にわたる利用となる傾向もあるため、他の入居希望者への住宅の提供に苦慮している面があることも事実であります。

近年、市営住宅の整備については、土地の有効活用や建設コストおよび長期的な維持管理コストなどの費用対効果の側面からも中階層の団地建設を行ってきており、現時点では一戸建ての住宅整備は考えておりません。

今後、公営住宅情勢や地域のニーズ等を鑑みながら検討してまいりたいと考えております。

次に市内企業が参入しやすい形態の団地計画についてであります。

市では現在、子育て支援住宅や就業促進住宅など中階層の団地の建設で3億円以上の工事請負に関しては共同企業体との請負契約として、その構成員に市内業者を参入させることとしております。

子育て支援住宅の3団地の建設工事については、市内業者を構成員として共同企業体が請負者となり整備を進めてきたところであります。

また、市では市内業者で対応できる整備工事等については、優先的に市内業者を指名するとともに市営住宅の経年劣化等による建物、設備、内装等の修繕および改修工事は市内業者への発注に努めてきたところであります。

なお、一般住宅を対象とした耐震化事業についても市内業者への事業の周知を図るなど、市内業者の活用支援等に積極的に努めているところであります。

次に市の道路整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに信号機・交通標識・横断歩道などの設備の整備・点検・修繕状況についてでありま

す。

国道、県道、市道などには自動車、歩行者などの通行の安全を確保するための信号機や横断歩道、交通標識、案内板などが設置されております。

信号機や横断歩道、交通標識などの管理は山梨県公安委員会において設置から管理までを行っております。横断歩道の白線が見えにくいや交通標識が破損しているなどの情報に対しては所管へ早期に報告し、対応をお願いしているところであります。

市道については職員による道路パトロールを実施しており、標識等の設置が必要な場合の対応や管理しています警戒標識、案内標識、ガードレールなどの破損等は状況を確認し早期に修繕等の対応をしております。

次に、信号機のない交差点において優先道路の明確な表示についてであります。

市道と交差する国道、県道は上位道路となります。また市道は1級、2級、その他の3つの区分があり、1級市道は町と町を連絡する道路、2級市道は集落同士を連絡する道路、その他の市道は集落内の道路となっております。

信号機のない危険な交差点では、これらの区分の上位の道路が優先となるよう山梨県公安委員会と協議を行い、交通安全施設などの設置および「止まれ」などの路面表示等により通行の安全を図っております。

次に市の道路整備計画についてであります。

平成26年3月に策定した北杜市道路整備基本計画において市内には中央自動車道、国道20号、国道141号があり、これらをつなぐ道路として県道や市道が道路網として形成されておりますが、国道間、市内各地域からインターチェンジ、市内各地域間をつなぐ明確な道路がないため、骨格軸としての道路の位置づけが課題となっております。

これらの連携・ネットワークの形成は、市としての一体的なつながりを強化することが重要であるため、県道および広域農道整備事業等で整備された市道などについては主要幹線道路、または地域幹線道路に位置づけるとともに県道については県に対して整備要望を行っており、市道についても拡幅や歩道設置などの整備を行い、安全・安心な道づくりに努めているところであります。

次に、中部横断自動車道の早期着工の対応についてであります。

中部横断自動車道の早期全線開通の対応については、昨年5月に開催した山梨県・長野県合同の総決起大会での決議をもとに国土交通大臣をはじめとする関係者に対し、要望活動を行ったところであります。

また昨年8月から9月には、県と連携して市内各地区において地域委員会の皆さまや各種団体との意見交換を行い、市民の皆さまから早期実現の声をいただいたところであります。

本年1月には、北杜市議会議員中部横断自動車道推進の会主催の意見交換会が開催され、パネルディスカッションや意見交換会の状況等について国土交通省に報告したところであり、また3月にも長野県川上村、南牧村の両村長と国土交通大臣に早期の事業着手について要望し、国土交通大臣からは前向きな回答をいただいたところであります。

今後も本市の魅力である景観や自然環境に配慮した道路整備の促進に向けて国、県ならびに関係団体や沿線市町村との連携を深め、一致協力して早期実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

食品の地産地消の促進については、さまざまな政策が実行され着実に成果があることが分かりました。ありがとうございます。

2番目の市内建築業者の育成について、1つだけ再質問させていただきます。

2番の子育てマイホームの補助金についてですが、補助金の性質上、差額を設けるのも難しいということが分かりました。それでも市内企業が新築が35%とちょっと少ない状態なので、その市内企業により多く利用してもらうために、PR活動を充実させるなどの政策はできるでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

マイホーム補助金の企業等への周知というようなご質問だと思います。

子育て世代マイホーム補助金の周知につきましては、市民の皆さまに対してはこれまで市のホームページや広報、子育て支援サイトのやまねっとなにおいてお知らせするとともに保育園等を通じ保護者に、また市内企業を通じて従業員の皆さまにチラシを配布するなど周知を行ってまいりました。

一方、市と連携協定を締結した金融機関や北杜市商工会、市内において建設業や不動産業を営む企業、住宅メーカーにもご協力をいただきながらお客さまにも周知をお願いしているとともに企業側にも制度の周知を行ってきたところでございます。

また移住を検討される方につきましても、移住相談の担当課であります地域課や道の駅こぶちさわ、東京等での移住相談窓口において協力をお願いし、周知に努めているところでございます。

今後におきましても当然ながら市民の皆さまはもちろん、企業の皆さまにもあらゆる機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。それでは3番の市の道路整備計画について、再質問を2つしたいと思います。

2番の①ですけども、市の道路整備計画についてですが、答弁にもありましたが市内の拠点を一体につなげることが重要だと私も思います。そこで現段階で自動車専用道路みたいなバイ

パス道路などの新規の整備計画はあるでしょうか。

続きまして、2番の②ですが中部横断自動車道の早期着工についてです。

着実に開通に向けた対応がなされていることが分かりましたが、さらに市民の皆さまにも状況を周知して認識いただくことも大事だと思います。そこでその市民の皆さまに情報発信などの状態はどのようにされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

ご質問のほうはバイパスなどの道路の整備計画、それと中部横断自動車道の情報発信ということでございます。

まず1点目のバイパスでございますけども現在、市道においてのバイパスの計画はありません。今後、市内の連携、ネットワークの形成を図る上で必要が生じた場合は検討してまいりたいと考えております。

次に中部横断自動車道の情報発信ということでございます。

市民の皆さまのご理解を深めるためにも情報の発信は重要な要素であると考えております。これまで国、県、沿線市町村と連携し情報の提供をしてまいりましたが、今後も地域での取り組みを市ホームページなどを活用して、市内外に向けた情報発信について積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

○3番議員（秋山真一君）

分かりました。終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、16番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

2項目について質問いたします。

1項目めは、市営駐車場の時間貸し利用状況と使用料についてです。

まず平成28年度と平成29年4月、5月の長坂駅前駐車場と小淵沢第3駐車場の利用台数、使用料収入、経費について伺います。

小淵沢第3駐車場は現在、近くの銀行が工事期間中で銀行利用者駐車場として使っているので利用台数が多いと思いますが、時間貸し駐車場の全般的な利用状況を市はどのように見ているのかお答えください。

駐車場の時間貸し使用料が高額だと私は思います。2時間無料、2時間100円、1日500円にした場合、利用者が増え経費としても問題ないと考えますがいかがでしょうか。

2項目めは、小淵沢駅前広場整備期間中における交通誘導についてです。

3月議会の答弁では東側ロータリー整備期間中、車両の乗り入れについては西側から進入しUターンして戻るルートを想定しているとのことでしたが、新駅舎の利用開始が7月3日に迫り最終的に車両をどのように誘導することになったのでしょうか。

また2名以上の誘導員を配置するとの答弁でしたが、誘導員を配置する時間帯と誘導方法はどのように考えているのでしょうか。また車が待機できるスペースはあるのでしょうか。

私は3人の子どもたちの送迎で数年前まで9年間、ほとんど毎日、複数回、家と駅の間を往復していましたので、その経験からなんですけれども申し上げると平日、小淵沢駅が送迎で混雑する時間は7時13分、7時45分、8時1分の上り電車の出発時間前と夕方以降です。朝は送りなので車は流れますけれども、夕方から夜にかけては迎えなので電車が到着するまで待機する車が大変多いのが現状です。また高校の試験期間や、文化祭はほとんど終わっているようですけれども、文化祭等の行事によって早めの時間が混み合ったり夜遅くが混雑したりしますので、高校からの行事情報を得るなどの対応も必要と考えますし、また金曜日の夜などは特急が到着する時間に東京から帰ってくるビジネスマンとか、そういうことでも混みますので現状をよく踏まえて誘導員の配置時間等も考えていただきたく、またどのようなになったかをお答え願えればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

16番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

市営駐車場の利用状況などについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成28年度と平成29年の4月から5月の長坂駅前駐車場および小淵沢第3駐車場の利用台数等についてであります。

長坂駅前駐車場の昨年度の利用台数は3,613台で、うち月極駐車が792台で21.9%、時間貸しが2,821台で78.1%でありました。使用料収入は590万7,400円で、うち月極駐車が392万4千円で66.4%、時間貸しが198万3,400円で33.6%でありました。経費については長坂駅前駐車場、長坂上町駐車場、日野春駅前駐車場の合計となりますが257万3,277円でありました。

なお、月極駐車と時間貸しの経費の区分は把握しておりません。

本年4月および5月の利用台数は552台で、うち月極駐車が110台で20%、時間貸しが442台で80%でありました。

使用料収入は80万5,300円で、うち月極駐車が54万4千円で67.6%、時間貸しが26万1,300円で32.4%であり、経費については11万9,713円でありました。

次に小淵沢第3駐車場の昨年度の利用状況であります。

利用台数は1万1,088台、使用料収入は380万9,800円、経費は72万9,052円でありました。また本年4月および5月の利用状況は利用台数は6,007台、使用料収入は91万9,800円、経費は18万2,727円でありました。

次に小淵沢第3駐車場の利用状況について、市がどのように見ているかについてであります。

利用状況は月平均利用台数は約924台、日平均30台となっております。利用形態は1時

間以内の無料駐車が6,610台、59.6%で上限金額1千円以上の利用台数は1,661台、18.4%となっており、多くの方が送迎や商店街の利用などの短時間利用者と考えております。

次に駐車料金の考え方についてであります。

長坂駅前駐車場と小淵沢第3駐車場の駐車料金については、駅に近い立地条件や他市の駐車料金を参考に設定していることから、適正なものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

16番、野中真理子議員のご質問にお答えします。

小淵沢駅前広場整備期間における交通誘導について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小淵沢駅前広場整備期間における交通誘導についてあります。

来月3日からの新駅舎運用から広場完成後の全体運用開始までの一般車両の誘導については西側から進入し、整備予定の駐車場を利用し転回して西側に出るルートを、バス・タクシーについては新駅舎前でUターンして西側に出るルートを予定しており、このことについては市の広報紙やホームページ、区長文書等で周知しております。

次に誘導員を配置する時間帯と誘導方法、車の待機するスペースについてであります。

誘導員の配置時間については午前9時から午後6時までを予定し、入り口と駐車場付近に配置しスムーズな誘導を図りたいと考えております。

なお、8月11日から15日の間は誘導員を1名増員するとともに西側から東側に抜ける一方通行のルートで利用者の安全確保を図る予定であります。

車の待機スペースについては、駐車場に8台分確保するとともに混雑時には車道の路肩に寄せて待機する応急的な対応も可能としております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは最初に、市営駐車場の時間貸し利用状況と使用料についての再質問をさせていただきます。

まず駐車場というものですけれども、北杜市の駐車場条例によれば道路交通の円滑化を図り、道路の交通に起因する障害の防止を行うためということで、路上駐車とかそういうことをなくすために市は設置しているという第一義的な目的があるということだと思えます。また以前のご答弁でそれを有料か、無料かということに対しては通勤等で占有する場合は有料とするというご答弁を過去にいただいていると思えますし、私はそのように認識していたのですけれども、まずそれについて間違いがないかどうか最初にお答え願いたいと思えます。

その上でなんですけれども、例えば長坂駅前駐車場は全体で73区画、そのうち時間貸しは9区画ですから、区画の割合としては12.3%が時間貸しとなります。しかし、今ご答弁いた

いたように時間貸しでの使用料収入が33.6%、平成28年度は33.6%が時間貸しの収入です。要するに台数の割合は12.3%だけでも、使用料収入の占める割合は33.6%です。要するに通勤で占有されている方は当然、月極駐車場を利用されていると思います。時間貸しを利用されている方というのは、駅前で食事をしたり買い物をする。または甲府市に出掛ける。または旅行で何日間か停められている。決して通勤等で占有している方ではないはずで、そういう実態を考えると、その本来の目的とか有料、無料、そのときに占有しているから有料にするという、北杜市としてのお考えと料金収入の実態が私は合っていないと思います。これから考えるともっと時間貸しは安くてもいい、長坂駅前駐車場だけに考えてもそれがよく表れているのではないかと思います。

実は以前、小淵沢第3駐車場の使用料のときに長坂駅前駐車場は本当に駅前だと。だけど小淵沢第3駐車場は長坂駅から遠いから、もっと長坂駅前駐車場に比べて安くしてくださいということを以前も申し上げたんですけども、そのことを聞いた長坂のある方が「いや、長坂駅前駐車場もこれは高い。自分たちもいろんなところの駐車場を調べたけど、この料金でも、要するに1時間無料、1時間100円、1日上限1千円というのは高い」ということも言われたことも付け加えさせていただきます。

それと現在の小淵沢第3駐車場の利用実績は、今、1日大体30台という答えだったと思いますけれども、決して利用実績が高いとは言えないと思います。私が今まで、あの駐車場が満車になったのを見たのは諏訪の花火大会のときだけです。おそらく皆さん、そこに置いてJRで花火大会に行かれた方たちで満車になったのは見たことがありますけども、本当にいつも、今は銀行が工事中で駐車場がないから、そのために使っているにもかかわらず、がら空きとか半分くらいは空いている状態です。それと先ほどの有料、無料に関係してきますけども、例えば数日間の旅行に行くときにバスを利用する場合はバスの駐車場は無料、特にお金はいらぬ。でも例えば3日、4日の旅行から帰ってきてJRを使ったときは3千円なり4千円なりのお金を払うということも、何かちょっと、市のもともとのお考えとここが合っていないのではないかと。またそのほかにも、私自身もあまり車の運転は好きではありませんこともありますけども、高齢になったらますます、たとえ甲府市でもなるべく車ではなくてJRを使おうかという方もいると思います。またそのことは公共交通への誘導という意味で決して悪いことではないというふうに思っています。そういうことも考え、また駅前の飲食店でゆっくり食事をしたりすることを考えると、最初にかかせていただいた2時間無料、2時間100円、1日500円ということで多くの人に使ってもらって、そしてそのことでさらに費用も、経費も賄っていくということは決して、これが理にかなっていること、いろんなことを考えてもそういうことが考え方としてあるんじゃないかと思いますので、この駐車料金についてのお考えを改めて市のほうに伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、小淵沢第3駐車場は時間貸しの駐車場です。周りを見ますと民間等でかなりの月極駐車場があります。当初、これをやるときに月極か時間貸しかというふうな議論もなされたと思います。しかし周りの民間の月極駐車場の経営を圧迫しないように基本的にここは時間

貸しにしていきたいと思いますという方向になったと思います。それで月極駐車場はそういった勤め人がもっぱら使うものだと思います。しかし3時間、4時間というふうに占有する場合ということもありますので、基本的には時間貸しで料金をもらうべきものはもらうんだという考えだと私は考えます。

それから料金については、ほかのところも調べました。例えば蕪崎市なんかは今現在45分は無料ですが、そのあと30分おきに100円カウントされるということだと思います。そのほか山梨市だとか甲州市でも同じように駐車場がありますが1時間100円、場合によっては30分100円というふうな料金設定です。

小淵沢第3駐車場を見たときにたしかに駅のところ、駅前ではありません。ですがこれは極めて近距離だというふうに考えます。そして小淵沢駅というのは特急あずさも停まれば小海線へも連結しているという重要な拠点の駅だというふうに考えます。そんなことを考えますと基本的には長坂駅前駐車場、同等の金額でいいのではないかというふうにした上でこれは前回、決定したものでございます。必ずしも全部埋まるということは、料金を下げたから埋まるとは限りません。基本的には妥当な料金でいって然るべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君の再々質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

再々質問ですけれども、今、これから整備する小淵沢駅の構内にある駐車場は30分無料、30分100円といってかなり高額ですけれども、それはそれで回転率を上げるとかということで私は別に高いとは思いません。でもそれと比較して、やっぱりこういう地方の観光の土地で、ここは高いけれども、もうちょっと200メートル歩けばものすごく安いところがありますよという、その比較の意味でも安く設定するということは大事ですし、それから多くの人にアピールできると思いますし、そもそも先ほどのお答えでは、例えば長坂駅前駐車場の時間貸しの料金、使用料の収入と区画の逆転している状況についてはお答えになっていないので、そこについてももう一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

再々質問にお答えいたします。

たしかに若干離れてはいます。200メートル離れているかもしれません。しかし先ほども言いましたとおりいろんな利便性を考えますと、これは決して安くすべきものではないと思います。長坂駅前駐車場と同等な料金で然りだというふうに出のほうでは考えております。

先ほどの長坂駅の、申し訳ありません、駐車料金の逆転というのがちょっと意味が分からなかったんですが。すみません、お願いします。

○議長（中嶋新君）

意味を。

○16番議員（野中真理子君）

長坂駅前駐車場は73区画のうち9区画だけが時間貸しです。だから区画の割合でいくと12.3%でしかないんです。けれども使用料収入は33.6%が時間貸しの収入で賄われて

いるんです。これはだから、通勤とかで占有している方は当然、月極にいくから本来の占有という、大きく占有している人たちのほうが少なく、旅行とか一時的にそういうことを使う人にお金をたくさん取っているという意味で、この料金設定はここでもおかしいのではないかとということを申し上げたんです。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

答弁をお願いします。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

長坂駅前駐車場では料金のほうが33.6%という、いわゆる収入の占める割合が大きいのではないかと、だからもうちょっと料金を安くしてもいいのではないかとということだと思います。

しかし、この占める割合というのではなくて、妥当な金額というものを駅前については全部調べた上でのことです。率が高いからだからもっと安くすべきだとか、月極との比率がおかしいのではないかとというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは小淵沢駅前広場の整備期間中における交通誘導ですけども、先ほどのお答えでは交通誘導員を置くのは朝9時から18時までということをおっしゃいました。私はそうではないかなと思って、それでは本当に多くの車が待機したり、皆さんが迎えに行く時間に誘導員がないということになります。それを恐れてわざわざ通告でもこの時間帯が混む、夕方、部活とかが終わって帰る高校生を待つ車がかなりの台数、小淵沢の駅は待つんです。そうしたときに今のこの車両の動線だと、たぶんどうにも動かなくなる。そこにこそ誘導員が必要だから、誘導員の配置する時間帯が大事だと思うので質問したので、そこも含めて再度お答え願えればと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再質問にお答えします。

夕方から夜にかけて混雑時の誘導員の配置というようなことでございます。

これにつきましては、先ほど答弁しましたように車の待機数については8台と車両の路肩に寄せて応急的な対応を図るということで可能でありますけども、今後の、その夕方から夜にかけては状況等を見ながら対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

再々質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

再々質問ですけど、今の現状の小淵沢駅、工事はしていてもある程度の駐車台数があって、それから夕方から夜に関してはバスが来ないので、バスの駐車場も利用して今はかろうじてま

わっている状況です。けれども、この回覧でまわってきた車両の動線を見ると駐車台数、ほぼ8台ぐらいでしょうか、停められるのは。停められるのは8台で、あとはまわらないといけなという状況の中で、たぶん誘導員の方が誘導するということが非常に重要になってくると思いますので、必ず現状がどうなっているかということをして市で見ていただいて適切な配置をしていただきたいと思いますので、そこを答弁いただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

現在、使用しております駅前広場より今回、整備しています広場は広くなります。そういう形の中で応急的な措置として路肩にも駐車するということも可能になっております。ということで、状況等を確認する中で対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

最後にともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

本定例会のトリでございます。よろしくお願いいたします。

本日は2項目について一般質問を行います。

はじめに小淵沢の花パーク フィオーレ小淵沢の今後の方向性について市の見解を伺います。

2000年4月に開園したフィオーレ小淵沢は20年間の借地契約終了後、原状回復して地権者に返還することになっていると承知しております。借地契約終了まで、あと2年余りとなっていますが、フィオーレ小淵沢の今後を考えたとき3通りのことが考えられると思います。1つは当初の計画どおり原状回復して返還するケース。1つは返還せずにフィオーレ小淵沢としての事業を継続するケース。そしてもう1つは地権者が返還されても困るといい、市も事業の継続をする意思がない。この3つだというふうに考えます。

どのケースにしても方針を決めなくてはならないと思いますので、現時点で市の方針がどのようになっているのか伺います。

まず、最初は当初の計画どおり原状回復して返還する場合です。

1つ目として、費用はどの程度の金額を見積もっているのか伺います。

2つ目、地権者は返還されることを承知しているのでしょうか。

3つ目、もともとあの土地は水田だったわけです。もともと水田だった土地をまた水田として戻せるのでしょうか。

4つ目、昆虫館の扱いはどのようなになるのでしょうか。

2つ目のケースとして、返還せずにフィオーレ小淵沢としての事業を継続する場合です。

そもそもそれが可能なかどうか。この事業はたしか農林水産省の補助金の事業だったと思います。その関係が大丈夫なのかという点をお聞かせください。

それから運営、管理はどのように行うのでしょうか。現在は指定管理をお願いしているわけですね。継続か、また別の方法、いろいろ考えられることがあると思います。

3つ目、昆虫館との契約はどのようになるのでしょうか。あの昆虫館は、いろいろ問題はあることは承知しておりましたが、ただ中身は大変貴重なものです。塚田コレクションというのは虫屋の中では知らない人はいないくらい有名なコレクションですので、あれを散逸させるようなことがあってはいけないと個人的には思っていますけども、そこらへんがどうなのかをお聞かせください。

4つ目、指定管理料を含む経費をどのように見積もっているのかお聞かせください。

3つ目のケース、これが一番厄介かなと思うんですけども、地権者の皆さんが返還されても困ると、もし言って、一方で市はもう事業の継続をする意思がないといったときに非常に困ってしまうと思うんですけども、もしこういうケースがあるとしたらどのような対応が考えられるのか伺います。

これら3つのケースのうち、もし方針がある程度決まっているものがあれば、それについてお聞かせいただければ大変ありがたいと思います。

2つ目です。3月定例会でも伺いましたが、市の水道行政の考え方について、3月定例会を踏まえてもう一度伺います。

1つ目ですが、料金の原価主義に対する考え方について。

広報ほくとの昨年、平成28年10月号で原価を公表しているというお話がありましたので調べてみました。市全体の原価ということで平成26年の給水原価が282円、平成27年度が同じく277円。給水原価が公表されていて、それに対して供給単価、つまり私どもが水道代として払う単価が平成26年度が160円、平成27年度が164円と大幅な逆ザヤとなっているわけです。つまり原価のほうが高い。いただく料金のほうが安くなっているわけですね。3月定例会の中では旧町村の原価はどうなっているのか公表してほしいという話をしたところ、参考程度のものはあるんだというようなお話だったと思います。しかしこれから推測するにつけ、あるいは先般の料金改定のときの数字を見るにつけ、旧町村間の原価の差には大変大きなものがあつたのではないかと考えられます。そのへんをまずお考えを伺いたいと思います。

また平成23年4月に予定している公営企業会計への移行に伴い、料金の改定が検討されるということでした。料金改定は適正な原価に基づくものという原則があります。こういった考え方で照らして料金設定を考えたとき旧町村別の原価計算を行い、その結果を公表した上で料金統一のまず妥当性から検討すべきだというふうに考えておりますが、そこらへん市の見解をいま一度伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

岡野議員、先ほどの②の平成32年4月予定の公営企業会計を23年と。

○13番議員（岡野淳君）

ごめんなさい。

○議長（中嶋新君）

結構です。訂正しますか。

○13番議員（岡野淳君）

お願いします。失礼しました。

次2番目ですけども、地域をまたいた配水管の接続について伺います。

当時の担当部長がこの件については多額の費用がかかるし、水利権の問題もあるということを理由にして、旧町村をまたぐ管の接続はしないとおっしゃったということは3月定例会のときにも申し上げました。このときのお話がいつ、どのような議論を経て変わっていったのか。つまり、この間の答弁では旧町村をまたがって接続していくんだというようなお話があったと思うんですけども、そこらへん、3月にははっきりご答弁をいただけなかったので、もう一度お考えを伺いたいと思います。

それからもう1つ、旧町村をまたいで管を接続するという理由の1つに災害対策なんだということをご答弁いただきました。この災害対策、具体的にはどのような災害を想定しているのか伺います。

旧町村をまたぐ管の接続には、大泉の人たちを中心に強く反対している地権者がいらっしやいます。そういう方々に具体的にどのように説明するのも併せてお考えをお聞きます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

市の水道行政の考え方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、料金の原価主義に対する考え方についてであります。

旧町村ごとの給水原価については、算定の基礎とする起債償還額や年間有収水量などが異なることから違いがあったことは確かであります。しかしながら、本市の簡易水道事業は1つの特別会計により経営されていることから、原価は市全体で算出するものと捉えております。

次に、公営企業会計への移行に伴う料金改定の検討についてであります。

現在の料金体系は北杜市合併協定書に基づき、地域間格差の生じていた水道料金を公平性の観点から、市簡易水道運営委員会および市議会で慎重に審議され統一したものであります。このことから、町ごとの原価計算を公開した上で料金統一の妥当性の再検討ということは現在、考えておりません。

次に地域をまたいだ配水管の接続についてであります。

配水管の接続を含む施設の統廃合については、水道事業の継続性や災害時の対策のために避けて通れないものと考えております。また、国が示す公営企業の経営に当たっての留意事項においても同様の指針が示されており、市の考え方は従来から変わるものではありません。

当時の担当部長は水利権等の課題がある地域について、「水利権等の問題が解決できない時点での接続はしない」旨を発言したものと認識しております。

次に想定される災害についてであります。

配水に当たり支障になると考えられる代表的な災害は、地震災害と豪雨災害であります。地震災害による被害としては地震動による配水池、配水管の漏水、水源、井戸の枯渇等が考えられます。また豪雨災害としては水源の流失、源水の濁りの発生等が考えられます。

次に、接続に反対している地権者を含む市民への説明についてであります。

水道施設の統廃合につきましては、現在策定中の北杜市水道施設中長期整備計画において施設の統廃合についての方針を示すこととしているため、個別の事案が具体的にになった時点で協

議を進めたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

花パーク フィオーレ小淵沢の今後の計画について、ご質問をいただいております。

フィオーレ小淵沢は花パーク フィオーレ小淵沢として平成12年4月にオープンしました。用地は平成11年4月から平成31年3月までの20年間の借地契約でありました。しかし本年度からの指定管理に当たり1年間の借地期間延長が必要となったことから、昨年2月に地権者説明会を開き50名全員から承諾いただき、平成32年3月まで契約延長を行った中で本年4月から指定管理者により管理運営が行われております。

地権者説明会の際、大多数の地権者から今後も賃貸借を継続してほしいとの要望をいただいております。

市としては当初の計画どおり原状復帰して返すか、フィオーレ小淵沢として事業を継続するか、新たな対応を行うか、今後十分検討して方向性を出し地権者にも説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

○13番議員（岡野淳君）

ではまず順番ですので、フィオーレ小淵沢の件から再質問させていただきます。

今のご答弁で平成32年まで延長ということで承知しました。地権者の皆さんは、できればそのままずっとやってほしいというご意向だということなので、そうだろうと思うんです。

ここで1つ、私が言いたかったことは事業の延長はもちろん構わないし、あそこはもともと良い場所なので、なんとかお客さんに来てもらいたいと当初から思っているんですけども、なかなかお客さんの動員数が伸びない中で今後どうするんだと。つまりあそこで大きな利益が上らないにしても、あまり市の負担になってほしくないなというところなんです。ところが、私も花の業界の人間なので分かるんですけども、花の業界ではもう花では人を呼べないというのはもう20年も30年も前から言われていることなんです。滅多なことではお客さんはなかなか来てくれないようになってしまっているんですね。例えば、関東地方で独り勝ちみたいなのが1カ所あるんですが、ご存じだと思いますけども茨城県のひたち海浜公園。ここは秋のコキアと春のネモフィラでもうたくさん人が来るわけです。高速道路が渋滞するほど人が来る。そういう可能性もまだあるところですから、今後、指定管理がおそらく平成32年まで続くんだろうと思うんですけども、彼らにそこらへん、市としてのなにか注文をつけることがないのかなと思います。つまり指定管理の方は一生懸命やっておられることはよく分かります。だけど、この間もちょっとぶらりと行ってきましたけども、失礼な言い方になるかもしれませんが、あんまりおもしろくないんですよ。これといって目を引くような植物が植わっているわけでもないし、これといってびっくりするようなデザインの花壇があるわけでもない。人

を呼べる要素が何なのかなと分からないですね。やはり入場料はたしかに無料にはなりませんが、だいたい前に。だけどそこにわざわざ足を運ぼうという人を呼んで、できればリピーターになってもらいたいわけですから、そこはやはり、執行部だけではなくてわれわれもそんなですけども、北杜市が全体でもう少しあそこをバックアップするような何かほしいなと思いました。お花がいっぱい見たいんだったら東京の人は昭和記念公園に行けばいいし、ちょっと足をのばしてひたち海浜公園に行ったっていいですけども、そういうものがやっぱりフィオーレ小淵沢にないといけないと思います。そこらへんの市のお考えを、もしありましたらお聞かせいただけないかなと思います。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

貴重なご意見、ありがとうございます。フィオーレ小淵沢は平成12年から始まりまして12年、13年、14年と10万人以上を超えておりました。ちょうど私も、(株)フィオーレ小淵沢を解散するときにたまたま担当の一人でしたから、その経緯もよく分かっております。そして平成18年、19年のときには6万人くらいに落ち込んでしまった。一生懸命、たしかにやってくれました。(株)フィオーレ小淵沢も。ところが花の原材料ですとか、あるいは人件費、これがものすごくかかって、この花のパークというのは非常に難しいんだ、お金がかかるんだということを当時やっていた方々も、それから私たちもよく分かったところであります。

そんなことの中で直営にして、せっかく農地があるんだから農地を生かしていこうということで長坂ファームが入ったりとか農地活用の経緯もありました。そして5年を経て今現在、指定管理でもう一度、農地も活用しつつ一部、花をということで努力していただいております。

実際にここ3年運営してきて、やはりなかなか難しい。指定管理料も今のままではとても大赤字になってしまうというふうな状況です。ですから指定管理料も上がっております、実際のところ。そんなふうな状況の中、今後、この花パーク、今の形態をというのはたしかに難しいかもしれません。今現在、私たちのほうでは例えば原状復帰をする場合には国庫補助事業でやっておりますから、そういったものを取り壊したときに補助金の返還とか解体費用だとか、あるいは芝生を元通りにするだとかさまざまな事業費もかかってまいりますので、そういったものを積算していく。そしてもしこのまま継続するのであれば、指定管理料が今後どの程度必要になってくるのか、そういったことも算定する。それから今やっている方法ではない方法も考えようということで、この3点からデータを今あげております。ですから今後、十分市長を中心に議論していきたい。そしてある程度、方向性が出てきたところで地権者の皆さんにもお話ししたいと思っております。今、こんな状況です。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君。再々質問ですか。はい、どうぞ。

○13番議員（岡野淳君）

よく分かりました。それで、できましたらいいんですけども、今後のその平成32年以降の方向性を打ち出すのが大体いつごろになるのかなというのがもしあれば伺いたいのと、それからもしそれ以降もやっていくといったときに、ちょっと1つ気になっているのは国との関係で、特にそのへんは全然心配しなくてもいいのかなという点だけ、ちょっと教えていただけれ

ばと思います。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

指定管理が始まって2年と9カ月ということになってしまいました。市としましては、なんとしても今年度中には方向性を定めて、地権者の皆さんにもお話ししなければいけないと考えております。

国への補助金の返還だとかそういったことについては、まだ今から試算したりだとか協議していかないと分かりませんので、今時点ではちょっと分かりかねます。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君、次の再質問を許します。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

それでは、次に水道行政について再質問させていただきます。

旧町村の原価の件なんですけども、これはそれがあったからこれから先どうこうしろということではなくて、もともとの考え方のベースになるものだろうと思うんですね。旧町村の原価の開きというのはたぶん、よく分からないけども8つの地域によって相当の違いがあっただろうと。8つの地域のある場所にはもっと細かく簡水があったりいろいろしたわけでしょうから、それを一個一個やるのはとてもではないけど無理だということは分かりますけども、少なくとも旧町村時代の原価はこういう違いがありましたよというところがベースになって、新しく北杜市になったときにはこういう考え方で、今度は1つの原価、言葉は悪いけど十把一絡げで原価計算をするわけですから、こういう考え方で原価計算しますよというふうに続いていくものだろうというふうに思うんですね。そこがなくていきなりさっきの話ではないですけども、100円ぐらいの逆ザヤが出ているような原価が公表されるといっても、流れというようなものが分からない、誰にも分からないだろうなという気がするんです。ですから実態はこうだったよということを、これだいぶ前の話になってしまうから、もう今さらみたいな話ですけども、それでも水道行政の発端である旧町村、合併直前の原価というのはこうだったんだということはやはりはっきりさせておいたほうがいいなというのが私の主張ですので、そこらへんのお考えをもう一度お聞かせください。

それからもう1つ、災害についてですけども水というのは高いところから低いところへ流れるというのは当たり前ですよね。地震と雨だとおっしゃいましたけども、地震で配水管が破断したということ、あるいは今おっしゃったように雨でその水源が流れてしまったとか水が濁ってしまったというんだったら、つないでおく意味なんてまったくないわけです。それこそ給水車に対応したほうがよっぽどいいわけですよね。そういうことでは、水道管を災害対策のためにつなぎますよなんて理由に全然ならないと僕は思うんですよ。先ほど言ったように、これ嫌だと思っている地権者の方いっぱいいるわけですから、そういう人に今みたいな説明したって何を言っているんだと言われてしまいますから、もうちょっとそういう方々が納得するような理由を言っていたかないと僕自身も、これでは給水車を走らせてくださいよとしか言えないので、そこらへんをもう一度お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

2点いただきました。まず最初の原価についての考え方についてであります。

原価につきましては、答弁でも申し上げましたように過去においては当然、町ごとに原価に違いがあったことは確かであります。こういった状況も踏まえた中で、現在の条例になる過程においては、合併協定書に基づいて地域間格差が生じていた水道料金を公平性の観点からまず統一をしていきたいと思いますものであります。そこでどういったことを基本に統一へ持っていくか、これについては1つの考え方が水系の違いといったところで2体系に料金体系をしたのが現状の状況であります。当然、原価ということで町ごとの原価ということも参考程度にはなるわけですが、これも今までの説明の中でさせていただいていますのが、原価計算の中には固定資産の減価償却費が30%ぐらいを占め、この計算の中の根拠となる数字となります。減価償却費は現状、北杜市では固定資産台帳が整備されていないといった状況の中において、減価償却費を起債償還額に置き換えてこの原価計算をしているといった状況がありましたので、あくまでも参考の数値と捉えております。

次の町をつないだ管の接続ということの質問で、災害だけの説明だけではなかなか住民も納得できないといった内容についてであります。

この件につきましては、答弁でも述べておりますように国でも当然、地方公営企業における事業の効率化というところでは、こういったことは避けて通れないといったところで示されているところであります。また一方で地方公営企業法にも当然、地方公営企業についての能率的、合理的な経営、これは企業の経済性ということを常に発揮しなければならないといったところが定められているところであります。そういったことから、この町をつなぐ管の接続というものはこの企業の効率性、合理的な経営というところからもこれは避けて通ることができないと、そのように考えております。

当然、こういった作業を怠ることによりまして結果として市民の皆さまの水道料金に跳ね返ってしまうといったような状況が考えられますので、公営企業を運営していく上ではしっかりこの施設の統合については進めていかなければならないと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君の再々質問を許します。

○13番議員（岡野淳君）

合併協定書のことまで言われてしまうと、では地域性の統一の解釈ということはなんだというところまでまた言いたくなってしまうので、時間がないからやめますけれど、少なくとも当時の部長が市民の前でおっしゃった、ずっと管の接続はしないよと言ったことを今の執行部の解釈で、なんの議論もなく市民の説明もなく避けて通れないからつなぐんだと。これはちょっと乱暴だなというふうに考えます。やはりそこが避けて通れないのであれば、経営の効率化というのは当然分かりますよ。分かりますけれども、そこをやはり市民に丁寧に説明してこなかったということが、裁判が最高裁までいきそうになったという最大のところだと僕は思いますの

で、あの轍はもう踏んでほしくないんです。市民たちもそう思っている。ですから丁寧にそこらへんは説明をしていただきたいと思いますので、その考え方を聞かせてくださいというよりも約束してくださいと言いたいところなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

岡野淳議員の再々質問にお答えいたします。

当時の担当部長が町をつなぐ管の接続については当分、行わないといったようなお話をされたということであります。

先ほども申し上げましたように、地方公営企業を進めていくには能率的・合理的な経営というものは避けて通れない、このことはしっかり今後、市民にもお伝えしていかなければならないと考えております。この効率的な経営を目指すことによって市民の皆さんの水道料金を結果として低額で抑えられる形になろうかと思っておりますので、これにつきましては引き続き丁寧に説明等はしていきたいと考えております。ましてや水利権の関係等で課題がある地域につきましては特に丁寧に説明を行っていききたいと考えています。

以上になります。

○13番議員（岡野淳君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで13番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月29日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時38分

平成 2 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 9 日

平成29年第2回北杜市議会定例会（4日目）

平成29年6月29日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第2 承認第2号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第3 承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第4 議案第50号 北杜市情報公開条例及び北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第51号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第52号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第59号 市道路線の廃止について
- 日程第8 議案第60号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第9 議案第53号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第54号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第55号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第13 同意第2号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第14 同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第15 同意第4号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第16 同意第5号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第17 同意第6号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

- 日程第18 同意第7号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
議会の同意を求める件
- 日程第19 同意第8号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の
選任について議会の同意を求める件
- 日程第20 同意第9号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第21 請願第4号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願
- 日程第22 選挙第1号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第23 議案第49号 北杜市小淵沢駅前広場条例の制定について
発議第6号 議案第49号 「北杜市小淵沢駅前広場条例の制定について」
に対する修正動議
- 日程第24 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員 (22人)

1番 栗谷真吾	2番 池田恭務
3番 秋山真一	4番 進藤正文
5番 藤原尚	6番 清水敏行
7番 井出一司	8番 志村清
9番 齊藤功文	10番 福井俊克
11番 加藤紀雄	12番 原堅志
13番 岡野淳	14番 相吉正一
15番 清水進	16番 野中真理子
17番 坂本静	18番 中嶋新
19番 保坂多枝子	20番 千野秀一
21番 内田俊彦	22番 秋山俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29人）

市 長	渡 辺 英 子	副 市 長	菊 原 忍
総 務 部 長	高 橋 一 成	企 画 部 長	濱 井 和 博
市 民 部 長	篠 原 直 樹	福 祉 部 長	織 田 光 一
生 活 環 境 部 長	小 松 武 彦	産 業 観 光 部 長	丸 茂 和 彦
建 設 部 長	赤 羽 久	教 育 長	堀 内 正 基
教 育 部 長	井 出 良 司	会 計 管 理 者	中 田 二 照
監査委員事務局長	岩 波 信 司	農業委員会事務局長	手 塚 清 作
明野総合支所長	小 尾 民 司	須玉総合支所長	八 巻 利 博
高根総合支所長	清 水 永 一	長坂総合支所長	中 澤 貞 夫
大泉総合支所長	上 村 法 広	小淵沢総合支所長	仲 嶋 敏 光
白州総合支所長	宮 川 雅 人	武川総合支所長	有 泉 賢 一
総 務 部 次 長	石 井 悠 久	政 策 秘 書 課 長	清 水 博 樹
総 務 課 長	山 内 一 寿	企 画 課 長	中 山 晃 彦
財 政 課 長	植 村 武 彦	市 民 課 長	堀 内 典 子
まちづくり推進課長	植 松 宏 夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	土 屋 裕
議 会 書 記	清 水 市 三
〃	進 藤 修 一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

本日、議案第49号 北杜市小淵沢駅前広場条例の制定についてに対する修正動議が提出されましたので、ここで議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時16分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

ここで資料配布のために暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

お諮りいたします。

日程の順序をお手元に配布のとおり変更したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、日程につきましてはお手元に配布したとおりといたします。

○議長（中嶋新君）

日程第1 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分報告及び承認を求めることについてから日程第8 議案第60号 市道路線の認定及び廃止についてまでの8件および日程第21 請願第4号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願を一括議題といたします。

本件につきましては各委員会に付託しておりますので、各委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から承認第1号および承認第2号、議案第50号および議案第51号、請願第4号について報告を求めます。

総務常任委員長、齊藤功文君。

○総務常任委員長（齊藤功文君）

総務常任委員会委員長報告を行います。

平成29年6月29日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、6月13日の本会議において付託されました事件を6月20日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件です。

承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第2号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第50号 北杜市情報公開条例及び北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第51号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

請願第4号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願

以上5件であります。

審査結果について申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「わがまち特例の内容は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅の固定資産税の減免および優良住宅の造成のための土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例の適用はあるのか」との質疑に対して「わがまち特例については、国で示した範囲内において課税割合を市の裁量で決定できる制度で、北杜市においては数年前から条例化しており、平成29年3月末の時点で12種類の資産が対象となっているが、ノンフロンについては対象が少ないことから廃止となった。耐震改修についてはまったくないわけではないが、対象があれば申請をしていただく。優良住宅地の造成等のために譲渡した土地の長期譲渡所得の課税については、2千万円以下の場合、住民税を5%から4%に減免するもので昭和63年度より延長されてきた」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

次に承認第2号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「農林産物等販売業で対象とならない物品の販売をした場合、課税免除の対象となるのはどこまでの範囲になるのか」との質疑に対して「過疎地域において生産された農作物、または農産物を原料に加工された加工品などを店頭で販売することを目的に取得した家屋および償却資産が減免の対象となるものであり、面積按分により2,700万円以上の取得価格となれば免除される。免除した固定資産税は、のちに75%が普通交付税として交付される」との答弁が

ありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第50号 北杜市情報公開条例及び北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑・討論ともになく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第51号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

「控除対象配偶者が変更となっているが、配偶者控除の対象となる額の変更はあるのか」との質疑に対して「今回の改正は同一生計配偶者に名称を改正したものであるが、実際は就業調整をめぐる課題に対応するために配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われるものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第4号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願についてであります。

「核兵器禁止条約の原案が提示された目的とその効果は。これまでの経過および今回、日本が不参加とした理由は」との質疑に対して「米露英仏中は核不拡散等取り組みを行ってきたが、法的な拘束力・強制力を持たないものであった。これまでの協議は核兵器の存在を前提としたものであったが、今回の条約は核兵器を違法なものと断ずる点が大きな違いであり、使用・保有・開発・実験・国内への持ち込みや通過することなどを禁止している。また、今回の不参加については公表されていないが、3月の会議において政府は、核保有国が参加しないもとで禁止条約をつくることは、核保有国と非核保有国の分断を深めると理由付けている」との答弁がありました。

「国連が示した条約が提示されなければ、条約の真意がつかめず請願の審議を深めることができないが」との質疑に対し「請願が提出された段階では素案が示されておらず、現在手元にもない」との答弁がありました。

審議の中で「条文がないと趣旨と内容が分からず、請願を判断することができないことから継続審査とすべき」との意見が出され採決の結果、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から承認第3号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成29年6月29日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月13日の本会議において付託されました事件を6月21日に全員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

以上1件であります。

審査結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

質疑討論ともになく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第52号、議案第59号および議案第60号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、井出一司君。

○経済環境常任委員長（井出一司君）

それでは経済環境常任委員会委員長報告を行います。

平成29年6月29日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、6月13日の本会議において付託されました事件を6月22日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第52号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第59号 市道路線の廃止について

議案第60号 市道路線の認定及び廃止について

以上3件であります。

審査結果について報告します。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見などについて申し上げます。

まず議案第５２号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

「駐車台数に変更はあったのか。月貸しから時間貸しへ変更した理由は」との質疑に対し「今回の整備により駐車台数は１０台となった。３０分無料とし３０分を超えた場合、料金を徴収することとした理由は小淵沢駅舎の整備に伴い、駅舎内にある観光案内所の利用者や送迎の方の利便性を考慮したものである」との答弁がありました。

また「整備前の駐車台数は。また、その影響は」との質疑に対して「以前はまちづくり小淵沢の指定管理により５０台駐車することができたが２年ほど前に廃止し、これまでの利用者は民間など他の駐車場へ移動してもらった。現在、他の駐車場を利用していることから影響はない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第５９号 市道路線の廃止についてであります。

質疑・討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第６０号 市道路線の認定及び廃止についてであります。

質疑・討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから承認第１号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第１号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第１号は委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第２号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第２号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第3号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第50号 北杜市情報公開条例及び北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第51号 北杜市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第５２号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第５２号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第５９号 市道路線の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第５９号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６０号 市道路線の認定及び廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６０号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第９ 議案第５３号 平成２９年度北杜市一般会計補正予算(第１号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

それではご説明をさせていただきます。

議案第53号 平成29年度北杜市一般会計補正予算書（第1号）をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,068万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を282億5,560万5千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 地方債補正でございます。

変更といたしまして合併特例事業債を3,640万円増額し、限度額を16億7,480万円とし発行限度額の計を29億1,960万円とするものでございます。

恐れ入りますが2ページ、3ページにお戻りください。

歳入歳出予算の補正内容について、ご説明いたします。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税2,372万5千円の増額につきましては、一般財源として普通交付税を充当するものでございます。

14款2項国庫補助金3,353万4千円の増額は防災・安全社会資本整備交付金事業に充当する活力創出基盤整備交付金でございます。

15款2項県補助金2億3,243万1千円の増額は強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業費補助金および運動部活動顧問任用事業費補助金でございます。

3項県委託金220万1千円の増額は圃場整備換地委託金でございます。

20款5項雑入239万5千円の増額は、コミュニティ助成事業に関する一般財団法人自治総合センターからの助成金、国立研究開発法人科学技術振興機構からのSSH事業支援費などでございます。

21款1項市債3,640万円の増額は防災・安全社会資本整備交付金事業および県営土地改良事業へ充当する合併特例事業債でございます。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出についてご説明させていただきます。

6款1項農業費2億4,217万1千円の増額は、強い農業づくり交付金や産地パワーアップ事業費補助金による施設整備への助成、村山六ヶ村堰疎水世界かんがい施設遺産登録記念事業への助成を行う農業振興事業費、換地登記などの委託を行う農業施設維持管理費および土地改良施設の耐震対策を行う県営土地改良事業費でございます。

8款2項道路橋梁費7,081万9千円の増額は防災・安全社会資本整備交付金事業により行う交付金道路新設改良費でございます。

10款1項教育総務費230万5千円の増額は、地域人材を運動部の顧問などとして中学校へ配置する中学校費でございます。

4項社会教育費142万3千円の増額は、コミュニティ助成事業を行う生涯学習推進事業費などでございます。

5項保健体育費1,299万6千円の増額は、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致に向けた事業を行うスポーツ振興推進事業費でございます。

6項高等学校費97万2千円の増額はスーパー・サイエンス・ハイスクール事業を行う甲陵高等学校費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第53号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第10 議案第54号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第55号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）

の2案件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

議案第54号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億4,429万円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

はじめに歳入です。

5款3項県補助金は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備に要する経費に対する補助金として1,030万円を計上するものであります。

4ページ、5ページをお願いいたします。

次に歳出です。

1款6項地域介護・福祉空間整備費等補助金は、事業所開設予定の長坂町内の一般社団法人に1,030万円を補助するもので、補助率は10分の10であります。

介護保険特別会計の補正予算につきましては以上でございます。

続きまして議案第55号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,195万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,737万8千円とするものであります。

2ページ、3ページをご覧ください。

はじめに歳入です。

1款1項外来収入を1,195万9千円増額するものであります。これは新たな医師を週2日、非常勤雇用することによる外来収入の増加によるものであります。

次に4ページ、5ページをご覧ください。

歳出であります。

1款1項総務管理費は臨時的に雇用いたします医師、看護師、事務員の賃金等といたしまして867万1千円の増額をお願いするものであります。

次に2款1項医業費は外来、往診が増えることに伴う医療用消耗機材費、血液検査委託など328万8千円を増額するものであります。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号および議案第55号の2案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号および議案第55号の2案件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論のある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第54号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第55号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第12 同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第19 同意第8号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件までの8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の死去に伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市須玉町若神子2178番地6、大谷和正、昭和24年8月30日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第2号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の辞職に伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市大泉町西井出4502番地、山田裕、昭和25年7月2日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の辞職に伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市大泉町西井出266番地、小林成行、昭和25年1月6日生まれ。北杜市大泉町西井出2638番地、浅川麟四郎、昭和21年1月5日生まれ。北杜市大泉町西井出2431番地、進藤実、昭和24年11月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第4号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の辞職に伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市大泉町谷戸206番地、三井修、昭和23年11月16日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第5号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求め

る件につきましては委員の辞職に伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市武川町黒澤1635番地、小澤一生、昭和16年10月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第6号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の辞職に伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市武川町黒澤1635番地、小澤一生、昭和16年10月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第7号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の辞職に伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市武川町黒澤1635番地、小澤一生、昭和16年10月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第8号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の辞職に伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市武川町黒澤1635番地、小澤一生、昭和16年10月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号から同意第8号までの8件は、質疑・討論を省略し採決したいと思います。ご異議……。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

ただいまの委員の同意案件で住所から氏名、生年月日、市長がすべて説明をしておりましてけれども、大泉関係の住所の読み方、すべて「おおいずみまち」何番地と言っていましたけれども、私ども合併以来「おおいずみちょう」というふうには呼称は正式に聞いておりますけれども、そのへんについて、すべて住所の呼称を「おおいずみまち」西井出とか言っていましたけど、そのへんについてよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

質疑ですね。

市長。

○市長（渡辺英子君）

失礼いたしました。「おおいずみちょう」です。申し訳ありません。お詫びいたします。

○議長（中嶋新君）

議長をもって議事を訂正しておきます。「おおいずみちょう」です。

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

それではこれから同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第2号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第4号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第5号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第6号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第7号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第8号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第20 同意第9号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

同意第9号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件につきましては北杜市農業委員会の委員の任期が満了となることから、新たに北杜市農業委員会の委員を任命する必要があるため農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により北杜市明野町上手3108番地、馬場君忠、昭和15年8月18日生まれ。北杜市明野町三之蔵901番地、小泉裕、昭和35年11月6日生まれ。北杜市明野町上神取821番地、小池和生、昭和15年11月3日生まれ。北杜市須玉町大蔵1369番地、赤岡正春、昭和20年3月21日生まれ。北杜市須玉町穴平1757番地1、坂本知適、昭和26年4月16日生まれ。北杜市須玉町下津金2255番地1、早川寿彦、昭和29年1月8日生まれ。北杜市須玉町小尾8371番地、小黒裕一郎、昭和54年2月15日生まれ。北杜市高根町村山北割3094番地、浅川友徳、昭和12年6月14日生まれ。北杜市高根町村山西割1242番地、大芝貞夫、昭和17年10月15日生まれ。北杜市高根町下黒澤1579番地、深澤彦麿、昭和21年9月2日生まれ。北杜市高根町箕輪新町790番地、田丸敏行、昭和25年1月5日生まれ。北杜市高根町清里3466番地71、浅川正宏、昭和28年11月2日生まれ。北杜市長坂町日野372番地、田中清彦、昭和28年7月27日生まれ。北杜市長坂町渋沢969番地1、波木井義和、昭和29年4月2日生まれ。北杜市長坂町白井沢3573番地52、八木千恵子、昭和23年4月1日生まれ。北杜市大泉町谷戸3972番地、三井正之、昭和21年2月16日生まれ。北杜市大泉町西井出1810番地2、兼子好治、昭和26年3月1日生まれ。北杜市小淵沢町下笹尾1147番地、内田英一、昭和21年6月9日生まれ。北杜市小淵沢町6104番地、進藤政秀、昭和25年6月22日生まれ。北杜市小淵沢町松向1837番地1、小林まち子、

昭和25年4月5日生まれ。北杜市白州町白須1759番地3、古屋岳仁、昭和29年6月8日生まれ。北杜市白州町上教来石249番地、平出洋一、昭和24年11月17日生まれ。北杜市武川町黒澤1464番地、一木正則、昭和25年2月17日生まれ。北杜市武川町牧原1438番地、齊木生史、昭和28年7月9日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第9号は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することにいたします。

これから同意第9号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第22 選挙第1号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元に配布しましたとおり7人を指名いたします。

ただいま議長が指名しました7名を大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人と定めることにご異議……。

内田議員。

○21番議員（内田俊彦君）

議事進行上の動議を申し上げます。

選挙第1号でございますが、この当該組合議会議員の中に議場内におられる方がいらっしゃいます。地方自治法第117条によりまして、これは退席をして皆さまにお諮りするのが規則だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時29分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

自治法上、選挙は議事ではないので除斥の対象ではないとなっております。

よって、このまま進めます。

ご異議ありますか。

内田議員、よろしいですか。

（ な し ）

進めます。

戻ります。

ただいま、議長が指名いたしました7人を大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩としまして、ここで議員全員協議会を開きます。

なお、本会議の再開は午後2時といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 2時00分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23 議案第49号 北杜市小淵沢駅前広場条例の制定についてを議題といたします。

ここで暫時休憩いたしまして、ここで発議者より資料の提出がありましたのでお手元に配布いたします。

暫時休憩。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

内容説明を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

議案第49号 北杜市小淵沢駅前広場条例の制定についてご説明いたします。

駅前広場は地方自治法第244条第1項に規定します公の施設として今回、制定します本条例は市民等が広場を利用するに当たっての基本的な事項を盛り込んだつくりとなっております。それでは概要書をご覧ください。

まず趣旨であります。

整備を進めております小淵沢駅前広場における利用者の安全かつ円滑な交通の確保を目的として公の施設として広く供するため、設置および管理について定める必要があることから北杜市小淵沢駅前広場条例を制定するものであります。

制定の内容でありますが施設の名称および位置、管理、附属施設、使用の許可、使用料など必要な事項を定めるものであります。

条例本文をご覧ください。

この条例は第1条から第18条、ならびに附則により構成されております。

第1条では設置について。

第2条では名称及び位置を規定しております。

第3条では管理について。

第4条では一般自動車乗降場、タクシー待機場、バス乗降場、駐輪場などの附属施設について規定しております。

第5条では使用の禁止または制限を。

第6条では駅前広場における禁止行為について規定しております。

第7条では一般自動車乗降場、タクシー待機場などの附属施設に停留することができる車両についての規定であります。

第8条ではタクシー待機場、バス乗降場において自動車運送法を行う場合は市長の許可を要することを定めており、第9条では第8条第1項の使用権の譲渡の禁止を規定し、第10条で使用料を規定しております。

その他、必要事項として第11条から第18条で使用料の納入、使用料の還付、使用料の減免、許可の取り消し等、原状回復の義務、損害の賠償、事故等の免責および委任などそれぞれ規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること、駅前広場の使用の許可に必要な準備行為は、施行期日前においても行うことができることとしております。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

本案につきましては、清水進君ほか3人からお手元に配布のとおり修正案が提出されておりますので、修正案を本案と併せて議題とし提出者から説明を求めます。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

朗読をもって提案とさせていただきます。

平成29年6月29日

北杜市議会議長 中嶋新殿

発議者

北杜市議会議員 清水 進

// 野中真理子

// 志村 清

// 相吉正一

議案第49号 「北杜市小淵沢駅前広場条例の制定について」に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び北杜市会議規則第17条の規定により別紙1・2の修正案を添えて提出いたします。

ここで一字、「提」に変えていただきたいと思います。

次ページをご覧ください。別紙1となります。

議案第49号 「北杜市小淵沢駅前広場条例の制定について」に対する修正案

議案第49号 「北杜市小淵沢駅前広場条例の制定について」の一部を次の通り修正する。

（禁止行為）の第6条第3号「集会、デモ」を削除する。

第4号「演説、宣伝その他これに類する行為を行うこと。」全文を削除する。

第4号を削除するため、第5号から第10号の項目を1項ずつ繰り上げる。

次ページをご覧ください。

別紙2はその修正を行った箇所を示しております。

先ほど配布された提案理由をご覧ください。

小淵沢駅前広場は、小淵沢駅を利用する市民、観光客等の利便性の向上のために設置されるものです。市民が駅前で集まったり、観光客のために案内等を配ったりすることも、この目的にかなうことだと考えます。

しかし、原案では、第6条の第3号で集会が、同第4号で宣伝その他が禁じられており、これらの行為をすることができません。また、憲法に保障されている言論、表現の自由からも、集会、デモ（原案第6条第3号）、演説（原案第6条第4号）を全て禁じることをすべきではないと考えます。原案の文言を削除することによって懸念されることについては、原案第6条第10号、修正案同第9号で「駅前広場の管理上支障を及ぼすおそれがある行為を行うこと。」は禁止行為とされており、第1条（設置）にある「小淵沢駅前の安全かつ円滑な交通の確保を図る」観点から判断をすればよいものと考えます。

以上の理由により、議案第49号 「北杜市小淵沢駅前広場条例の制定について」に対する修正動議を提案するものであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

最初に原案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

これで質疑を終結いたします。

次に修正案に対する質疑を許します。

質疑はありますか。

(な し)

修正案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号および議案第49号の修正案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号および議案第49号の修正案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論の順番について、ご説明いたします。

討論は最初に原案賛成者、次に原案反対者、次に修正案の賛成者の順番でお願いいたします。

まず原案賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

次に原案反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

次に修正案賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第49号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

まず本案に対する清水進君ほか3人から提出された修正案について、修正案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

○議長（中嶋新君）

日程第２４ 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第１０８条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査等につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

６月１３日に開会されました本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成２９年第２回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 ２時１３分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	土 屋 裕
議 会 書 記	清 水 市 三